

昭和三十二年三月

文化財調査報告

第四集

膽澤城跡 水澤市所在

岩手県教育委員会

岩手県教育委員会

膽澤城跡調查報告

板田 肖

中  
橋 喜 藤

多



## 序

膽澤城は平安初期に坂上田村麻呂が築營し、奥羽開拓の拠点となつた由緒深い遺跡である。本県の歴史は実に膽澤城建設から始まるといわれる所以であり、また早くから国の指定史跡として保存措置が講ぜられてきた次第である。

しかしながら、広域に及ぶ膽澤城の規模構造等については曾つて明らかになされたことがなく、その実体を窺い知ることが出来なかつた。ところが今般はからずも地元水沢市において、積雲法に基く耕地整理を実施するに當つて、この史跡の現状変更が行われることになり、この機会に岩手県教育委員会は水沢市教育委員会の協力を得て発掘を行なうことになつた。調査は昭和二十九年三月に実測図の作成。同年十一月及び三十一年十一月の兩次にわたり、文化財保護委員会より斎藤 忠博士を現地に煩わし指導を仰ぐとともに、県文化財専門委員板橋 順、田中喜多美画委員の担当によつて実施することが出来た。

調査に当られた諸氏には、交通不便な田野において、また寒風のもと、泥濘の中での並々ならぬ御労苦と御熱意に対して、ひたすら感謝と敬意を表するものである。

調査の結果については、何分限られた日数と経費の関係もあり、この遺跡の全貌を調査し得なかつたのは遺憾であるが、一応今回その結果を公刊する運びとなつたことは欣快にたえないとところである。

なお、この機会に本調査に御協力あつた水沢市教育委員会、地元佐倉河の関係諸氏、並びに植物質遺物の

鑑定をいただいた東京大学植物学教室の前川文夫、亘理俊次両博士に併せて謝意を表したい。

昭和三十二年一月

岩手県教育委員会教育長 赤堀正雄

## 目 次

第一章 鎮守府臘深城の歴史的考究	一
第一節 鎮守府の起源	一
第二節 臘深城の築営	三
第三節 臘深鎮守府の創設	四
第四節 臘深鎮守府の機構	五
第二章 鎮守府臘深城の位置	五
第三章 調査の経過	七
第四章 調査の成果	九
第一節 周辺内部地域	九
(1) 正殿跡	九
(2) 第一建物跡	一〇
(3) 第二建物跡	一〇
(4) 正殿西門跡	一一
(5) 正殿垣跡	一二
第二節 周辺外南部柱脚遺構	一二
第三節 山 土 品	一二
第五章 総 括	一二

## 図版目次

- 第一 膜澤城跡近傍地形図(地理調査所発行五万分一地形図による)
- 第二 膜澤城跡附近地図
- 第三 膜澤城跡近傍航空写真(朝日新聞社提供)
- 第四 周廊東辺道路
- 上、南方より望む
- 下、北方より望む
- 第五 周廊西辺道路(Ⅰ)
- 上、南方より望む
- 下、西北隅より望む
- 第六 周廊西辺道路(Ⅱ)
- 上、西北隅より望む
- 第七 周廊南辺道路
- 上、西辺道路と南辺道路の隅角部附近
- 下、西辺道路と北辺道路の隅角部附近
- 上、中央部附近
- 下、同部附近において中心部に通する道路
- 第八 周廊北辺道路
- 上、西北隅より望む
- 下、東寄りの部分を望む
- 第九 周廊内部地域発掘実測図
- 第十 周廊内部地域光景(Ⅰ)
- 上、東寄りの地域(将軍屋敷附近)
- 下、東北寄りの地域
- 第十一 周廊内部地域光景(Ⅱ)
- 第十二 正殿跡
- 上、南縁の柱列
- 下、南縁及び西縁の柱列
- 第十三 第一建物跡
- 第十四 正殿西門跡
- 上、余景(東より望む)
- 下、塹立柱の壇の一部
- 第十五 正殿垣跡
- 第一六 正殿跡附近における須恵器等出土状態

第一七 柱脚発見状況

上、正殿跡

下、第一建物跡

第一八 周廊外南方柱脚遺構（西）

上、北方よりの遠望

下、南方より望む

第一九 周廊外南方柱脚遺構の柱脚出土状況

第二〇 周廊外南方柱脚遺構南邊の柱脚痕跡

上、打込式柱脚痕跡

下、打込式柱脚痕跡

第二一 出土遺物

- 1、2、須恵器（長頸壺）
- 3、須恵器（壺）破片
- 4、鏡瓦破片

## 挿図目次

第一 北上川と膽澤川との合流点附近写真	壹
第二 膽澤平野地形図(堀内清司氏原図)	壹
第三 発掘光景	壹
第四 周郎北辺道路の南方における耕地整理作業写真	一九
第五 条里遺制と考えられる小字名・道路・小字境界図	壹
第六 発掘調査箇所の関係位置図	壹
第七 周郎内造構の関係位置図	壹
第八 正殿跡の柱脚塗立状況図	大
第九 第一建物跡東南隅柱脚塗立状況図	七
第一〇 周郎外南方柱脚造構の位置図	壹
第一一 周郎外南方柱脚造構(西方)の整理番号	壹
第一二 周郎外南方柱脚造構(西方)の第三号柱脚の形状図	大
第一三 周郎外南方柱脚造構(西方)の横軸せる柱脚写真	一九
第一四 鎌守府八幡宮にある柱脚写真	完
第一五 周郎外南方柱脚造構(西方)南辺附近における打込式柱	壹

## 表目次

第一表 國別面積表	四
第二表 膽澤鎮守府城構一覽表	壹
第三表 碓田面積と事力人員との關係表	三
第四表 膽澤城跡	壹
第五表 摂定地諸説表	五
第六表 方形四周道路の長さの表	七
第七表 南部西造構の柱脚出土状況	壹
第八表 第一次発掘調査における出土品集	壹

## 第一章 鎮守府 膳澤城の歴史的考察

東北地方のうちでも特に陸奥国における最初の開拓期に主要な役割を果したものの一つに鎮守府がある。陸奥における鎮守府は、出羽の秋田城と並んで蝦夷征討と東北日本辺境地域開発施策推進に当つたものであつたので、既に早くから諸先学によつて研究がなされている。北畠親房の職原抄、二条良基の百寮制要抄、大日本史の兵志四、蒲生君平の職官志等はこと新らしくここにあげるまでもない。近くは、大槻文彦博士の「多賀國府考」（明治三五年版、復軒叢書所収）と鈴木高嶽氏（後の八代国治博士）の「鎮守府考」（明治三四年国学院雑誌所載）とは特に著名な研究である。但し、発掘調査により実施に即して研究されたことは従来全くなかった。ところが終戦後、食糧増産農業政策遂行の一環として積雪寒冷單作地帯臨時措置法が制定されて本県においても耕地整理が広汎な地域にわたつて施行されることになった。これより先、膳澤城跡は大正十一年十月に史跡に指定されていたが、同史跡地域もまたまた耕地整理計画のうちに包含される予定となつたのである。そのため史跡の変貌することが一般識者間に憂慮されるようになり、岩手県教育委員会は耕地整理施行前に発掘調査を行うこととし、われら調査員はその委嘱をうけたのであつた。以下、章立てて調査報告するに當り、諸先学の研究の後をうけて、鎮守府膳澤城の歴史的考察を先ず記述することにする。

### 第一節 鎮守府の起源

大化改新によつて天皇制古代國家主權が名実共に確立されるや早くも陸奥は行政上特別な考慮が払われている。それ

は主として蝦夷居住地であったこと、辺境地域の開発効果に対する期待によるものであつた。当時の政治理念は、その指向した内実はいかようであつたにもせよ、そして結果的にはいかようになつたにもせよ、おもてむきとしては中国の徳治主義即ち天皇主権は徳によつて国家を統治すべきものであり特に四隣の後進地域に対するは徳をもつて化育すべきものであるということが理想とされていた。この政治理念は仏教教理によつて強く受けられた。そういう時代であつた。更に、天皇制古代国家の社会経済的要請からいつても、國家財政の拡充と確立の必要から蝦夷地に接壤する東北後進地域の開発吸収が緊要であつたのである。

従つて、大化革新によつて天皇制古代国家体制が確立されると大化三年（六四七）には渟足柵、その翌年には磐舟柵が治定されている。天武天皇の五年（六七七）には、陸奥は畿内諸国や長門と共に大山位以上の者をもつて國司に任じ、これら以外の国守には大山位以下の者を任すべきことが定められた。大山位といふのは天智天皇の三年（六六四）に制定された二六位階の一つであつて、大山位は上中下の三階に区分されており、大山上は十三位、大山中は十四位、大山下は十五位に相当している。天皇制官僚政治機構において、陸奥の國司が畿内諸国長門並に重視されたということは、陸奥辺境開発効果に期待するところが大であつたことを如実にものがたるものである。

次いで文武天皇の大宝元年（七〇一）三月に、<sup>ナガマツ</sup>凡海宿禰<sup>アマニ</sup>龜鑑<sup>カミヤク</sup>を陸奥に派遣して地下資源の開発を行なわせている。おそらくその結果であろう、十二年後には大和・近江・伊勢・美濃・飛騨・信濃・夢河・上野・出雲・讚岐等の諸國がそれぞれ所産鉱物資源を貢献した際に、陸奥は白石英・雲母・石流質を貢ずるまでになつてゐる。陸奥貢進の鉱産物はいづれも特に高度な採鉱技術を要するものではなくて、鑑別的採集法による簡単な操作によつて得られるものであるが、しかしながら、凡海龜鑑によつて陸奥に鉱山技術が伝入したことと無関係であつたとは考へがたい。凡海は大海又は忍

海にも作り、この部族のうちには冶金を職能とするものがあつたから、並鎧も採鉱冶金の技術をもつていていたが故に陸奥に派遣されたものと考えられる。<sup>註1</sup> 辺境征討開発策として、先ず何等かの勸農施策がとられたであろうことは食糧問題の重要性とこれに直結する輸送事情の重要性とから考へて当然のことであるが、冷涼性気候地帯の故に、國家財源という観点からするならば陸奥辺境は直ちに大きな期待をかけがたい条件にあつた。この故に辺境陸奥に対して先ず地下資源開発策が積極的にとられるにいたつた事情の一つは、ここにあつたと考えられるのである。これが陸奥辺境開発が重視された第二点である。

地下資源開発策がとられた翌年（七〇二）四月には、陸奥は采女と兵衛の筒点貢進を免除された。辺境開発の負担をいく分でも軽減しようという目的からとられた施策のあらわれであろう。これが陸奥辺境開発策が重視されたことの間接的なあらわれとみることができる。

養老令によれば国には大・上・中・下の四等級があり、この等級によつて地方行政官の定員と位階には差等が設けられていた。大国の制は養老令よりも古い大宝令に既に設けられていたことは職員令大宝令集解の古記に明証がある。養老令には大国とは何處何處であるか明記していないが、國守に任命された人物の位階から見ると、陸奥は建置の当初から大国であつたと推定されるのである。これが陸奥辺境開発が重視されていた証拠の第四点である。

國司には僕仗を給うことになつたが、養老二年（七一八）から陸奥は三閨國や太宰府と共に白丁を僕仗に充当することは禁止され有位者を充当することになつた。陸奥が三閨國や太宰府と同一な措置をうけていることは、蝦夷征討開発使命の端的表現であつて、これが陸奥辺境開発の重視されていたことの第五点としてあげるに足る所以である。

國の面積からみても陸奥は全国第一位であつた。故農學博士恒藤規隆氏の計算によれば全國國別面積は第1表の如く

第一章 鎮守府關澤城の歴史的考察

であつて<sup>註2</sup>

第1表 國別面積表(単位方里)

國名	面積	國名	面積	國名	面積	國名	面積
陸相	一、五〇七・二	武	一、八八二・一	上	一、一九九・九	安	一、一六二・九
武	一、五〇七・二	上	一、八八二・一	常	二、三七・四	若	二、三七・四
上	一、五〇七・二	常	一、八八二・一	越	二、三七・四	能	二、三七・四
安	一、五〇七・二	若	一、八八二・一	佐	二、三七・四	加	二、三七・四
上	一、五〇七・二	越	一、八八二・一	出	二、三七・四	越	二、三七・四
下	一、五〇七・二	常	一、八八二・一	中	二、三七・四	伊	二、三七・四
下	一、五〇七・二	越	一、八八二・一	後	二、三七・四	和	二、三七・四
安	一、五〇七・二	佐	一、八八二・一	渡	二、三七・四	路	二、三七・四
上	一、五〇七・二	出	一、八八二・一	賀	二、三七・四	磨	二、三七・四
上	一、五〇七・二	常	一、八八二・一	前	二、三七・四	泉	二、三七・四
常	一、五〇七・二	若	一、八八二・一	登	二、三七・四		
若	一、五〇七・二	越	一、八八二・一	賀	二、三七・四		
越	一、五〇七・二	佐	一、八八二・一	陸	二、三七・四		
佐	一、五〇七・二	出	一、八八二・一	総	二、三七・四		
出	一、五〇七・二	常	一、八八二・一	房	二、三七・四		
常	一、五〇七・二	若	一、八八二・一	野	二、三七・四		
若	一、五〇七・二	越	一、八八二・一	藏	二、三七・四		
越	一、五〇七・二	佐	一、八八二・一	模	二、三七・四		

長周讀阿土

予佐波岐門防

一九二・九  
一一五・〇  
二六一・七  
四五四・〇  
三五六・七

豊豐筑筑毫前後前後前後

一〇八・一  
三四八・六  
一四五・一  
四六・四  
二五五・三  
一六・〇

對對日日向向馬馬

四三三・三  
四三六・五  
三〇六・三  
二六二・八  
六四・三

一国平均二四四・六一方里となるから、陸奥は約六国に匹敵する計算になるが、実は当時陸奥北辺は未だ国衙領になつていなかつたのでこれほどではなかつたにしても広大な国とみなされていたことには變りはない。一時陸奥より磐城・岩代の二国を分置したことがあつたが、それは極く短期間のことであつて、やがて磐城・岩代の二国は廃されもの如く陸奥に合併された。陸奥一国制に復帰した理由は、東北辺境の征討や恒常的防備や開発というような事業をかかえこんでいる陸奥にとつて、磐城・岩代二国を分割したのではなくても経費負担額が過重であることが明白になつたからである。かくして陸奥は再び最大面積の国となつた。陸奥が最大国であったのは、建置以来の特殊事情にもよることであるが、しかしながら、かかる広大な地域を一国と認容したことは矢張り陸奥の特殊事情が当時の中央政府によつて深くは認められていた証拠の一つである。

陸奥は出羽と共に調庸の京進輸納においても特例であつた。天平勝宝四年（七五二）二月に陸奥國多賀以北の諸郡をして調庸に貢金をもつて輸しめることにしたのは、特産の黄金に対する国庫の需要度の高いことにもよるが、転運負担の勞を省くためでもあつたろう。少くとも結果的にはそういうことになつた。神護景雲二年（七六八）九月に至つて陸奥は調庸を十年に一度京師に進めることになつた。これは運搬の労を省くための措置であつた。延喜民部式においては

「陸奥と出羽の兩國は便によつて當國に納む」とあつて、兩國は調査を京庫に進めなくともよいことになつてゐる。この法源は神護景雲二年九月にあると考へられる。京進しなくともよかつたが、調査の総額を記載した計帳だけは京に進めなければならなかつた。

以上あげた七点は陸奥が行政上特別な考慮を払われていたことを示してゐるものであるが、鎮守府が設けられたのも政治的特別考慮の一環をなすものである。

鎮守府は養老令には規定されていない。養老令は養老二年（七一八）に制定され四十年を経て天平勝宝九年（七五七）五月施行されたものであるが、鎮守府は養老令制定以後において邊境征討開発の現実的必要に応じて漸次整備充実されついに常置されるにいたつたものである。従つて、その当初においては單に鎮又は鎮所、或いは陸奥鎮所とか陸奥國鎮所と呼ばれた。鎮所と称された時期のその所在地についても諸説があり、設置された年代についてもこれ又諸説があるのも、現実的必要から漸次常置に移行したためである。

さて、鎮所が鎮守府と称されるようになるのであるが、鎮守府はその機能が重要であつたのにもかかわらず建置年代が正史に全くみえないのは、鎮所がそうであつた如く、やはり現実的要請によつて鎮所の機構が整備拡充されるにつれて、鎮所から漸次鎮守府に移行していくためであると考へられる。鎮守府の始原形態である鎮所の始置年代が不明である如く、鎮守府の始置年代についても早くから諸説があつた。次の如くである。

#### 第一 神龜元年（七二四）説

#### 第二 弘仁三年（八一二）説

#### 第三 承和元年（八三四）説

以下暫く三説について考えてみることにする。先ず神龜元年説であるが、これは北畠親房の名著である職原抄に「聖武天皇の元年、陸奥國內に又鎮守府をおく。府（鎮守府）と國（國衙）と相並び國事を行う」とあるものであつて、始置年代を聖武天皇の元年即ち神龜元年としている。武家名目抄もこれに従つている。

次の弘仁三年説は蒲生君平がその著職官志において「初め贈澤城に置くも未だ必ずしも府というべからず。その府と號せしは蓋し弘仁に官員を定めし時より始まる。而して是により官にて鎮守府將軍と稱し國（國衙）と相並びて軍政をなす。（中略）職原抄は未だ深く考えず、鎮守府をおくを以つて聖武の二年となす」とのべて、親房の所説に反対し弘仁年間に府として確立したものであると主張している。君平の所説は鎮守將軍と鎮守府將軍との呼称の差異に着目した立論であつて、その論拠は弘仁三年四月の太政官符と建武年間記である。水戸の大日本史も職官志と全く同一見解であつてやはり建武二年記によつて「東方の夷狄を鎮圧するものを鎮守府といふ。陸奥贈澤郡に在り（後名抄、嵯峨帝弘仁三年に置く建武二年記）（志部鎮守府条）とのべている。君平が論拠とした建武年間記は、大日本史が論拠とした建武二年記と同一のものであつて、後醍醐天皇の建武二年における恩賞の条令や雜訴決断所評定所引付衆等の条令を録したものである。單に建武記ともよばれ群書類從難部に収められている一巻本である。この建武二年記に北畠親房の子顕家の上書文といふものが引用されているが、それによれば「延元元年（中略）源顯家卿の上書文に、弘仁三年殊に勅符を下し鎮守府を建て、主帥の器を探び將軍の號を授く」とある。君平も大日本史も共に建武二年記を論拠として弘仁三年説を主張しているが、実は建武二年記所引の顕家の上書文が究極の根拠なのである。そこで問題は、神龜元年説は父親房に由来し、弘仁三年説は子顕家に由来していることになるのである。

さて、父親房は南朝方の柱石であつたばかりでなく一代の碩学でもあつて延元四年（一三三九）には神皇正統記を著

し、職原抄を著したのはその翌年興國元年である。職原抄は親房が四八才の時の著である。これに対して子顕家も父に劣らぬ人材であつたことは増鏡や舞御覽記によつて知られているところであるが、建武二年記所引の上書文は延元元年（一三三六）のものであるから、この時顕家は年齢ようやく十九才であつて、職原抄の出来る四年前のことである。顕家は未だ職原抄をみていなかつたであろう。年令関係からだけ、父親房四八才の時の神龜元年説が正しいのか、それとも子顕家十九才の時の弘仁三年説が正しいのかを決定することは輕卒であるが、印象としては俄に顕家の弘仁三年説を信じがたいものの如くである。ここにおいて、弘仁三年説のでてきた事情を暫く精査してみる必要がおこつてくる。

弘仁三年説の論提は日本後紀弘仁三年四月条に

「四月己丑（二日）、定鎮守官員將軍一員、軍藍一員、軍曹二員、醫師努師各一員也。」

とあるので、この時鎮守府が成立し機構が完備したと思いこんだことにあつては相違ない。しかし弘仁三年説は誤つている。その理由を述べることにしよう。

1、弘仁三年から七五年も以前にあたる天平九年（七三七）において既に多賀城に鎮守府が成立していたのではないかと推定される点がある。統日本紀天平九年四月条に

「戊午（十四日）、遣陸奥持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言、以去二月十九日到陸奧國多賀城、興鎮守將軍從四位上大野朝臣東人共平章」

とある。麻呂はこの年の正月に持節大使に任命されたものであるが、東人は既に天平元年に鎮守將軍となつていたことが明らかで、以後天平十一年にも鎮守將軍とみえているので、少くとも十一年の水きにわたつて鎮守將軍であつた。この任期からみて鎮守府は常置されていたのではないかと考えられる。

2、弘仁三年から五年前にあたる天平宝字三年（七五九）には鎮守府が常置されていた明証がある。即ち三代格に

「乾政官謹奏」

陸奥國鎮守府給公廨事力事

將軍准守 將監准豫 將曹准目

若帶國者不須兼給

右、件府官人、離家遠任、理須矜恤、伏請自今以後、准件並給、臣等商量如前、伏聽勅裁、謹以申聞謹奏、奉勅  
依奏、

天平寶字三年七月廿三日」

とある。これには、鎮守府・件府官人の如く明らかに鎮守府が成立存置したことがみえている。そればかりでない、  
公廨と事力が公給されているのであるから府の官人も常置の官となつていていたことを示している。府の官人が常置制で  
あるということは、即ち府が常置されていたことである。

3、更にいうならば、弘仁三年説の論拠となつた日本後紀の弘仁三年四月条だけを卒爾に一見すると、いかにもこの時  
鎮守府の機構が始めて確立し鎮守府が成立したのものこの時であるかのよう解されるが、日本後紀のこの条の扱り所  
となつた太政官符が幸なことに三代格に収められているので、三代格について検討してみることにする。

「太政官符

弘八

定鎮守府官員事

將軍一員 軍監一員 軍曹二員 醫師答師各一員

第一節 鎮守府の起源

右、被右大臣宣稱、奉勅 鎮兵之數減定已訖、其鎮官員數宣依前件

弘仁三年四月二日

これは鎮兵の員数については從来よりも減定したが（弘仁二年閏十二月に文室綿麻呂の進言によつて措置したものであることは日本後紀にみえている）、鎮官の員数は前件の如く定めるというのである。この年の四月七日の官符によれば、陸奥出羽按察使の僕仗は從来三人であつたのを一人増加して四人とし、鎮守將軍の僕仗は從来三人であつたのを一名減じて二人としているが、これも前述の四月二日鎮守府官員制定官符と一連の関連をもつものであつて、弘仁三年といふ年は鎮守府機構に変更を加えた一時期ではあつたが、始めて鎮守府が創置されたことを意味するのではない。むしろ、弘仁三年以前において既に鎮守府が成立存置していたことを示しているのである。

さて次には親房に由来する神龜元年説であるがこの論拠が不明である。統日本紀神龜元年条には鎮守軍卒・鎮所等が散見するからであろうか。多賀城碑は、真偽兩説があつて問題の多いものであるが、この碑にも「神龜元年歲次甲子、按察使兼鎮守將軍從四位上勤四等大野朝臣東人之所置也」とあつて職原抄と一致している。現存の史料による限りにおいては、神龜元年説は陸奥鎮所即鎮守府ということと多賀城創設即鎮守府創置ということとの二条件を前提として始めて是認される説である。但し多賀城が創置された当初から鎮守府であつたかどうかという点を解決すべき証拠が今のところ見当らない。神龜元年説を否定すべき証拠をあげることも不可能である。従つて暫く神龜元年説によるより外に仕方がないというのが現状である。

終りに承和元年説は井上通泰博士の上代歴史地理新考東山道にある説で、その論拠は承和元年七月に始めて鎮守府に府印一面を賜つてゐるので、この時をもつて名実共に独立の官府となつたとするのである。故に厳密にいうならば、鎮

守府創置年代をのべたものではなくて、府印調成の面から形式的行政上の整備された時期をのべたものである。ここにその所説を掲げるには適当でないかも知れないが参考までにのべることにしたまでのことである。

註1 板橋源、陸奥國産金始源考、岩手史学研究、第一〇号

註2 農學博士恒藤規謙、日本地產統計、明治三九年五月刊。旧固ごとの面積について地理調査所に問合せたところが、既存資料がないとの回答に接したので恒藤博士の算出数字を引用した次第である。

註3 鎮所の擬定地に関しては次の三説がある。

第一 名取郡岩沼附近説

第二 仙台市西多賀の富沢附近説

第三 鎮所は最初から多賀城についたとする説

岩沼説は大槻文彦博士の「多賀城多賀國府遺蹟」（宮城県史蹟名勝天然紀念物調査報告第三輯七七頁以下所収）、喜田貞吉博士の「陸奥海道駅家の廢置を論じて多賀城碑に及ぶ」（歴史地理二一ノ五）、吉田東伍博士の大日本地名辞書名取鎮所址条、昭和二年三月刊行の「宮城県史蹟名勝天然記念物調査報告第三輯」多賀城跡条等にみえている。

第二の富沢説は浜田廉氏の「陸奥鎮所」（歴史地理五四ノ六）、浜田廉氏の「名取鎮所址」（昭和五年三月刊行の宮城県史蹟名勝記念物調査報告第五輯所収）等に代表されている。

第三の多賀城説は田中義成博士の「多賀城碑考」（史学雑誌三五）、内藤政恒氏の「上代に於ける陸奥地方の情勢を論じ多賀城建設の一端に及ぶ」（文化四ノ十一）、内藤政恒氏の「多賀城古瓦草創年代考」（文化十八ノ一）等などである。

註4 鎮所の始設年代については

第一 義老六年以前説

第二 和銅六年以降神亜五年までの十五年間説

第一節 諸守府の起源

の二説がある。前説は田中義成博士の「多賀城碑考」(史学雑誌三五)であり、後説は内藤政恒氏の「上代に於ける陸奥地方の情勢を論じ多賀城建設の一端に及ぶ」(文化四ノ十一)である。

## 第二節 膜澤城の築営

膜澤城築営については日本紀略の桓武天皇延暦二年(八〇二)条に

「正月丙寅(九日)遣從三位坂上大宿禰田村麻呂造陸奥國膜澤城」

とあることは周知のことである。ところが、この頃の正史である日本後紀には現在のところ延暦十九・二十・二一年の四ヶ年分の記事が欠落している。そのため、厳密に考えてみると日本紀略の記載は延暦二年正月に膜澤城が完成したという意味なのか、それとも築城に着工したというのか、或は又築城計画を策定したというのか必ずしも明確ではない。若しも、延暦二年正月に膜澤城が完成したという意味でないとするならば、それでは膜澤城が完成したのは何時であるのか、という新しい問題が発生してくることになる。従来、これらの点についての論考がないので、あらたに考えてみることにする。

先ず延暦十九年から同二年正月までの田村麻呂の動静をみると、陸奥に在つて築城に当つた明証は全くみあたらぬ。即ち、十九年十一月には諸国の夷俘を検校しているし(類聚国史一九〇俘囚条)翌二〇年には征夷に忙殺されている。二〇年二月には節刀を賜り、やがて現地に下向し九月にいたつて蝦夷討伐を現地より奏上し十月に征討を終り節刀を返進し十一月に職功により從四位上より三階躍進の從三位を授けられている(日本紀略)。故に延暦二年正月の記事は、この時膜澤城築営計画が朝議策定しその最高責任者に田村麻呂が任命されたことを意味するものと考えられる。正

月という東北地方の積雪期からみても、この時は築城完成とみなしがたいのである。

従つて、膽澤城築營計画策定より二日後にある正月戊辰(十一日)に、駿河・甲斐・相模・武藏・上総・下総・常陸・常陸・信濃・上野・下野等の国の浮浪人四〇〇〇人を「配陸奥國膽澤城」(日本紀略)とあるのも、構築に従事する一般労務者即ち櫛戸の微募計画を樹立したものと解されるのである。ここにみえて「陸奥國膽澤城」というのは完成了した膽澤城を意味しているのではなくて建設予定としての胆澤城である。

この前後の正史が欠落しているので、もとより詳細を知ることはできないが、田村麻呂は四月頃までの間に現地に赴いている。そのことは、類聚国史と日本紀略に

「四月庚子(十五日)、造陸奥國膽澤城使陸奥出羽按察使從三位坂上大宿禰田村麻呂等曰、夷大墓公阿豆利爲・盤具公母禮等、率種類五百餘人降」

とあるので明らかである。更に、この記事によればこの時の田村麻呂の官職に「造陸奥國膽澤城使」とあるので、胆澤城は延暦二年正月に完成したものではなくて、正月に築城計画が策定されたものであることがいよいよ明確となる。

現地に下向していた田村麻呂は七月甲子(一〇日)に夷大墓公等二人の首領を従えて入京している。七月己卯(二十五日)には百官が表を奉つて「平蝦夷」を賛している。八月丁酉(一三日)、田村麻呂は大墓公等二名の助命を進言したが朝議の容るところとならず、二虜は河内國で斬られた。その後、田村麻呂は再度下向したかどうかは明証を欠くので不明であるが、翌二二年三月に田村麻呂は造志波城使として辞見し彩帛五〇疋・綿三〇〇屯を賜つたことが日本紀略にみえているので、二一年の年内には七月以降田村麻呂は再び陸奥に下向しなかつたものと考えられる。

田村麻呂が七月上京した以後の留守中、現地にあつて築城の実際所務を担当し功績のあったのは鎮守府軍監道鳩御祐

である。そして駿澤城は延暦二年中に完成したものであるらしい。これらの点について説明を加えてみると次の如くである。

#### 類聚国史に

「延暦二年十二月庚寅（八日）、鎮守軍監外從五位下道鷲宿禰御稱爲<sup>註1</sup>陸奥國大國造」とあるのが、以上の如き所説の有力な根拠となるのである。とのべただけでは飛躍論理であるので、暫くここにみえる陸奥國大國造について述べる必要がある。

元来道鷲は陸奥の名族である。道鷲族のうちで最も史上にあらわれているのは島足である。島足は牡鹿郡の人で体貌は雄壯、志氣は驍武で馳射に長じていた。本姓は丸子、天平勝宝五年（七五三）八月牡鹿連と賜姓、時に大初位下であつた。早くより郷国を去り在京したらしく、新賜姓の四年後即ち奈良麻呂の陰謀露見の際には在京し、田村麻呂の父田村麻呂と共に奈良麻呂方から武勇人として注目された人物であつた。果せるかな、奈良麻呂の一件後八年目、天平寶字八年（七六四）に恵美押勝逆謀のとき、茹田麻呂と共に殊功を立て同年九月從七位上より一躍從四位下に昇進し官は授刀少将にすすみ且つ牡鹿宿禰と新姓を賜る破格の恩典に浴した。十月、兼相模守、翌天平神護元年正月敷二等功田二〇町を授けられた。次いで二月、授刀衛の機構改革により近衛員外中将となり、後間もなく姓を道鷲宿禰と賜はり（その年月は正史にみえないが、天平神護元年二月以降二年二ヶ月の間である）、一年を経て天平神護二年正四位下、同十月更に正四位上と累進を重ね翌年即ち神護景雲元年（七六七）十二月に陸奥國大國造となつたのである。これが大國造の初見である。延暦二年（七八三）正月に歿した。年不明。彼が大國造になつた契機は、重大政變に際し武功をあらわしたことに対する恩命によるものであつた。

姓氏よりみて島足と同族ではないかと考えられるものに道鷦宿禰三山がある。三山は天平神護元年（七六五）十二月外從五位下となり、神護景雲元年（七六七）七月陸奥少掾となる。同年十月に伊治城が成るに及んで、その功を賞した勅のうちに、特に三山の業績を讃えて

「見陸奥國所奏、即知伊治城作了、自始至畢、不滿三旬、朕甚嘉焉。夫國危忘生、忠勇乃見。衝綸遂命、功夫早成。非但築城制外、誠可減戍安邊。若不褒進、何勸後徒」（中略）其外從五位下道鷦宿禰三山、首建斯謀、修成築城。今美其功、特賜從五位上」

とのべている。外位から從五位上という内位に入内することは驚く恩典によるものであつた。この恩賞があつて二ヶ月後に陸奥国造に任せられたのは、伊治城築營の功によるものであつた。即ち、三山も築城軍功によつて国造となつたのである。

本来、国造制は大化以前のものであるが、しかしながら大化以後と雖も律令制古代国家の郡地方制度のうちに国造が存続していたことは周知のことである。陸奥に限つたものではない。ところで、奈良朝において国造に任せられた者について、国造に任せられるにいたつた直接機の明らかな事例を検討してみると、國家非常事態に際して殊功をあらわした者が新たに国造に任せられる場合が著しく目立つてゐるのである。やや煩雑にわたるが、その事例の若干を例証としてあげてみよう。

### ○ 第一例

天平勝宝九年（七五七）。奈良麻呂反乱の時殊功のあつたものが国造になつてゐる。奈良麻呂の反謀を最初にあびいたのは上道臣斐太都といふ當時卑官の中衛舍人であつた。斐太都是功により旬日にして直ちに從八位上から一躍從四位下

となり（道嶋島足の昇叙の場合と同様である）。姓を朝臣と賜つた（島足にも新賜姓があつた）。ひきつき舍人から少將にすすみ、更に吉備國造となつたのである。この年の十二月には、令の上功にあたる功田二〇町を賜はり三世に伝うべきことが許された（島足の功田も二〇町であつた）。要太郡の國造任命は、恒常的一般政務において治績をあげたからではなくて、干戈にうつたえようとした政変を未然に防止したという非常の場合の殊功によつたものであるという点が著しいのである。

### ○ 第二例

道嶋島足が陸奥國大國造に、道嶋三山が國造になつたと同時に武藏宿禰不破麻呂が武藏國造になつてゐる。不破麻呂は本姓丈部直、本貫は武藏足立郡で、仲麻呂一件に殊功を立てた人物である。國造になつた経緯は島足と全く同一で武功によるものであつた。

### ○ 第三例

和氣清麻呂は統日本紀延暦七年条によれば「六月癸未、美作備前二國國造中宮大夫從四位上兼攝津大夫民部大輔和氣朝臣清麻呂」と記されていて、この時美作備前二國國造になつてることが知られる。日本後紀によれば、清麻呂が歿した延暦十八年二月乙未条にも「贈正三位行民部卿兼遣宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂」とある。ところが、清麻呂が美作備前兩國の國造となつた年月は正史に明載を欠くが、日本後紀延暦十八年二月条の清麻呂伝には「（清麻呂）歸來上疏陳狀、詔以佐波良等四人（筆者註、清麻呂の高祖父佐波良・曾祖父波伎豆・祖父宿奈・父乎麻呂のことである）並清麻呂、爲美作備前兩國國造。」とあることと、統日本紀宝龜元年九月条に

「徵和氣清麻呂・廣蟲於備後大隅、諭京師」

あることによつて、道鏡の非望を破壊した殊功により宝龟元年九月帰還して間もなく両國國造に任せられたものと考えられる。

二ヶ国の國造という異例が何故にこの際おこつたかというと、清麻呂の先代四人の墳墓は美作備前両国に亘つてあつたし、更にその遠祖弟彦王が新羅遠征從軍並びに忍熊別皇子の逆謀誅滅との二功によつて賜つた藤原県もこの時には美作備前両国にまたがつておつたという特殊事情によるものであつた。道鏡の非望をしりぞけた殊功により清麻呂当人のみならず既に故人となつてゐる父・祖父・曾祖父・高祖父四人をも國造に任じたということは、國造の社会的榮譽性を明瞭に示しているものである。

ここで筆を道嶋御権の陸奥國大國造任命問題に返すことにしてよう。奈良朝から平安初期にかけて、この頃の國造任命の事情は大略上述の如きものであつた。そして、大國造といふのは、他国ではなくて陸奥邊要國（筆者註、當時邊境という用語もあつたが、法定用語としては邊境を「邊要」といつた。）に限るものであつて、破格の恩賞であつた。もしも御権が田村麻呂の在国期間中に田村麻呂を助け、そして勝澤城が田村麻呂上京の七月以前に完成していたのであるならば、田村麻呂の帰京後直ちに彼の執奏により御権は恩命に与るべき管である。しかるに、そのことが十二月であつたということは、田村麻呂上京後の留守をよく勤め勝澤城構築に殊功をいたしたのは御権であるということを示していると同時に、勝澤城の完成は延暦二一年中であつたということを想定せしめる有力な証拠でもある。

道嶋宿禰御権は凡庸の士ではない。彼は島足や三山の同族ではないかと思われる。延暦八年六月、征夷將軍の奏言によれば、賊帥夷阿亘流為の本拠を征討したとき官軍は敗北し戦死二五人、矢に傷くもの二四五人、河に投じ溺死するも

の一〇三六人、裸身泳ぎ帰つたもの一二五七人という慘状を呈した。この際、別将として従軍していた御橋は、出雲諸上等と共に乱軍のなかにありながら沈勇よろしく官兵の余衆を引率して帰還したことがあつた。御橋は贋澤城完成後、延暦二三年正月には征夷大將軍田村麻呂の麾下で副將軍となり、大同三年六月に鎮守府副將軍となつてゐる。

贋澤城は延暦二一年の年内に完成したものであることを、道船御橋の陸奥國大國造任命が同年十二月であつたことから想定したが、更にこの想定を裏づけるのは日本紀略の翌年二月癸巳（十二日）条に「今越後國米三十斛、塩三十斛、送造志和城所」とみえ、又

「三月丁巳（六日）、是日、造志波城使從三位近衛中將坂上田村麻呂辭見、賜彩帛五十疋、綿三百屯」とある記事である。延暦二一年の翌年早々二月に志波城造営の準備がなされ、三月にはそのために田村麻呂が下向のため辞見しているのは、前年中に即ち延暦二一年中に贋澤城が完成していたことの傍証とみることができよう。

贋澤城が延暦二一年中に完成したこととの間接的傍証は未だある。それは東北邊境に構築された諸城柵のうち、建設期間又は完成した季節から贋澤城竣工の季節を類推することである。

1、陸奥の桃生城と出羽の雄勝城は共に、天平宝字二年に築營計画が策定され、十月に陸奥の浮浪人の調庸を特免して桃生城造営にあたらせることとし、十二月にいたり坂東諸国から騎兵・鎧兵・役夫及び夷俘等を徵發して桃生・雄勝両城造営にあたらせることとなつた。かくして翌三年（七五九）の春から秋に亘つて竣工した。就業動員人数は郡司・軍毅・鎧兵・馬子等合計八一八〇人であつた。<sup>註2</sup>このことによつて、両城は「春月より秋季に至つて」（続日本紀天平宝字三年九月己丑勅）竣工したことがわかる。工事が越冬して二カ年にわたつたものではない。年内に、しかも秋ま

でに完成している点が注目される。

2、陸奥の伊治城の場合は、道島三山の業績をのべた箇所において一言しておいた如く、特別迅速に竣工した異例であるのでここにあげるのは適当ではないかも知れないが、神護景雲元年（七六七）十月に「三旬に満たず」して竣工している。即ち伊治城も年内に、しかも秋までに完成している。工事が越冬して二カ年にわたっていない。

3、正史に明証はないが、陸奥の志波城は延暦二二年中に、徳丹城は弘仁四年中に、やはり越冬して二カ年にわたらず一カ年内に完成したと考えられる。<sup>註3</sup> 考証は煩雑になるので、ここには省略する。

以上の諸例によつて、築城工事が越冬して二年にわたるということは積雪寒冷地域である東北辺境の風土からいつても至難なことであるし、又邊境最前線の蝦夷接壤事情からみても不可能なことである。明証のある限りにおいて、辺境築城は積雪期を越冬して二カ年にわたつたものが一城もない。

故に鶴澤城は延暦二一年正月にその築営計画が策定され、おそらく四月頃には遣陸奥國鶴澤城使として田村麻呂が下向主宰し、陸奥の名族道嶋御船はこれに協力して年内に完成したものと考定されるのである。

註1 板橋源、陸奥國大國造考、岩手大学学芸学部研究年報第4卷

註2 続日本紀、天平宝字三年九月条に「己丑（二六日）勅遣陸奥國城主・出羽國雄勝城・所役郡司・軍械・鎌兵・馬子合八千一百八十人。從去春日至于秋季、既離郷土、不顧產業。朕每茲情深矜憐。宜免今年所負人身奉役」

とある。これは秋季（七月八月九月が秋季であった）に完成したことのべたものであるが、この文面からだけでは、完成のことは必ずしも明白ではない。それで、更に証拠をあげる必要があるが、同日条に「始設出羽國雄勝平城ニ置」とあり、翌四年正月丙寅（四日）条に「勅曰、昔先帝數々降明詔、遣雄勝城。其事難成、前將既固。然今陸奥國守兼檢察使兼鎮守將軍正五位下藤原惠美朝臣朝彌等、教導荒夷、訓從皇化、不勞一戰、造成既畢。又於陸奥國牡鹿郡、跨一大河、凌澌湖、作木橋生桓ハ、奪之誠難。眷言之惟精、迺應之誠昇。」

とあつて論功行賞がなされているので、桃生・熊勝の二城は天平宝字三年九月までに完成したことは確実である。

註3 板橋源、陸奥國徳丹城建貢年代考、岩手大学学芸学部研究年報、第九卷。この論文において志波城と徳丹城はそれぞれ延暦二二年と弘仁四年の年内に竣工したことを考証したが、その要旨を述べると次の如くである。先ず志波城は、延暦二二年の年頭に建設設計画が策定されたことは日本紀略同年二月条に「癸巳（十二日）令越後國米三十斛・堆三十斛、益造志波城所」とあり、同年三月条に「丁巳（六日）是日、造志波城使從三位行近衛中將坂上田村麻呂辭見、四彩帛五十疋・綿三百疋」とみえていたので明らかである。そして延暦二二年中に竣工したのではないかと考えられる根拠は、日本後紀延暦二三年五月条に「癸未（十日）」、陸奥國言、斯波城與膳澤郡、相去一百六十二里、山峯嶺□、往還多難、不設郵驛、恐闇機念、伏請准小路例、置一驛、許之」とあり、田村麻呂の官職をみると延暦二三年五月に兼造西寺長官になり造志波城使でなくなっている（公卿補任）ので、志波城は二二年中に竣工し、翌年五月に田村麻呂は兼造西寺長官に転じ上京し膳澤城との連絡交通が整備されたものかと想定されるのである。

1、日本後紀の編纂總裁藤原祐嗣は、その経歴からみて征夷大輔に深い関心をもつていたので、徳丹城造営を省略したとは考えがた

い。しかるに現存の後紀には徳丹城造営のことがみえないのは、現在欠落している弘仁四年三月から五年六月までの間に徳丹城築営が記載があつたのではないか。

2、徳丹城築営者文室綿縣呂の問題をみると、弘仁二年は爾薩体征夷に罷れた一年であり、同三年は戦後処理として民力休養・蝦夷懲

柔融和・邊境統治機構並びに交通路整備の遂行に多忙をきわめた年である。これらの戦後処理が終つてから、同四年に徳丹城築営がなされたのであろうという想定が最も可能性がある。

3、徳丹城は弘仁五年十一月には存在していた明証はあるが、しかし五年中の竣工ではないとの論証ができる。

4、日本後紀の欠落部分を補うために日本紀略をとりあげるにあたつて、紀略は邊境記事を統紀や後記によつて記述する場合いかなる編集方針をとつたかを検討し、その成果から紀略弘仁四年条の「五月辛巳、從三位文室朝臣綿縣呂征夷將軍<sup>モキ</sup>」という記事を手がかりとして、徳丹城造営を弘仁四年と考定した。

### 第三節 膳澤鎮守府の創置

膳澤城の築營完成は延暦二年であるが、築營と同時に鎮守府が多賀城から膳澤城に移されたものであろうか。正史が散逸しているので明証がない。

それで、日本後紀によれば延暦二年正月十九日条に、征夷のため武藏・上総・下総・常陸・上野・下野・陸奥等の精一四三一五石・米九六五八石を陸奥国小田郡中山柵に運んでいた。この時既に征夷鎮守の根拠地である鎮守府が膳澤城に移駐していたのであつたならば、膳澤城にこそ軍糧が運搬貯蔵されるべきであるのに小田郡中山柵に運送されているところをみると、二三年正月には未だ鎮守府は膳澤城に移駐していなかつたのではないか。中山柵は登米郡中津山に擬定されているが、それはとにかくとして、多賀城の北である。策戦上一日行程たりといえども作戦行動地域に近く軍備を充足することが有利であるから、かかる措置がとられたものであろう。そうであるとするならば、この時には鎮守府は依然として多賀城にあつて、膳澤と志波の二城は共に築營後間もなくてあり征夷策源根拠鎮守府が膳澤城に未だ移駐してなかつたことを示しているものであろう。あたかもこの想定を裏づけるが如く、四カ月後にあたる五月に陸奥国が志波城と膳澤城とは相去ること遠く山谷が險しく交通連絡が困難であるから小路の制に准じて中間に一駅を置きたいと奏上し許可されている。令制によれば駅は三十里ごとに置く通則で、駅馬を二〇疋常備するのが大路、十疋は中路、五疋は小路であった。膳澤城は、その前面に志波城を控えていたとはいうものの、この時は未だ志波城との連絡が以上の如く不充分な状態であったのであるから、膳澤城は鎮守府の地たるためには余りにも蝦夷接壤地に露出しすぎて危険が多かつたのである。

志波城は延暦二二年の初めに造営が企画され、三月に造志波城使坂上田村麻呂が辞見下向し、この年内に竣工したのである。故に、少くも志波城造営中の延暦二二年には鎮守府が贈澤城に移駐したことは考え難い。

鎮守府が贈澤城に進駐していたと考えられる傍証は大同三年（八〇八）にみえる。大同三年は延暦二一年贈澤城竣工の年から六年目にあたる。即ち日本後紀の大同三年七月四日条の勅に「それ鎮將の任は功を邊戍に寄す、不虞の護りは暫くも缺くべからず。今聞く、鎮守將軍從五位下兼陸奥介百濟王教俊は遠く鎮所（贈澤城）を離れ常に國府（多賀城）に在り。もし非あらば何んぞ機要を濟せんや」と鎮守將軍に誠告を与えていた。教俊は鎮守將軍であるのに、遠く鎮守府贈澤城に居らず後方の多賀國府に居つたからである。

以上によつて、贈澤城に鎮守府が移駐したのは延暦二三年正月以降大同三年七月までの五年間のうちであると考へられてくるのであるが、ここにおいて田村麻呂の履歴動静と合考して、鎮守府の贈澤城移駐年代を更に絞つてみることにする。

田村麻呂は延暦二二年三月六日に造志波城使として辞見下向しているが、翌年八月には兼職はあるが、造西寺長官に既になつていて在京している。造志波城使でなくなつていて、註一公卿補任によれば、田村麻呂が兼造西寺長官となつたのは同二三年五月である。この頃帰京したに相違ない。この後は田村麻呂が歿するまで陸奥に下向していな。即ち延暦二三年五月をもつて田村麻呂が辺境に功をたて終つたのである。其後、田村麻呂が宮廷にあつて重く登用され、存命の時期は贈澤城が竣工し、贈澤城の前哨としての志波城も完成し、且つ志波と贈澤の連絡交通路も一応整備された頃即ち延暦二三年ではなかつたかと推定されるのである。蝦夷を武力で征討した功将ならば田村麻呂の以前にもあるし、以

後にもある。二城柵を完成した功将もある。<sup>註2</sup> しかし鎮守府を北進させて邊境地域開発の大本を統治機構の上で確立したのは田村麻呂一人であつたが故に彼の名声が既に在生中において高くなつてゐたのであろう。結果論的ない方になるが、膽澤城は鎮守府をここに北進させるために、田村麻呂によつて造営されたものであり、その前哨として志波城が造営されたとみなすことができる。

註1 日本後紀、延暦二三年八月己酉(七日)、遣征夷大將軍從三位近衛中將兼西等長官陸奥出羽按察使陸奥守與二等坂上大宿禰田村麻呂  
(中略)等、定和泉攝津兩國行宮地

註2 藤原忠美朝臣朝穂は陸奥國按察使兼鎮守將軍として天平宝字三年に雄勝城と桃生城を造営している。第一章第二節註2 参照

#### 第四節 膽澤鎮守府の機構

膽澤城は延暦二年内に着工し竣工した。翌々年に鎮守府が多賀城よりここに移駐した。従つて、その機構からいえば鎮守府であり、位置からいえば膽澤城である。本節においては膽澤城にあつた鎮守府の機構を略述することにする。

鎮守府は鎮所から漸次現実的必要に迫られて拡充整備されて形成されたものであるから、その機構成立も永い沿革を辿つてゐる。令制官府ではない。機構の全容を示す最初の史料は天平宝字三年七月二三日乾政官謹奏(第一章第一節所掲)である。これによつて將軍・將監・將曹があつたことがわかる。公廨事力の給賜基準は將軍は守に准じ、將監は掾に、將曹は目に准ずるのであるから、それぞれの相当位階が察知できる。さて鎮守府の將監と將曹が正史に初見するのはこの時である。しかし当初からかかる構成をとつてゐたとは断じがたく、その証拠には一〇年前にあたる続日本紀天平勝宝元年(七四九)閏五月条には「鎮守判官從五位下大野朝臣横刀」がみえている。天平宝字四年、即ち將監・將曹

という職制の初見する翌年の続日本紀正月条に鎮守軍監正六位上葛井連立足・鎮守軍監從六位上大伴宿禰益立と鎮守軍曹從八位上韓裴哲がみえているので、この頃將監を軍監に、將曹を軍曹に改めたものであろう。天平宝字三年格の將監將曹を格文の文飾とみなすのは当らない。將監將曹という名稱が令外の官として近衛府に設けられたのは天平神護元年のことであつて、後のことであるからである。さて、ここに軍監二名がみえているし、続日本紀宝龟十一年三月条にも「軍監軍曹各二人」とあるので、各二名が最初からの定員であつたらしい。弘仁三年以後軍監は定員一名となつた。

前掲の天平宝字三年格には副將軍がみえていないのに、これより先天平宝字元年六月条には兼副將軍がみえているし三年格の翌年正月条にも陸奥介兼鎮守副將軍がみえている。これは副將軍が常置の官でなかつたからであるまい。軍監軍曹にまで公廡事力が給賜されたのに副將軍がこれに与らぬのは、かく解す以外に途がないからである。副將軍は奈良朝末から弘仁初頭にかけて征討事業が強行された時期に機に応じ臨時におかれたものであつたらしいことは正史にみえる鎮守副將軍二例について検討すると兼任・權任・兼權任等が圧倒的に多いことや、又弘仁三年以後は正史にみえないことから考えられることである。更にいうならば、定員についても、鎮官料配分規準にも像仗事力賜給規定にも副將軍のことが全くみえていないのは常置の官でなかつたからであろう。たとえ常置されたとしても、職原抄に「中古以來不任之」とある如く弘仁三年までであつて、勝澤鎮守府創置後僅か八年しか存在しなかつたものであるから、第2表勝澤鎮守府機構一覧表から副將軍を省略し權任官人に含めることにした。

鎮守府機構は弘仁三年四月二日官符（第一章第一節所掲）に明瞭である。將軍一・軍監一・軍曹二・醫師一・弩箭一であつて、ここにも副將軍はみえていない。機構を表示すれば第2表の如くである。

第2表 膳深鎮守府機構一覽表

										職種	定員又は人數	賜給人員	職種	定員又は人數
醫師	府掌	軍曹	軍監	將軍										
1	承和十年始置 2	2	弘仁三年以後 1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事力 (4)	護身 (*3)	護身 事力(貞觀十一年各6)	偉仗 (大同五年各5、弘 各4)	偉仗 (仁三年以後各1、弘 各5)	護身 (大同五年以後各5)	事力 (天平寶字三年以後 各5)	偉仗 (天平寶字三年以後 各5)	護身 (弘仁三年以後各7)	事力 (天平寶字三年以後 各5)	偉仗 (弘仁三年以後各1、後 弘各3)	護身 (弘仁三年以後各2)	事力 (各2)	事力 (43*)	賜給人員
權任官人	樞戶	事力	合制兵士	鎮兵	護身	健士	講說師	蝦夷訛語	1*	5	弘仁三年以後計 34	弘仁三年以後計 34	1	1
		約118 乃至50	約400	500 以下	約145 乃至46	300*					護身 (弘仁三年以後各2)	事力 (各2)	事力 (43*)	賜給人員

備考1、上掲の職種は時代によつて存否に出入があり且つ定員に異動があるので、同一時代にすべてが並存したのではない。一応の復原構成である。

2、\*印は不確実なるもの、○印は本表において重出せるものたることを示す。

3、關將軍は本文にのべた如き主旨によつて權任官人に含め特に掲げることをしなかつた。

第2表の職種のうち前述しなかつたものについて以下若干の説明を加えておく必要がある。

①府掌 承和十年（八四三）即ち勝澤鎮守府創置後四〇年程で始置され帶刀把笏を許されているところをみると、府務担当の事務最高官人であつて、府掌が設置された頃から鎮守府は征戰軍陣的性格の上に軍政的邊境開発担当事務局的性格つまり邊境担当行政政府的性格を強く帯びるようになつたことを示すものであろう。

但し統日本後紀承和十年九月条では「始めて陸奥國鎮守に府掌一員を置く」とあるが、三代史錄貞觀十一年（八六九）二月条には鎮守府の府掌二名に職田各二町を賜うとあつて人数が符合しない。府掌は始置の当初から二名であつて、統日本後紀が一名といつてゐるのは誤記もしくは誤字誤伝であろう。何故ならば貞觀十一年二月二十日官符には「應給鎮守府府掌二人職田各二町事」とあるばかりでなく明瞭に「鎮守府牒稱、檢案内依太政官去承和十年九月十九日符、准國置府掌二員、夫府掌之職府國准同、而久經紀未給職田」とあるからである。二名が定員で恒常化していたことは延喜民部式にも「凡陸奥鎮守太宰等府國、府掌各二人、每人給職田二町」とあるので知られる。職田の田積からみると、府掌は中國の守・上國の介に准ずるもので、陸奥にあてはめてみると陸奥は大國であるので介の職田は二町二反、後の職田は一町六反であつたから、府掌は介と掾の中間に位してゐた。

②医師 合制によれば典藥寮の医師は定員十名で從七位下相当官であつたが、陸奥國の医師は延暦十五年以後官位は

少目に准じ從八位下相当官となつてゐるから（日本後紀、延暦十五年十月条・延暦十五年十月二八日官符）、鎮守府の医師にも事力が四人あつたものであろう。鎮守府医師の初見は大同三年七月であるが、始置年代は明らかでない。思うに弩師と同じ頃におかれたものであろう。定員は一名（弘仁三年四月二日官符）。陰陽師と同様、博士侍医等の挙状を得て補せられる規定である（延喜兵部式）。

③弩師 鎮守府に常置された年代は正史に欠けているが、天平宝字六年（七六二）を上限としておそらくても宝亀六年（七七五）までの間に設けられた。考証は省略して別稿にゆずる。<sup>註一</sup> 陰陽師の弩師は鎮守府よりもおくれ承和四年に設けられている。定員は当初から一名であつたらしい。初めは式部省の補任であつたが、次いで式部兵部祠省の所管となり天長五年にいたつて兵部省の所管一本となつた。日に准じ事力四人を給された。

④陰陽師 令制によれば、陰陽寮の陰陽師は占筮相地を掌り定員六名、位階は博士より一階下の從七位下相当であつた。鎮守府陰陽師の職掌は元慶六年九月二九日官符に「軍廟の用は卜筮尤も要たり。漏刻の調又その人にあり。しかして昔より此の府に陰陽師なし。怪異あるごとに國に向つて占せしむ。往還十日、僅かに吉凶を決す。もし機急あらば何ぞ物變を知らんや」とあるので明らかである。始置年代が元慶六年であることもわかる。官位は令制に准ずるとすれば從七位下であるが、医師の例に准ずるとすれば從八位下であつたことになる。今暫く医師に准ずるものとすれば事力四人であつたことになる。

⑤僕仗 祀任の初見は和銅元年三月で太宰帥八人、同大式と尾張守に各四人、三閨園守に二人を賜はり、考述・事力・公麻田はすべて史生に准ずるものであった。その後同五年五月に近江守に二人を賜はり、養老五年五月には三閨園守・太宰帥・陸奥守僕仗に白丁をとることが禁じられた。かくして僕仗制度は天平元年五月頃に確立したらしい。鎮守府官

人に像仗を賜つたのは大同五年五月が初見である。この時、將軍に十人、軍監に七人、軍曹に五人であつたが、後減じて將軍に三人となり、弘仁三年以降二人となり軍監軍曹には各一名となつた。その後、延喜を経て康保の頃まで將軍像仗定員二名は不變であつた。

鎮守府將軍は兵部省の所任であるのに將軍の像仗は式部省の所掌であつたので、承和十四年（八四七）閏三月に將軍と同様兵部省の所任となつた。朝野群載に補任書式がみえている。

「任鎮守府像仗」

太政官符　陸奥國司並鎮守府

正六位上文屋真人季延

正六位上道公方行

右去四月十九日、任鎮守府將軍從五位下源朝臣信孝像仗畢、國府宜承知。符到奉行、

右中辨源朝臣保光　右少史吉志宿禰

康保二年五月廿五日」

⑥蝦夷訛語　征夷にあたり「訛語人」の初見するのは続日本紀養老六年四月条であるが、この記事では日本語に曉通した蝦夷を訛語人に登用したものであるのか、それとも又夷語に通じた日本人を任用したものか明らかでないし、更に常置の職掌かも明らかでない。しかし蝦夷には「夷語」があつたことは続日本紀延暦十八年二月条によつて明らかである。即ち、陸奥国新田郡の百姓弓削部虎麻呂夫妻は「久しく賊地に住し能く夷語に習ふ、しばしば讃語を以つて夷俘の心を騒動」せしめたかどにより日向に流された。三代実錄元慶五年条に「五月三日庚戌、授陸奥蝦夷譯語外從八位下物

部斯波連永野外從五位下」とあるので、平安朝になつてからは蝦夷訳語官人があつたことがわかる。しかば、蝦夷と接觸する機会の最も多い鎮守府に居つたものと考えられるので、ここに掲げることにした。外從八位下という位階は大國の少目に准ずるものである。創置年代も定員も全く不明であるが、弘仁六年正月に太宰府に新羅訳語一人をおいていふから蝦夷訳語も一人であつたものであろう。

⑦講說師 延喜太政官式に「陸奥鎮守府諸國講說師」とみえ、貞觀八年六月一九日官符に鎮守府において最勝王經を講じ吉祥悔過を修したことと符合する。但し延暦二五年三月一七日官符及び続日本紀承和九年三月条によれば仏事は國分寺僧が事に臨んで行つたらしい点もある。それで苦干の疑義を存しつつも一応ここに掲げることにした。

⑧護身 天平五年一月一四日勅符により国司以下軍數以上に給された側近護衛の兵士であつて、守八人、介六人、掾五人、目三人である。但し鎮守の城塞に派遣された場合には守十人、介八人、掾七人、目五人、史生僕仗各三人、大小毅各二人という規定であつたが、鎮官人はこの恩典に漏れていた。大同五年(八一〇)にいたつて鎮官人にも給されるようになつたことが大同五年五月一日官符によつて判明する。しかしこの官符には欠字があるので詳細に知ることはできない。思うに護身は將軍・軍監・軍曹・僕仗にも給されたことは確実で、このほかに醫師・弩師・陰陽師にも給されたものであろう。それは天平宝字三年七月二三日乾政官譯奏に公卿と事力を給う規準を、將軍准守・軍監准掾・軍曹准目としてあるからである。即ち定員は將軍十人・軍監七人・軍曹五人・僕仗三人で、醫師・弩師・陰陽師にも給されたとすれば史生に准じ各三人であつたろう。府掌にも給されたらしい。護身は一般国司に給され特に鎮守の国司は優遇されていたからである。

⑨事力 天平宝字三年(七五九)以来鎮官人に給されたもので、屢々引用した天平宝字三年七月二三日乾政官譯奏と

軍防令とから將軍に八人、軍監に五人、軍曹に四人であつたと推算される。元來事力とは令集解に「古記云、（中略）問、國司公麻田以誰人作。答、役事力作也」<sup>註2</sup>

とあるから大宝令以来の制であつて職分田の耕作にあつたものである。事力の食料は庸米を以つて充當した（延喜民部式下）。

京官の職分田は畿内もしくは近傍にあつたが、外官である鎮官人の職分田は果して何處にあつたものであろうか。延喜兵部式は「凡鎮守府官人、不得任陸奥國人」という基本方針を明示している。それで鎮官人の職分田は原則として鎮守府近傍にあつたとは断言しがたくなつて、事力も鎮守府に居つたとはいがたい。しかし逆に、鎮官人は陸奥國人を任せないのであるから、職分田は鎮守府近傍に常備されていたという解釈も成立つ。ここにおいて大同五年五月十一日官符が参照される。同官符には

「陸奥國、元來國司鎮官等各以公麻作差、令春米四千餘斛、雇入運送、以充年換、雖因循年久、於法無據。但邊要之事、頗異中國、何者、刈田以北近郡稻支軍鎮、信夫以南遠郡稻給公解、其去國府二三百里、於城柵七八百里、事力之力、不可、春運」

とみえている。従つて事力は鎮守府に常任勤任していたものであろう。

貞觀十一年以後府掌にも事力が給された。何故ならばこの時府掌に職田二町を賜うことになつてゐるし、事力は職田耕作者でもあつたからである。第3表から推算して府掌の事力は六人であつたことがわかる。医師・醫師・陰陽師の事力は各四人で、僕仕の事力は二人であつたことも第3表とそれとの相当官職や相当位階から推算できる。

第3表 職田面積と事力人員との関係表

文 獻	田令三一条	軍防令五一条
史 生	〇・六	
中下国 目	一・〇	三
大上國 目	一・二	四
中國 掾		醫 師 曹 師
大上國 守掾	一・六	軍 監
下大上國 守	二・〇	五
太宰少 監	二・〇	六
太宰 大判事	二・〇	府 掌
中上 國 守介	二・〇	
上大 國 守介	二・二	七
大 國 守	二・六	八 將 軍

の権任官人 鎮官の権任官人に関して仁和元年(八八五)の任符<sup>註3</sup>、延喜太政官式・兵部式・交替式にみえてい  
るが、その職種は不明である。常置のものではあるまい。  
続群書類從拾祇所收長徳二年大閱書(九九六)には軍  
監・軍曹の権官がみえているが、これは年官制を意味し  
ているものであつて、鎮守府機構及びその機能の崩壊過  
程を示している。

①健士・令制兵士・鎮兵・柵戸 これらについては既に  
論考をしたことがあるので、要点のみを摘要する。<sup>註4</sup>

鎮兵制度は元正天皇の御代頃に発生し、聖武天皇の治  
世に整備された令制外の兵制で東北辺境特有のものであ  
る。常に城柵に本廻し「以つて諸塞を守り」(神護景雲  
三年正月條)「要害に鎮する」(宝龜六年十月條)ことが  
主要任務であつたが城柵の築造に従うこともあつれた。  
糧二升が官給され、平安初期の征夷が一応安定してからは減給され、元慶頃には日糧一升六合となつてゐる。

た延暦十一年頃に東北邊要に設けられた兵制で、健兒のことである。當時緊張状態にある軍務に当らねばならぬ東北辺境の健兒を特に健士と称したのである。

さて、臘澤鎮守府配属の鎮兵員数についてであるが、その当初は五〇〇人であった。弘仁六年に一時廃されて令制兵士と健士だけになつたこともあるが、しかし間もなく復置された。延喜兵部式には鎮兵陸奥五〇〇人・出羽六五〇人と○人となつてゐる。この点から考へると陸奥の鎮兵五〇〇人というのも軍團や多賀國府に配属されたとは考えがたく、臘澤城か、乃至は臘澤城と徳丹城の二城柵に分置されたものに相違ない。弘仁六年に一時陸奥の鎮兵一〇〇〇人が廃され定められるのである。機構と人員を具体的に理解するため、臘澤城竣工後十三年目、鎮守府移駐後十一年目にあたる○・護身四三・令制兵士四〇〇・事力三九は明確であつて計七九四名となる。この人員は弘仁六年後半における実数であるといふのではなくて、今日知りうる明確な数であるという意味である。

註1 板橋源、鎮守府警衛考、岩手大学学芸学部研究年報 第八号

註2 定本令集解説義 三三〇頁

註3 類聚符宣抄、新訂増補国史大系二八〇頁

註4 板橋源、陸奥出羽浪兵考、岩手史学研究 第八号  
板橋源、櫛戸考、岩手大学学芸学部研究年報 第二卷  
板橋源、陸奥出羽櫛戸移配要旨考、同上 第五卷

## 第二章 鎮守府膽澤城の位置

鎮守府膽澤城の位置について最も古く明記してあるのは周知の如く倭名類聚抄であつて

「陸奥國 國府在宮城郡」

鎮守府在膽澤郡」

とある。

さて倭名抄の著作年代に関しては延長年間説（醍醐天皇、九二三—九三〇）承平年間説（朱雀天皇、九三一—九三七）<sup>註1</sup>のほかに、倭名抄の国郡部・郷里部及び居處部駆家条は応和二年（村上天皇、九六二）以後に同一著者源順によつて追記加筆されたものとする説等の三説がある。延喜式は延長五年の上撰であるから、延長説によれば倭名抄は延喜式とほとんど同じ頃の著作であつたことになり、承平説によるとしても、倭名抄は延喜式におくれること僅か十年以内にすぎない。応和説によれば倭名抄は延喜式の約四〇年ほど後のものとなるが、そのいずれにもせよ膽澤城竣工から起算するならば約一二〇年乃至一六〇年後にあたり、延喜式と相俟つて鎮守府膽澤城の位置とその存続期間を考える上有力な手がかりとなる。延喜式の太政官・治部省・民部省・主税寮・兵部省・雜式・彈正台等の条下に鎮守府のことが散見しているからである。

鎮守府膽澤城は膽澤郡にあつたことは明らかであるが、いつ頃からか、膽澤城の位置については膽澤郡内でいろいろの説が伝えられてきている。<sup>註4</sup>表示すると第4表の如くである。

第4表 駿澤城跡擬定地諸説表

(1)	駿澤郡佐倉河村大字宇佐の所謂方八丁（現在は水沢市内に合併）
(2)	同郡小山村字方八丁（但し方八丁と書いて「かつこ」と慣称している。現在駿澤村に合併）
(3)	同郡古城村字中畑（現在前沢町に合併）
(4)	同郡金ヶ崎町字裏小路
(5)	同郡永岡村大字上宿小字百岡（現在金ヶ崎町に合併）

但し伊達藩の儒者田辺希文の仙台封内風土記や八幡村風土記等に早くから明記されていたのは佐倉河説である。即ちものであるが、このうち宇佐は旧藩時代の佐野・八幡・上幡の三村を明治十七年八月に合併したものであつた。ここに八幡邑というは第4表(1)の宇佐のことである。方八町遺跡、東五町三十八間、西六町、南五町五十二間、北五町五十七間。伝言、延暦中田村麻呂所築、而天喜中源頼義屯軍處也、今頗頽敗、僅存其址」とみえ、後者には「一、方八町一、東五町三十八間、一、南五町五十二間、一、西六町、一、北五町五十七間。延暦二十年田村將軍領守府八幡勅請の砌土手を御築立被安置候所の由今以右土手形相殘居申候事」とみえている。

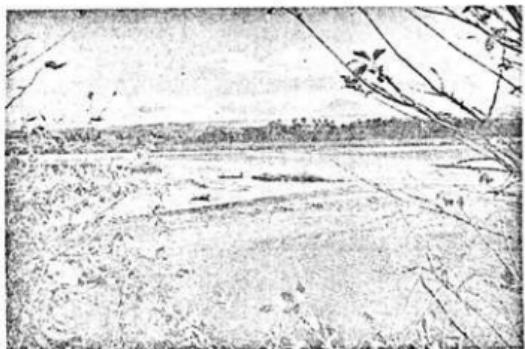
第4表のうち、小山村説・古城村説・金ヶ崎説は、それぞれの土地における伝承にすぎない。何故にかかる伝承が発生したかについては後述する。さて、擬定地五説のうち、古くから著名であったのは佐倉河だけであつたが、佐倉河説に対抗して一時有力視されたのは永岡村説であつた。これは故原秀四郎博士の所説によるものであつた。<sup>註5</sup>しかし、永岡

村説に対しても反対説が抬頭し、<sup>註6</sup>大正十一年十月十二日に内務省告示第二七〇号を以て佐倉河が史跡に指定されるにいたつて落着をみた。

もともと膽澤の地は続日本記延暦八年七月丁巳（十七日）条の勅に「所置膽澤者、水陸万頃、蝦夷存生」と称された如く原野は広く蝦夷の勢力の強大なところであつた。膽澤の蝦夷が強力であったことは既に宝龜七年（七七六）に「膽澤賊」（續紀宝龜七年九月條）と初見し、次いで「宣造覺繁城、得膽澤之地、兩國（陸奥と出羽）之息無大於斯」（同上十一年二月條）とみえている。

その勢力はいかに恐れられていたかが知られる。ややくだつて延暦八年（七八九）には「膽澤之地、賊奴奥區」方今大軍征討、剪除村邑、餘黨伏竄、殺略人物（續紀延暦八年六月條）ともみえている。この時征討軍を困惑せしめた「賊帥夷阿豆流爲」は、その名から水沢市佐倉河の安土呂井（水沢市街地の東方一・五キロ、膽澤城跡の南方四キロ）に根拠をもつていたものと考えられているし、この時激戦地となつた「巣伏村」は現在の水沢市佐倉河四丑（安土呂井の東隣、四丑安土呂井の両地名は五万分地図にも明示されている）と考えられている。

現在胆澤城跡は、北より南流する北上川とこれにほぼ西より直交する胆澤川との合流地点の南部に立地している（第一図）。即ち東は北上川に、北は胆澤川に近接し、西は遙かに奥羽山系の駒ヶ岳（一一三〇メートル）経環山（一

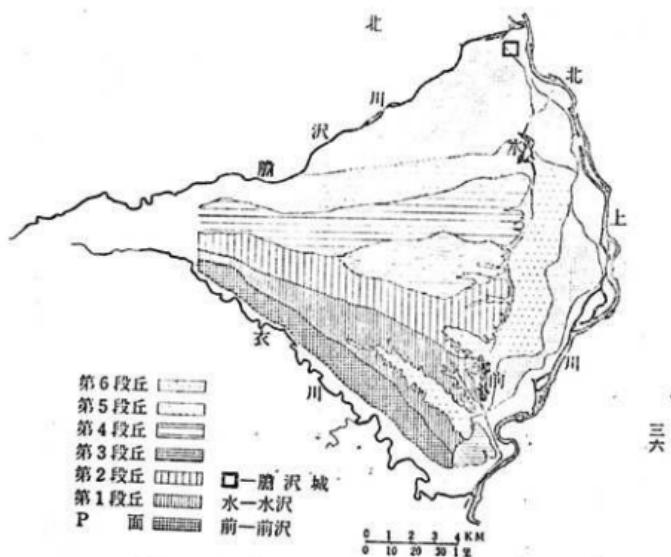


第一図 北上川と胆澤川との合流点附近

## 三七二（メートル）焼石岳（一三四八メートル）が連

峙し、南は衣川にいたるまで水陸万頃の地に位置する。展開する一帯の沃土は平坦で水利の便が極めてよく農耕に適する土地である。従つて遺跡の大部分は水田化し、所々に畠地を存し、その間に農家が点在している（図版第一第三）。

脇澤城跡の立地している脇澤平野は、脇澤川の南岸において若柳市野々附近を頂点として扇状に東に展開し、その南西縁は衣川の谷で限定され、その東縁は水沢市と前沢町を結ぶ国道にそつた崖によつて限られている。地表面はほぼ東西に走る数条の北面した放射状の崖によつて數段の地形面に分かたれ南部から北に向うにつれて漸次低くなつてゐる。これら各地形面の比高は、いずれも小山村十文字附近より上流では一五メートル内外であるが、それより東では三メートル内外となり、扇状の平野の東縁附近においてやや大きくなり五メートル内外を示してゐる。各地形面は、いずれも西に高く東になるにつれて徐々に低



第二圖 脇澤平野地形圖

い。膽澤平野の基盤は軟弱なシルト岩・凝灰岩等よりなり砂礫層によつて不整合におおわれている。砂礫層は主として安山岩の巨円礫よりなり、礫径は水沢附近において四〇センチ内外で、この厚さは上流部では三メートル内外であるが東縁部では四メートル内外となる。従つて砂礫層は膽澤川によつて奥羽山脉から運搬堆積されたものである(第二図)。註7

第二図に明らかに如く、膽澤城跡の位置は膽澤隆起扇状の平地の最も低い第6段丘上にあり農耕用水灌漑の便が最大であることがわかる。しかも北正面には前線防禦上に有効な胆澤川を控え、東にはこれまた防禦と舟運の二面効果をもつ北上川を控えている。このような位置を占めていたのである。

次に胆澤城跡が佐倉河において古くから方八丁とよばれているが、この方八丁という名義について若干触れておきたい。

#### 第5表 岩手県下「方八丁」伝承地名表

- 1 膽澤郡佐倉河村大字宇佐
- 2 古城村中畠
- 3 ハ 小山村字方八丁
- 4 ハ 白山村福置鍼神正福寺附近
- 5 ハ 水沢市塙釜
- 6 ハ 小山村上野

- 7 江刺郡羽田村鶴木  
8 和賀郡北上市黒沢尻  
9 神賀郡宮野目村大字葛字佐渡川  
10 紫波郡乙部村  
11 岩手郡太田村

以上のほか膽澤郡金ヶ崎町と同郡永岡村百岡にも方八丁と伝承されている地域があるということであるが、どうも明確を欠く点があるので、ここに掲げることを保留した。さて方八丁という呼称の古跡は岩手県に限つて数多く存在し、隣県の宮城・秋田・青森には見当らぬようである。方八丁という古跡の分布は、胆澤郡にその例が圧倒的に多く他郡には各一例で少ないので、この点が地域分布上特徴的である。

第5表のうち、旧藩時代の文献にみえているものは少く、佐倉河の方八丁は最も著名であつたことは前述したが、このほかでは和賀郡黒沢尻・神賀郡宮野目・岩手郡太田の三例が知られている。<sup>註8</sup> そしてこれら三例の方八丁はすべて前九年の役に際し源頼義・義家父子の軍が設営した陣所であると諸書にみえているが、方八丁という名義の解説については全く触れていない。

「和州舊跡幽考」は「大和名所記」とも称され、大和郡山の人林宗甫の延宝九年の自序があるので続々群書類從第八冊地理部に收められているが、この平城宮の条によれば、平城京の宮城所在地が方八町と伝承されていた。即ち「其の跡、超昇寺村二條という所に方八町あり、今に九條の名のこれり」とある。大内裏は朱雀大路の北端に位置し、一条北大路と二条大路の間、東西は左右兩京の各一坊大路を境界とし、東

西八町・南北八町の地積を占めたものと考えられているので、和州旧跡國考の方八町と符合する。これが方八丁の範例の第一である。

方八丁の範例の第二は周防の国衙跡である。周防國衙跡が上居八町という呼称で残っているからである。周防國衙跡が現在まで比較的確実に残つていて、この点においては全国的にみても唯一のものであるのは、周防國が國司制度の崩壊期である文治二年に東大寺の知行國となり、この関係が武家時代を通じて永く持続され明治維新まで継承されたという全國に比類のない沿革をもつてゐるためである。

周防國は平安末期には後白河法皇の御院領となつてゐたが、治承四年に奈良の東大寺は平重衡の兵火に遭つて堂塔伽藍の殆どが焼失してしまつた。朝廷では再興するため平家が滅亡した翌年即ち文治二年三月に、御院領であつた周防國を東大寺再興造営料として知行させることになつた。周防國はこれから二〇年間、東大寺の知行國となり造営が一段落してからは、新たに山城國法勝寺の塔造営料國にあてられて六年を経過し、次いで京都八坂感神院造営料國となり、寛喜三年再び東大寺の知行國となつた。この後は東大寺の大勧進が從來の國司と同様な地位を占めたので、これを國司職とか國司上人と称するようになつた。大勧進は事務執行上の必要から目代・小目代・檢非違使等の下役を任命し、在園して吏務にあらせた。寛喜三年に東大寺大講堂造営大勧進権律師行勇が吏務を所管するようになつてから後の吏務管理者である目代・小目代・檢非違使ならびにその在職年数等は、大正十四年夏に東大寺上生院の未整理記録中から発見された「周防國吏務代々過現名帳」によつて知ることができる。建武中興の時、一時周防は安芸と共に大内裏造営料國となつたこともあつたが、間もなく三たび東大寺の知行國となつた。吉野時代以後になり地方豪族の横暴がひどくなり、そのうちでも數カ國の守護職を帯び周防の權介を兼ねていた大内氏及びその重臣酒氏の如きは國衙領保護の名の下

に実權を掌中に收め、東大寺は屢々これに抗議したが効果はなかつた。ところが、永正五年三月に東大寺講堂・三面僧房等が焼失したので、東大寺は室町幕府に上訴し周防をもとの如く造営料國として總還補するようになると大内義興に譲じたことがあつたが不首尾に終つた。それで東大寺は閉門の挙に出で強固に主張したので、翌年になり国衛領還補が實現し、東大寺は二月に開門した。しかし、その後も武士の押妨は絶えず、天文の末年大内氏が亡び陶氏が代つてからというものは又殆んど不知行の状態となつた。それで国府は事実上東大寺の支院と化し、留守所と称して日代一人が東大寺から下向する慣例が踏襲される程度であつたが、弘治四年三月に毛利隆元は国衛土居八町の地を東大寺に返却して段戻諸公事を免除し、他の国衛領は現地を還附しない代りに浮米を支給することとした。永禄十年東大寺は松永久秀のために焼かれたので、再興のため国衛領總還補のことを毛利氏に交渉したが行なわれず僅かに土居八町の内だけが認められたにすぎなかつた。正保三年に毛利氏は国衛領安堵を停止し浮米百石を東大寺に交附することにしたので、東大寺は土居八町の下地に対する直接の支配権を失うことになつた。しかし土居八町の地は公領と称し、殊にその中央に存する東西四十六間・南北五十八間の所謂国府内は旧慣によつて毛利氏の制令に従はず、国衛の候人上司・得富・竹屋の三家を始めとし中間・足輕等の子孫は依然として東大寺の被官として国衛村（名称は天正年間以後の古文書にみえている）に居住し、毛利氏の支配をうけずに明治に及んだ。以上の如く周防の国衛の地は時代によつて勢力の消長はあつたが東大寺の知行國であつた形式は永く一部に残り国司制度の名残りを伝えたのである。周防国衛の跡を土居八町とよぶ呼称は室町時代初期の文書まで溯ることができる。即ち得富文書によれば、文正元年（一四六六）に大内政弘は国衛領保護のため掲五カ条を定めて東大寺に与えている。その第二条に

「一、土居捌町事、守護使不入云々、罪科之輩出來之時者、任舊例相觸子細、可召出其身焉。」

右條々者、應永六年、同十五年、永享四年、嘉吉貳年事書如此、守此旨可被致沙汰狀如件。

文正元年三月廿二日 楠介

とある。これによれば、同様の趣旨の捷が文正の以前早くも應永六年（一三九九）にも出ておつたことが推知されるので、「土居八町」の「土居」という呼称は当初以来のものではないとしても「八町」という呼称は旧来のものであつたと考えられる。<sup>註9</sup>

方八丁の第一の範例としてあげた平城京の大内裏の地積は正に方八町と考えられているし、方八町という呼称も伝来されていた。大内裏は皇居を中心とした官衙地区である。次に地方国衙跡としては全国唯一の好例である周防國についてみると、地方の国衙所在地においても、地方官衙を中心としそれに都市的機能をもつた若干の民家を併せた地区が、方八町の地積をとつていてあるまいかと一応考えられてくるのである。

平城京の大内裏と、地方行政官衙地区は共に地積が方八町であつたために、国衙地区か乃至はその遺跡が方八丁と呼ばれた時期があつたのではあるまいか。わが國における唯一の辺境鎮撫の独立軍政官衙である鎮守府臘澤城跡も方八町とよばれた事情も、ここにあつたのではあるまいか。臘澤城鎮守府は国衙に准ずる重要な官衙地区であつたのである。このように考えてくると、今日方八丁という伝承をもつ遺跡が鎮守府のあつた臘澤郡下に圧倒的に多いことも理解されそうである。即ち、国衙地区はその地積が多方八町であつたので方八町という呼称で国衙地区乃至はその遺跡がよばれるようになり、陸奥においては国衙と並存した臘澤城鎮守府地区も国衙に准じて方八丁とよばれたものであろう。このことから、岩手県においては、後の世に広大な地域に亘る何等かの遺跡も鎮守府跡方八丁に仮托して方八丁とよびならされるようになつたと考えられる。臘澤郡下に方八丁という呼称の遺跡が多いのもそのためである。その始源は臘

## 深城鎮守府の方八丁に由来する。

鎮守府贈深城の位置についての記述を終るにあたつて、附言しておきたいのは存続期間の問題である。もとより、贈深城廢絶の年代を明記した史料は今のところ知られていない。しかし、倭名抄と延喜式によつて竣工後一二〇年乃至一六〇年は存続していたことは明らかである。その後、天暦八年（九五四）に名替として鎮守府に軍監正六位上坂上宿輔冬行（魚魯愚鈔）・鎮守府軍曹正六位志大連元立（除目大成抄）の名がみえ、天徳三年（九五九）に鎮守府將軍仲舒朝臣赴任のことがあり（清賀公集九月二三日條）、康保二年（九六五）に鎮守府僕使任命があり（朝野群載所收康保二年五月廿五日官符）、永延二年（九八八）に藤原朝臣文条を鎮守府將軍に任命し（類聚符宣抄所收永延二年五月五日官符及び小右記同年十月三日條）、長徳二年（九九六）の大間書、長和三年（一〇一四）に鎮守府將軍平維良入京のことがあるので（小右記同年二月七日条）、前九年の役まで鎮守府贈深城の存続と衰退をあとづけることができる。

かくして陸奥詰記をみると陸奥守兼鎮守府將軍源頼義が「任終之年、爲行府務、入鎮守府」とある。この年は天喜三年（一〇五四）か四年と考えられているので、竣工以来約二五〇年にわたつて存続している。前九年の役終了後、戰功により清原武則が鎮守府將軍に任せられたのは康平六年（一〇六三）であるから、前九年の役後も存続していたであろう。この後も鎮守府將軍の任命は史料にみえているが、贈深城鎮守府について記しているのは吾妻鏡である。即ち文治五年（一一八九）九月二一日条に

〔於伊澤郡鎮守府、令奉幣八幡宮<sup>二殿</sup>瑞應<sup>ムカシアラフ</sup>給<sup>スル</sup>云々。是田村麻呂將軍爲征東夷、下向時、所奉勸請崇敬<sup>ムカシアラフ</sup>之靈廟也。彼卿所<sup>シテ</sup>弓箭并鞭等納置<sup>ス</sup>之、于今在實藏云々。仍殊欽仰<sup>シ</sup>給<sup>スル</sup>。於向後者、神事悉以爲御願<sup>可</sup>、令<sup>シ</sup>執行<sup>ス</sup>給<sup>ス</sup>之由被<sup>シ</sup>仰云々。〕

とある。この記事によれば八幡宮のことが詳細に知られるが、肝心の鎮守府はこの時存在していたのか、それとも廃絶し遺跡になつてしまつていたのか判然としない。頼朝が平泉征伐にあたり足利義氏までいた所々の史跡を訪れていることは吾妻鏡に感慨にみちた筆致で描写されている。しかるに鎮守府については誠に簡略である。前九年の役関係の古跡は源家祖先に關係があるので詳述し、鎮守府は源家と關係のないために簡略にしたのであらうか。多賀國府は頼朝の頃には存続していたと思われるのにやはり吾妻鏡には詳述されていない。吾妻鏡は當時現存のものについては詳述しなかつたのではないか。このようにみてくると、當時鎮守府は国府と並んでまだ存置していたとも解される。しかし平泉に藤原氏が地方政権を樹立するに及んで鎮守府の機能は平泉に移り鷹塚城は廃絶したとみる見解が多いので、今俄にいづれとも断じがたい。後考に俟つことにする。

註1 平田篤胤、古史徵聞題記（岩波文庫）。その論撰は「國郡名を純善民部式に比べ見るに、國名はさる事にて郡名も全く同じ（中略）。これ式と同じ。延長の頃書寫られし微とすべし」というのであつて、倭名抄と延喜式の郡名は殆んど同一であり延喜式は延長五年の土撰であるから從つて倭名抄も延長年間の著作であるといふのである。

註2 日本文學大辭典 倭名類聚抄項。但しその論撰をあげていない。恐らく勧子内親王の歿年が天慶元年十一月五日であるので、天慶の直近前の年号である承平年間の著作と考えたものかと推測される。

註3 山本信哉博士、高山寺本倭名類聚抄に就いて、史學雜誌四二ノ二、昭和六年、「三十六人歌仙傳に據りて源順の傳記を檢するに、村上天皇の応和二年正月に民部少丞に任せられ、翌三年四月に民部大丞に任せられたり、順が民部省在勤中、省底所藏の國帳縣簿等に據りて、之を記載したりしや蓋し推測に難からず、若し果して然らば、其國郡部郷里部及び居處都縣家條等の如きは、村上天皇応和二年以後の追記にかかり、是より先朱雀天皇の朝、順が勤子内親王の命を奉じて本書を撰述せし時には、未だ之れ有らざりしを知るべし」

註4 佐藤長三郎、鎮守府八幡宮と鷹塚城址、大正十四年、一〇頁

註5 官報六七一九号（明治三八年十一月二一日付）に原秀四郎博士の学位記があつて、そのうちに「駒澤城址ヲ駒澤郡水岡村大字永榮字上宿百岡ニ於ケル古城址トナシタル（中略）如キハ有力ナル學說ヲ立テタルノ例ナリ」とみえている。又、同博士の「日本國地圖」（明治三九年）第二面においても永岡村としてある。その後、菊池仁船氏が「奈良平安時代の奥羽経営」（大正四年）において「駒澤城址は、駒澤郡水岡村大字永榮字上宿小字百岡における古城址なりと（原秀四郎氏、史學雜誌第十六、一二〇四）。また、國史大辭典は古駅路考、鎮守府考を引いて、同郡字佐村字八幡今八幡神社の境内となせり。前者は宿内川のほとりにして、やや山手に位し、後者は駒澤川北上本流と会せんとするの地、こは古代の城柵地としては、不適当の地たるがごとし。暫く前者の説による」（七三頁）と述べて水岡説を支持している。

註6 明治以降、駒澤城跡を佐倉河とした説は大國文彦博士の「陸奥國古駅路考」（歴史地理三ノ六・七、明治三四年、これは後、復転雑誌所取）や鈴木高嶺（後の八代国治博士）の「鎮守府考」（国学院雑誌六ノ五・六・七・一〇・十一・十二、明治三三年）などであるが、いずれも原秀四郎博士の水岡説以前の説である。

（岩手県史蹟名勝天然記念物調査報告、第一号）において論據をあげて佐倉河説を主張した。その要旨は

- 1 水岡説に対する質疑の助は「駒澤城址に就きて」（岩手県史事報、第一〇一九号、大正五年十一月三〇日発行）及び「駒澤城址」
- 2 水岡村遺跡は封内風土記と供養石塔の紋様とからみて中世のものである。

3 水岡村遺跡の出土品を見るに「石器アイス土器等破片ハ往々コレヲ見ルコトアルモ開拓時代ノ土器又ハ古瓦等ハ全クコレヲ出サズ、何等積極的駒澤城址タルノ証左ヲ有セザルコト」

4 しかるに佐倉河宇佐の「方八町ノ内部ヲ發掘スル時ハ二尺五寸乃至三尺ニシテ其ノ下ニ木炭ヲ混ゼル燒土ノ層アリ。其ノ中ヨリ古キ瓦片並ニ祝部土器ノ類ヲ混シ（中略）次ニ鎮守八幡ノ社内ニ於テ方八町ノ南邊ノ田地中ヨリ發掘セル當時ノ門柱トと思惟セラルモノ」があるので、駒澤城は佐倉河でなければならぬ。の四点である。

註 7

堀内清司、駒澤台地の地下水、総合開発の被施行地域に及ぼす諸変化の地理学的研究（東京大学地理学総合研究委員会報告一）所収

註 8

黒沢尻については三郡見聞私記（南部叢書第九冊二八九頁）に「黒澤尻居館は川岸北上川の西岸の上にあり。安部安任○（清水弟）黒澤尻五郎正任○（清水か居城也（中略）此城より二三丁北に方八丁といふ所あり、頼義公御陣場也とぞ、亦此城より二三丁南の方向

陣場といふあり、是清水武則これに附すと也」とある。

宮野目については邦内郷村志（南部叢書第五冊四八一頁）に「萬村、西北黒沼村界野中有方八町土手形、是康平五年秋陸奥守源頼義攻（安信）時之陣場也」とあり、公國史（地理志上・下）に「萬村、方八町、西北に有傳云康平五年源頼義安信貞任の攻る時の陣場也と野中土手の築等有り」とある。岩手県管轄地誌（稗貫葛村二十丁才、明治九年九月異書、盛岡市産業文化館蔵）にも「方八丁、本村ノ西北野中ニアリ北上川ニ臨ム康平五年源頼義此所ニ陣シ安信貞任カ黒沼ノ矢倉館ヲ攻メタリト云フ」とある。

岩手郡太田については最も多くの文献をあげることができが、煩雑をさけて割愛する。

註 9

三坂圭治、周防國府の研究

上田三平、周防の國衙址（日本史蹟の研究所収）

### 第三章 調査の経過

贈澤城跡は第二章において既述した如く大正十一年十月十二日、内務省告示第二七〇号を以つて指定になつた史跡である。この時の地積は贈澤郡佐倉河村大字宇佐字角乃町・同字桜沢・同字沼ノ町・同字十月・同字波田・同字四月・同字二月・同字宮ノ内・同字田中・同字八津口・同字波戸田・同字新張・同字九藏田・同字祇園・同字三ヶノ町・同字等にわたり筆数にして三七四筆、田・畠・山林・原野・墓地等の地目面積は三八町四反三畝二三歩、外に宅地一〇四七坪四合二勺、計一二五七九〇坪四合二勺となり即ち一町九反三畝四合二勺である。<sup>註2</sup>

ところが終戦後、食糧増産農業政策遂行の一環として積雪寒冷單作地帯臨時措置法が制定され本県においても耕地整理が各地で広汎な地域にわたつて施行されることになつた。本史跡地域もそのうちに包含されることになつたので、史跡の現状変更する事が憂慮されるようになり、岩手県教育委員会は水沢市教育委員会と共に耕地整理実施前に発掘調査を行うことになつたのである。本史跡は、その地域が広大であるため從来夷地に即して発掘調査がされていなかつたのである。僅かに菅野義之助氏や土地の人によつて極く部分的に試掘が行なわれた程度にすぎなかつた。<sup>註3</sup>

調査は昭和二九年春から同三〇年末にかけて四回実施された。最初は二十九年三月二二日より十日間、発掘事前準備作業として巡査測量調査がなされ、次いで第一次発掘調査は二九年十一月四日より十日間実施された。三〇年十一月八日より第二次発掘調査が十日間にわたり行なわれ、同年十二月二六日より三日間補掘作業が実施された。第二次発掘終了後現地では直ちに耕地整理が着工されたので第四回目の補掘作業は耕地整理中に実施されたのであつた。耕地整理は

三一年春に終了した。

四八

以下、前後四回にわたつた調査の経過を摘要することとする。

○第一回 巡査測量調査の経過

一、調査の主体

岩手県教育委員会・佐倉河村教育委員会

二、調査の目的と方法

本城跡は指定史跡であり、現状変更にあたつては文化財保護委員会の許可を必要とする。その許可の可否決定の一助に資し、且つ将来の適切な保存措置を期するため発掘調査を緊急に実施する必要に迫られた。発掘調査実施の事前準備として、一二〇〇分の実測図を作成し、併せて来るべき発掘調査実施の際の端緒を発見することに努め、並ねて既存出土品の民家に退蔵されているものについて探訪記録することにした。

三、調査の期日

昭和二九年三月二二日より三月三一日までの十日間

四、参加人員

調査員

(実測補導)	岩手大学教授	板橋源
(撮影)	岩手県文化財専門委員会主事	小形信夫
(測量)	水沢農業高校教諭	千葉昭男
(測量)	佐倉河村	高林昌勝
(庶務)	県教育委員会主事	山内一

(庶務) 県教育委員会主事 小形信夫

以上のほかに岩手大学史学研究室佐々木博康・同学生島千秋・菊池修・吉田努・齊原都雄の五君参加。地元の佐藤長三郎氏・本明徳雄氏その他水沢農業高校生徒多数は多大の応援をされた。特に佐倉河村教育委員会教育長及川利二氏初め地元の援助を得た。

昭和二十九年三月二二日 晴 午前九時より佐倉河村収入役千葉庄三郎氏宅において関係者一同は今後の調査方法を打合せる。出席者は調査員全員に地元側から村長及川太右衛門氏・収入役千葉庄三郎氏・教育長及川利二氏・公民館主事本明徳雄氏・勝澤地方事務所社会教育主事中田剛氏。それに佐々木・島補助員。

打合せ後、一同現地について巡査。夜、鎮守府八幡宮所蔵の出土品を探録。

二三日 晴 通称方八丁の西北と西南より平板測量開始。これと並進して、將軍屋敷とよばれている中央高台の土壘附近に等高線計測基点を設定し、次いで九蔵川底計測基点を設定する。ボーリング棒探索により、將軍屋敷とよばれる中央高台は発掘調査の可能性あるものと推定された。

二十四日 小雨後晴 平板測量は昨日に引き継続。同時に通称方八丁南辺の長さを測定。南辺中央地点より更に南方六〇間の距離にわたつて一〇間おきに六本の杭を打つ。午後、佐藤長三郎氏宅に赴き保管中の瓦・須恵器・土師器の採録をなす。

二十五日 晩時雨 平板測量続行。同時に午前中九蔵川と北上川との合流地点を巡査。午後、九蔵川口の字館附近の畑地で須恵・土師破片を表面採集し兼ねて附近民家に退廃する出土品を探録。

二六日 晴 方八丁地域の平板測量は一応終了。一方、方八丁南辺中央部より更に南に延長した南北中軸線を東方に修正し、その近傍の水田をボーリング棒によつて探索し、現耕土表面より六寸下に土師器・須恵器の破片と木炭片が散

布していることを知る。これによつて、方八丁南辺の更に南に何等かの遺跡が存在することを窺知できた。

二七日 晴 方八丁中央部高台より等高線計測作業を開始す。これと並進して、方八丁南辺の更に南部に窺知された部分を精査探索する。県教育庁社会課文化財係長菊池又男氏現地來訪。

二八日 雨 現場作業不可能につき、屋内において前日までの作業整理をなす。

二九日 小雨後晴 午前中佐藤長三郎・本明従雄司氏の室内で附近民家退蔵出土品の採録。午後、方八丁南辺の更に日の予定とした。一方、等高線計測はほぼ終了に近づく。菊池又男氏帰郷。

三十日 晴 昨日発見した柱脚を掘り出した地点ではないかと考えられる個所を精査する。ここは水田であるが、耕

土を五寸内外掘下げたら攪拌された混濁黒色土が約三尺×三×四尺の広がりで存在し、周囲の黄色粘土と明確に区別でこれららの個所は葺て柱脚を掘り出した跡であると認定できた。この個所は第一次発掘調査に南部柱脚遺構といわれたもののが見出端緒である。測量班は佐倉河役場において成果の整理にあたる。奥羽史談会員川村憲氏来援。

三一日 晴 最終日であるので後始末作業をなし、午後六時全作業終了。夜八時の汽車で調査員一同解散。

- 1、所謂方八丁とよばれている方形四隅道路内の地域について、宅地・畠地・水田・小径に限つて測量する。
- 2、所定の調査期間内には完成の見込がたたないので、畦畔の実測は割愛せざるをえない。
- 3、等高線は二尺ごとに計測することとし、所謂方八丁地域内に限定し、所定の期間内に完成する。

## ○第二回 第一次発掘調査の経過

前回の測地調査の結果、スケール一二〇〇分の一に二尺のコントルを記入した実測図が一応でき上り、且つ又測量作業中、通称方八丁といわれている方形四周道路地区の南の一辺の外側即ち更に南方地点において柱脚遺構の存在が確認でき、方形四周道路地区内の通称将軍屋敷とよばれている場所においても何等かの遺跡が埋没しているらしい推定をうることができた。

その後、実測図による図上研究と、數度にわたる実測図と現地との対比研究とによつて、発掘調査の可能性ができたので、次の如き調査要項によつて第一次発掘調査が実施された。

### 第一次発掘調査要項

#### 一、発掘の目的

本年三月測地調査を行つた史跡墳塚跡は、近く耕地整理の施行により一部現状変更が加えられることになるので、事前に所要の発掘調査を行つて遺構の概略なりとも明らかにして、以つて今後の保存措置をはかるうとするものである。

#### 二、発掘の主体

岩手県教育委員会  
水沢市教育委員会

#### 三、発掘の期日

昭和二九年十一月四日より十三日までの十日間

#### 四、参加人員

指導

第三章 調査の経過

文化財保護委員会 文部技官

調査

文学博士 斎藤忠

岩手県文化財専門委員

岩手大學 教授

補助員

水沢農業高校教諭

佐倉

岩手大學史學科學生

同

同

同

同

同

同

水沢農業高校生徒若干名

庶務

県教育委員会主事

山内一

昭和二九年十一月四日 曇後雨午後晴 午前九時より遺跡現地の千葉庄三郎氏宅において田中・板橋各調査員・山内主事・地元関係者一同集合し、具体的調査手順を協議決定する。田中班（千葉・栗村・吉田）は将軍塚敷地区、反島庄

(鳥・菅原郁・菅原弘)は南部柱脚遺構を担当、板橋班は午前十時より南部柱脚遺構を発掘するため南北に並行の二条のトレンチをいれる。その結果、今春確認しておいた柱脚のうち四本が既に掘り出され除去されて現存していないことを知り愕然とする。二条のトレンチは南北に並列する柱脚列をトレスして幅五尺長さ七二尺、深さは耕土六寸を剥取る程度で作業した。田中班は発掘準備として方八町周辺民家退蔵の出土品を点検し、次いでボーリング棒による探査を行なう。

十一月五日 晴 板橋班は昨日にひきつづきトレンチをそれぞれ北と南に延長する。北へ三〇尺延長した結果、柱脚も柱脚の存在したという痕跡も全く認められなかつた。即ち柱脚遺構の北限が確認された。これに對して南へ延長したトレンチからは次々と柱脚や柱脚の骨で存在した証拠となる痕跡が発見された。昨日作業をした二条の南北方向のトレンチと並行して、更に西部においても南北の方向のトレンチをいれた結果、ここにも柱脚の存在を認めるにいたつた。田中班は通称方八丁地区に南北中軸線を算出し、六〇間间隔に南より第一・第二・第三・第四というように基点表示の杭を打つ。南北中軸線より三〇〇尺東にへだたつた位置を将軍屋敷地区に設定して幅一〇尺長さ二〇〇尺のトレンチを南北の方向にいれ耕土を剥ぐ。

十一月六日 晴 板橋班は前日に引き続き更にトレンチを南に延長し続々柱脚と柱脚痕跡を発見する。耕土表面より地下一尺八寸に発見した柱脚頭部の直ぐ傍で桃の実らしきもの一個を採取。出土状況からみて、柱脚を埋立てた頃と同時代のものであることは明らかである。調査終了後菅原技官が東大植物学教室に鑑定依頼のため持参された。田中班は昨日のトレンチと直交する新らたなトレンチを南北中軸線に向つていれ、攪拌された混濁黒色土が存在している箇所を遂に発見し明日の作業に曙光をみいだす。

十一月七日 晴 板橋班は昨日に引き更にトレンチを南に延長して柱脚を追求し、桃実らしい果核等を採取。出土状況は昨日と同様。田中班は、明らかに柱脚が存在したと推定できる黒色搅拌地点が並列していることを確認す。これが、周囲内第一建物跡発見の端緒である。斎藤技官が早大の桜井清彦氏と共に到着。

十一月八日 晴 本日より斎藤技官が現地指導にあたる。桜井氏は作業援助。板橋班はトレンチを南に延長すること一八〇尺にして、一応南の限界ではあるまいかと考えられる限界に到達。それで、今日までの発掘成果を計測するために整理作業に着手。田中班は昨日までに確認した地区の整備にとりかかる。佐倉河中学の高橋教諭が二年生約六〇名を引率してこの整備作業を援助す。

十一月九日 晴 板橋班は柱脚遺構の南限界の究明と、東西の拡がりの確認にあたり乍ら計測作業を並進。田中班は昨夜の雨で作業進捗を著しく妨害された。再び整備作業をくり返さなければならなくなつた。

十一月十日 雨後晴 昨夜からの雨で発掘現場は一帯の水溜りと化した。午前十時頃から雨は上つたので、泥まみれとなり発掘現場の整備作業をなす。東北大学の伊東信雄教授来援。

十一月十一日 雨夾雪 悪天候の上に東北地方初冬の風が横なぐりに吹く。期限が切迫しているので両班ともに傘を重ね合はせて計測。

十一月十二日 晴 好天に恵まれたので両班ともに発掘現場を撮影ができるよう再整備して、部分撮影と全体撮影をなす。これと平行して計測続行。

十一月十三日 晴 一切の残務整理をなす。更に第二次の継続調査に備えて目標杭を土中に打込む。午後五時半作業終了。参加員一同解散。

### ○第三回 第二次発掘調査の経過

第一次発掘調査によつて二つの柱脚遺構を発見することができた。一つは方八丁と伝承されている方形四隅地域内の將軍屋敷とよばれる場所であり、もう一つは方形四隅道路南辺の更に南に位置する場所においてである。前者の遺構は東西三間・南北七間で南北に長いので、このほかに南を正面にもつ関連建物跡がこの近くに発見される可能性を暗示している。

後者の遺構は方形四隅地域南辺より二〇〇尺南方にあり、南北中軸線より西に八〇尺内外偏しているので、南北中軸線の東にもこれと対象の位置に同様な遺構があるのではないかと予想せしめる。このように、第

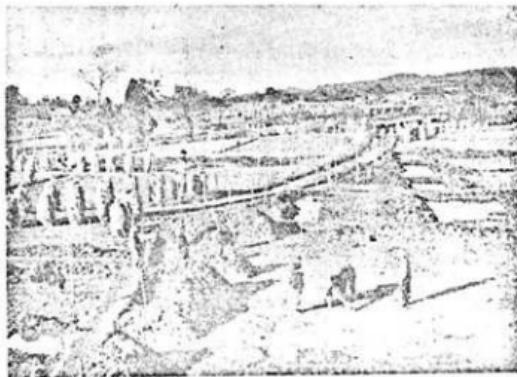
一次発掘成果は次の発掘を促すような条件をもつものであつた。しかも、山形県の城輪櫓も秋田県の払田櫓跡も共にその外郭は明らかにされたが、それらの相附属の建物については未だ解明されていないのに對して、<sup>註4</sup>

本遺跡においては建物遺構が若干明らかになりかけている。本遺跡の建物の規模が明らかとなるならば、出羽側の二櫓の外郭構造と相俟つて、東北邊境蝦夷征討開港期における城櫓研究の一助になりうるのである。そのため、昭和三十年十一月、次の如き要項で第二次発掘調査が実施された。

#### 第二次発掘調査要項

##### 一、目的

昭和二十九年の発掘によつて周廓内及び南方地区に建物跡を確認したが、なお正



第三章 調査の経過

第三章 調査の経過

五六

歴跡門跡等をも発掘してその位置、規模を明かにし、もって耕地整理前に記録による保存を図るものである。

二、発掘の主体

岩手県教育委員会

水沢市教育委員会

三、発掘の期日

昭和三十年十一月八日—十七日

四、参加人員

指導 文化財保護委員会文部技官 文学博士 斎藤 忠

調査 岩手県文化財専門委員  
岩手県大学 学教授

調査 岩手県文化財専門委員  
県立図書館 託

測量 水沢農業高等学校  
佐倉河耕地整理委員会

測量 真庭 岩手県教育委員会主事

写真 底務 水沢市教育委員会

補助 岩手大学史学研究室

同 同 学 生 生

同 同 学 生 生

同 同 学 生 生

同 同 学 生 生

同 同 学 生 生

栗村 知弘

同 学 生  
同 学 生

勝 誠 国 夫  
菅 原 弘 太 郎  
同 部 省 吾

このほか水沢農業高校生徒若干名は誠意をつくして援助された。

十一月八日 晴 現地千葉庄三郎氏宅に関係者一同参集し午前中今回の具体的調査方法の打合せをなす。将軍屋敷と伝承されている地区は周郭内に主力をそぐことと決定。午前十一時より作業に着手。昨年発見の周郭内建物跡（第1建物と仮称した）の東側柱脚跡を再発掘し、最北端と最南端の柱脚跡のセクションを検討する。更に昨年打込んでおいた南北中軸線の杭を再発掘した。

十一月九日 曇後雨風 周郭内に昨年発見した第1建物跡の柱脚跡のセクション作業終了。別に縫形に残存する土壘の東北端より北に向つて幅八尺長さ三〇間にわたつてトレンチをいれる。深さは現在水田耕土を除去する程度に五寸位とした。搅拌混泥色土を発見することあたわづ。更に、第1建物の北辺より北に向つてトレンチ（北トレンチと仮称）をいれる。夕刻斎藤忠博士到着。

十一月十日 晴後雨曇 本日より斎藤博士現地にて指導。第1建物跡の柱脚跡セクション作業終了。北トレンチを漸次北方に延長すると共に、これは別に、第1建物北辺より東に向つて延した延長線上にトレンチをいれる。このトレンチは東より西即ち第1建物の北辺に向つていれた東西に長いものである（東トレンチと仮称）。東トレンチにおいて柱脚跡発見。

十一月十一日 時々雨 北トレンチに柱脚跡発見。これが正殿に対する西門を確認する端緒となる。東トレンチにお

いては昨日発見の柱脚跡の精査とその連続柱脚跡の追求をなす。これらとは別に、第1建物跡より南北中軸線に向つて西方へ新らたに西トレンチ1号をいれる。西トレンチは更に北方へ延長する。

十一月十二日 晴 北トレンチにおいては第1建物より北方二〇〇余尺にして柱脚遺構の端緒を発見。東トレンチにおいては昨日の継続作業。西トレンチ1号においては柱脚遺構を発見できなかつたので、西トレンチ1号の西端より南北中軸線にはほぼ沿つて北へ西トレンチ2号をいれる。

十一月十三日 晴 北トレンチにおいては昨日に引続き柱脚遺構の全容を把握するため努力傾注。西トレンチ2号においては焦慮努力すれども成果あがらず。東トレンチにおいては柱脚跡が東西の一線に並んで続々発見。但し建物のプランにはならない。

十一月十四日 晴 北トレンチにおいては柱脚遺構の輪郭がほぼあらわれた。東トレンチにおいては東ドレンチと直交する南北の小トレンチを數本いれて探査を続行。西トレンチ2号は依然として何等の端緒をも発見できず。

十一月十五日 快晴 北トレンチにおいては柱脚遺構を整備計調。東トレンチにおいては柱脚跡が垣であることを確認する。西トレンチ2号は放棄し、別に東トレンチの北八〇尺内外の地点において東西のトレンチを新らたにいれて柱脚跡を発見する。午後にいたりこれが南を正面にした正殿であることが推測されるにいたる。

十一月十六日 晴 後雨 昨日端緒をえた正殿の規模を知るために努力を集注し、ほぼその輪郭を明らかにすることができた。東西七間（間尺約八尺）・南北四間（間尺約十尺）のプランである。

十一月十七日 晴 正殿の柱脚一本を底部まで掘下げセクションをつくり、発掘現場全体にわたり計測の補正等をなす。調査最終日であるが残務整理を完了することができかねたので、調査員の解散は十八日となる。

今回の発掘で、正殿・正殿を囲繞する西門・南面の垣・第二建物等を発見することができたが、方形四周道路の南辺から更に南にあたる個所には手を着けることができないまま終了した。

#### ○第四回　補掘調査

第一次発掘調査の際、通称方八丁の方形四周道路南辺の更に南において南部柱脚遺構を発見していたが、その位置は方形四周道路南辺から二〇〇尺南、南北中軸線より西に八〇尺内外偏しているので、南北中軸線の東にもこれと対象をなす位置に同様な遺構があるのでないかと予想されていた。しかも、第二次発掘調査に際して、これを発掘調査することができずにおつた。ところが、第二次発掘調査が終了すると間もなく耕地整理が発足した。耕地整理は幹線水路を通す場合、現耕土面を深く掘り下げるし、

幹線水路の水面と現耕土面との関係から耕土が掘り取られることがある。以上のような事情から、昭和三十年十二月十九日に耕地整理の作業情況を見るため板橋が現地に赴いた。地元の人たちは勿論のこと作業請負人も共に史跡の重要性を認め協力的であるのには誠に感謝にたえなかつた。たまたま南部柱脚遺構の対象点即ち第一次発掘調査以来遺構埋没予想位置において、作業の関係上軌道をひき入れトロッコで耕土を剥脱除去していくので(第三回)、作業にあたつては柱脚発見に協力を要望する旨を語り合つてゐるところへ、及川敬一郎氏が柱脚頭部が発見されたと急報してくれた。正に予想していた柱脚である。翌二十日と二日がかりで南北に並ぶ柱脚十六本を確認することができた。地元と作業請負人の好意によ



第四回　周辺南辺道路の南方における耕地整理作業

第三章 調査の経過

六〇

り一時作業を保留していただくことができたので、廿一日県教委社会教育課に出頭し以上の状況を報告した。岩手大学教授森嘉兵衛博士の御奔走と県教委社会教育課の理解と水沢市教育委員会の絶大な支援により、今回発見された柱脚遺構の補掘調査を左記要項で実施することになった。

補掘調査要項

一、調査の主体

岩手県教育委員会

水沢市教育委員会

二、調査の期日

昭和三十三年十二月二十六日より二八日までの三日間

三、参加人員

調査員

岩手県文化財専門委員教授

補助員

板橋源

佐々木博康

岩手大学史学研究室

岩手大学学生

同

吉田努

千葉司男

栗村知弘

勝股国夫

昭和三十年十二月二六日 風雨 午前十時より調査開始。柱脚頭部を明確に露出するため水汲出し作業をしなければ計測が不可能である。この日風特に強く、水汲出し用のバケツを畦畔において、風で吹き飛んだことがあつた。作業は午後四時まで続行。

十二月二七日 時々雨 柱脚三十八本を確認。

十二月二八日 午前中雨 平板に傘をさしかけて計測を夕刻終了。夜行列車で一同解散。

註1 字名の擬仮名はすべて地元の本明従雄氏を煩わして古老より調査したものである。

註2 岩手県史蹟名勝天然紀念物調査報告昭和四年

註3 本史跡佐倉河大字宇佐について、巡査乃至試掘程度の調査は明治以降諸先學によつてなされたらしいが、まとまつた文献として著名なのは大森金五郎氏の「臘深城趾について」(歴史地理、四〇ノ四、大正十一年十月号)。尚、本論文は同氏の著史伝史話にも収められている。これは大正十一年の発表であるが、実は大正四年八月に日本歴史地理学会が平泉中尊寺において夏期講演会を開催した際その終了後同月十四日に吉田東伍博士・岡部精一氏・藤田明博士等と共に現地調査をした結果によつて発表されたものである。次いで大森佳一氏の「鎮守府跡附臘深城趾及八幡神社」(岩手県史蹟名勝天然紀念物調査報告 第一号)、菅野義之助氏の「臘深城趾附生城寺御音寺ノ仏像泥沙門堂ノ仏像(同上)により現地踏査がなされたことが知られる。特に菅野氏の場合は柴田常恵氏と共に大正十年五月七日八日の両日にわたる現地調査の結果をまとめたものであつた。菅野氏はこの時以前から既に現地に赴き試掘調査をやつておつたことは、同氏の「臘深城趾に就きて」(岩手県史事案報 第二〇一九号 大正五年十一月三〇日発行)によつて判明する。このほか佐倉河の熱心な研究家であった佐藤長三郎氏も日夕踏査されその成果を大正十四年に出版したのが「鎮守府八幡宮と臘深城趾」

### 第三章 調査の経過

という冊子である。

註4 文部省 史蹟精査報告 第三 托田稻陸・城輪稻陸、昭和十三年七月、

## 第四章 調査の成果

調査は前後四回にわたつてなされた。第一回目は発掘の事前準備として巡査測量調査、第二回目は第一次発掘調査、第三回目は第二次発掘調査、そして第四回目は補掘調査であつた。通計すると調査期間は三三日である。ここに調査成績をのべるにあたつて、記事の煩雜と重複を省略するために、調査ごとにその成績を分割して記すことを止め、発掘調査をした個所ごとにまとめて述べることにする。そして出土品及び遺物等については、これまた一括して本章の末尾に記載することにする。

さて、発掘調査の個所ごとにその成績を記すにあたつて、各々の位置を示すために古くから土地で伝承している方八丁についてのべておく必要がある。方八丁は國版第一にも明らかな如く五万分地図にもほぼ東西南北を正面とする方形道路で記載されている（國版第一一第八）。一边は六町内外の方形プランである。今回の実測によれば東辺五町四十八間、西辺六町十間、北辺六町二間、南辺六町六間であつた。しかるに、大正十一年に本遺跡が指定となつた際の基礎資料であつたと思われる大正十年度の「岩手県史蹟名勝天然紀念物調査報告第一号」によれば、東辺五町三十八間、西辺六町、北辺五町五十七間、南辺五町五十二間とあつて、今回の実測と一致しない。東辺において十間、西辺においても十間、北辺においては五間、南辺において十四間の差がある。これらの差は僅少なものではないから、実測方法上の相違によつて生じたものとは認めがたいのである。実測方法によつて生じた差であるならば、もつと僅少であるべき筈である。このような差の生じたのは何故であろうか。

そこで、通称方八町の方形四周道路の長さを記載している関係文献について、その掲げている数値を表示すれば次の如くである。

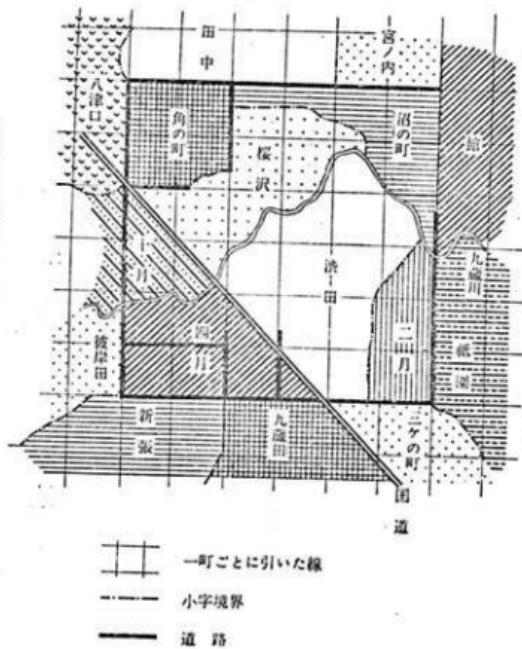
第6表 方形四周道路の長さの表

文 獻 斜 め 四 周 の 長 さ	東 辺	西 辺	北 辺	南 辺
八幡村風土記	町間 5,38	町間 6,00	町間 5,57	町間 5,52
封内風土記 (享保年中)	同上	同上	同上	同上
岩手県 史蹟調査報告 (大正10年)	同上	同上	同上	同上
佐藤長三郎氏 鎮守府八幡宮 と膽澤城址 (大正14年)	同上	同上	同上	同上
膽澤郡誌 (昭和2年)	同上	同上	同上	同上
今回の調査 (昭和29年)	5,48	6,10	6,02	6,06

表中の八幡村風土記は佐倉河村で大正十一年九月に  
贈写版刷で頒布した半紙判六十九葉の佐倉河村誌に引  
用されているものである。原本を探ねたが実見するこ  
とができなかつた。いつの頃にか伊達藩に書上げたも  
ので、おそらく仙台封内風土記の資料となつたもので  
あろうか。或は封内風土記の抜書か。未詳である。旧  
藩時代には佐倉河の一帯は伊達藩領であつた。次に仙  
台封内風土記は田辺希文の著で、享保年中のものであ  
る。

第6表によつて、方形四周道路の長さについて差の  
生じた理由が判明する。即ち、八幡村風土記か仙台封  
内風土記であるかは今のところ不明であるが、このう  
ちのどちらかの数値が基本となつて、その後岩手県史  
蹟調査報告や佐藤長三郎氏の研究や胆澤郡誌等にそのまま踏襲されてきたために、今回の実測結果と差を生じたもので  
ある。

方八丁と伝承されている方形四周道路の長さは以上の如く多少の長短はあるが、今回発掘調査した場所を示すために図式化してみると挿図第五第六の如くである。正殿・第一建物・第二建物等は方形四周道路内即ち尾高内にあり、南北中軸線より東に偏して存在する。南部柱脚遺構は東と西の二つがあつて共に方形四周南辺道路の更に南に位置し南北中軸線に対して正しく対象の位置にある。



第五図 条里遺制と考えられる小字名・道路小字境界図

方形四周道路の一辺がそれぞれ六町の近似数値をもつていて、六町四方の方形をなしていることに関連して、方六町地域において直交する道路と小字の境界線と小字名を記入して、一町ごとに南北線と東西線とを引いてみたのが挿図第五である。数字番号名を負つた坪名のついた地名は発見できないが、角の町・沼の町のこととき町という地名は条里遺制と関係している場合があることは既に尾知のこところであるので挿図第六と併せ考へることによつて、条里遺制の存在を推定できるのではないか。

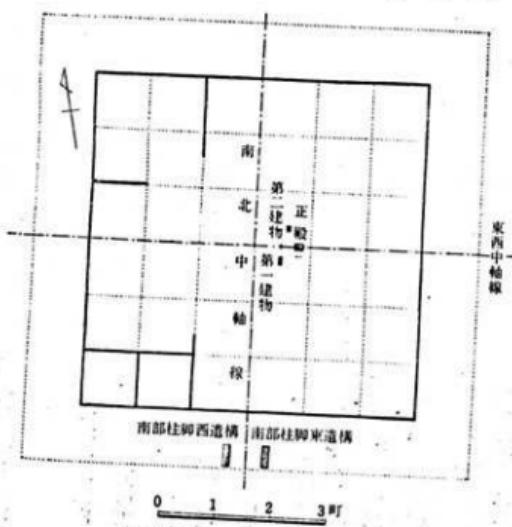
## 第一節 周廓内部地域

通称方八丁の方形周廓の四周道路の地域のうちの発掘情況を図示すれば挿図第六の如くである。そして正殿跡(三〇年)・第一建物跡(二九年)・第二建物跡(三〇年)・正殿西門跡(三〇年)及び正殿の南面と西面を圍繞する垣跡(三〇年)等が発見された(挿図第六・第七)。以下、順を追つてこれらの遺跡についてのべることにする。

### (1) 正殿跡

通称方八丁の方形周廊内部は一帯の水田でありその間に宅地と極く僅少の畠地・草地が点在している。西方から東に流れ、北上川に合流する九蔵川が地形的に高低の変化をもたらしているが、このほかに水田耕地面にも多少の高低がみられる。正殿跡は水田中に発見されたが、この水田耕地面は周廊内においては最も高く九蔵川の南岸にある。

因に本遺跡出土の瓦・須恵等の窯跡である江刺郡稻瀬村萬ノ木(現在江刺町に合併)と関係があるので、ここで九蔵川について一言しておきたいことがある。それは、九蔵川北上川との合流点から九蔵川を舟運によって湖上し膽澤城内

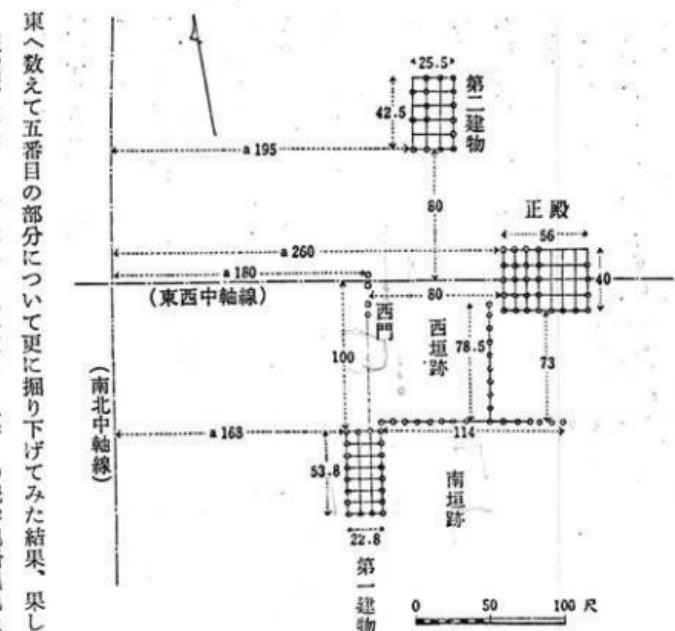


第六図 発掘調査箇所の関係位置図

にいたることが可能であるということである。

さて、正殿跡が発見された水田の層序状態は耕土が五寸内外の厚さで、その下に厚さ一尺二寸内外の黒色土層がある。この黒色土層の下は

黄褐色粘土層になっているが、発掘に際しては耕土と黒色土層を撤去して黄褐色粘土層まで掘下げ、この褐色粘土層表面に攪拌された混濁黑色土の存在の有無をみて柱脚の存否を認定するのである。このようにして、現耕土面より一尺七寸内外の深さに掘り下げて黄褐色粘土層面を出し、攪拌混濁黑色土の部分をおさえたのが挿図第一の写真である。正殿は東西七間（間尺八尺）南北四間（間尺十尺）と推定される。攪拌混濁黑色土の部分は、葺て建物の柱脚を掘立てた跡であつて、正殿南辺の西南隅柱脚跡から



第七図 周郭内遺構の関係位置図

東へ数えて五番目の部分について更に掘り下げてみた結果、果して柱脚の実在を確認することができた。

正殿跡の西南隅柱脚跡から東へ数えて五番目の攪拌混濁黑色土の部分即ち柱脚掘立て跡は東西四尺三寸位、南北四尺

## 七寸位の方形で、周囲の

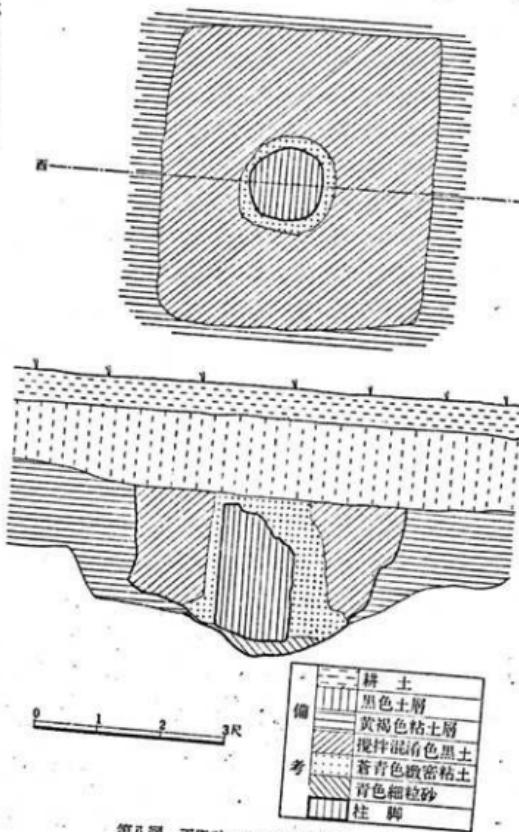
黄褐色粘土層とは明瞭に

区別することができる。

この部分を更に二寸位掘  
下げたら残存埋没する柱

脚の頭部があつた。残存

柱脚の長さは約二尺。径

は一尺二寸位の円柱であ  
る。底部は平らである。先端を削つてはいない。  
材質は東大亘理博士の鑑  
定によつて栗といふこと  
が明かにされた。現物は掘り出さずに調査後、現  
地にそのまま埋没しておいた。柱脚調査にあたつては、柱脚の移動を回避するため、柱脚の縦断面半分だけを露出して  
計測した。掘立方をみると、一辺五尺内外のほぼ方形の穴を掘り、柱脚底部のある部分に青いサラサラした細粒の  
砂がある。柱脚の埋没部分は蒼青色の特に緻密な粘土で三寸乃至五寸の厚さで固め、その外側に青いサラサラした細粒の

第八圖 正殿跡の柱脚掘立状況図

定してある(插図第八)。周辺内に第一建物の柱脚や南部柱脚西遺構の柱脚の掘立ての場合と対比してみると、多少の相違点がある。正殿以外の柱脚掘立ての場合は、必ず大きな穴を掘り柱脚を立てる点は同様であるが、柱脚の埋没部分には苔青色の特に緻密な粘土が全くみあたらない。一寸以内の形状をもつ木炭砂塊と粘土質の土壤のみで固定してある。この点が著しい相違であった。

正殿跡の位置を通称方八町の方形四隅道路内域の南北中軸線と東西中軸線とからみると、正殿跡の西辺は南北中軸線の東二六〇尺にある。そして、正殿跡の南北は四間であるので柱脚跡は西辺において五ヶ所発見されたが、西辺の中央の柱脚跡と東辺の中央柱脚跡とを結んだ線は東西中軸線と一致した。即ち正殿は東西中軸線上にあって、南北中軸線からみると東に二六〇尺片寄つて位置していることになった(図版第九・插図第七)。但し、中軸線について一言しておかなればならぬことがある。南北中軸線は、方形四隅道路南辺の中央点から南部柱脚西遺構の東辺をなす北端と南端の柱頭部を結んだ南北線に平行に北へあげてきたものである。そして、東西中軸線は、方形四隅道路東辺の中央点から、南部柱脚西遺構の南北線と直交する方向に西へ延長してきたものである。であるから、理論的には南北中軸線の中点と東西中軸線の中点とは一致すべき筈であるが、実は一致しなかつた。南北において三七尺、東西において十六尺喰違いを生じたのである。南北中軸線を設定する場合、途中に民家があつたためこの障害を迂回して計測したし、且つ地域が広大なため多少の誤差の生じたこともあるであろうから、もとより正確であるとは断じがたいのであるが、東西中軸線は障害なしに計測することができたのである。従つて、正殿は東西中軸線上にのつているということは認められるのであるまいかと考へる。

後でのべる第一建物との関係から、正殿は南を正面としたものであろう。鏡山氏の研究によれば大宰府の正殿の間数

も東西七間・南北四間であるので、本遺跡の正殿間数と一致している(図版第九・同第二)。

(2) 第一建物跡 発掘過程は正殿跡の場合と全く同様である。現地はやはり水田であるが、水田の耕土を五寸位除去すると、その下は黄色粘土層である。正殿跡の場合は、耕土の下に黒色土層が一尺二寸内外の厚さで存在したが、この場合には黒色土層はなかつた。耕土の下を更に五寸内外、即ち耕土表面からみれば七寸乃至一尺位の土壤を剝離したら一面の黄色粘土層に攪拌された混濁黄褐色土の部分が発見される。ここが柱脚を掘立てた跡である。南北五三尺八寸位で七間、東西は二三尺八寸位で三間であるから、南北の間尺は七尺七寸位、東西の間尺もほぼこれと同し位であつたと想定される。南北に長い建物で、間数と建物の向きは大宰府の西殿と全く一致していた。しかし、方墻をほつて埋込んだ掘立柱は外線にのみ見られるものであり、内部のものは簡単にうちこみの柱によつたものであつた。又外線の掘立柱の外がわにもうちこみの柱の存した痕跡が点在した。

この建物の東南隅柱脚掘立て状況は挿図第九の如くである。即ち、水田耕土の厚さは五寸位であるが、これを除去すると黄色粘土層となり、この面に四尺五寸内外の長さを一辺とするほぼ方形の攪拌混濁黄褐色粘土層がある。これが柱脚掘立て跡である。この面から更に六寸位掘り下げる柱脚痕跡が発見された。柱脚は既に腐蝕が甚しく実在しなかつたが、軟質なために識別できる。径一尺、高さ一尺の円形で、底部は平らである。現耕地面から約一尺下になると攪拌混濁褐色粘土層に木炭碎屑がみとめられる。これは意識的に混入されたものの如くである。當時、柱脚を立てる場合、柱脚保全上このような手法がとられたものではあるまいか。南部柱脚西遺構の場合も同様な手法がみられたからである。第一建物跡東南隅柱脚痕跡の高さは僅か一尺にすぎないし、攪拌混濁褐色粘土層のうちでも挿図第九に示しておいた如くA部には木炭碎屑が存在せずB部に多く存在すること、又黄色粘土層においてもC部とD部とでは多少異質である。

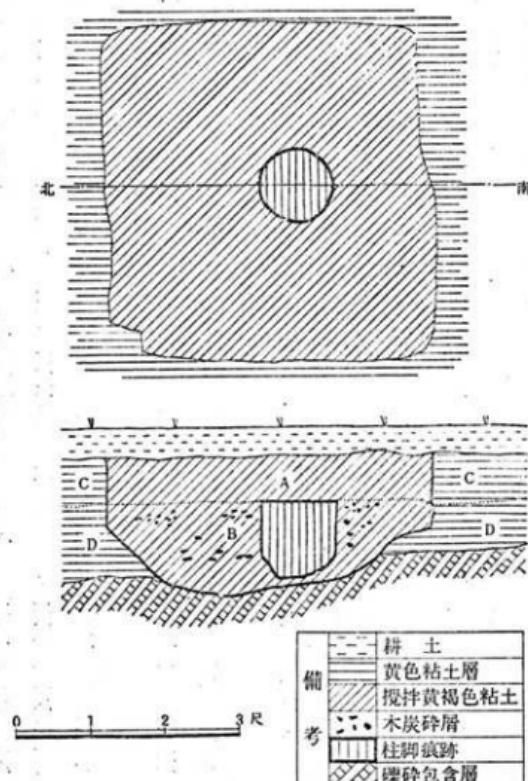
ので、以上三点からみるに、第一建物の跡の原地形は現在よりも高かつたのではないか。それを後に水田化する際水利の関係からある程度土壤を剥脱したと考えられる。この場所は幾分高燥であり土中に湿度が少なかつたため柱脚が腐敗してしまつたのであらう。

この建物跡の北の一

辺は東西中軸線より一〇〇尺南にあたり、西

の一辺は南北中軸線より一六八尺東にあたる位置にある(國版第一三・一七・插圖第九)。

耕 土
黄色粘土層
搅拌黄褐色粘土
木炭碎屑
柱脚痕跡
砾碎包含層



第九図 第一建物跡東南隅柱脚掘立状況図

### (3) 第二建物跡 発

掘過程は正殿跡・第一建物跡の場合と全く同様である。現地もやはり水田であり、水田の面は正殿跡のあつた水田面と同一である。

建物の規模は東西三間で二五尺五寸位、南北は五間で四二尺五寸位であるから、間尺は八尺五寸内外の南北に長い建物と考えられる。位置は正殿跡の西北方にあたり、南北中軸線よりほぼ一九五尺東に寄り、東西中軸線より北に八〇尺のところにある。正殿に対して本建物の如き位置にある建物の類例は都府樓遺跡においても、又藤原宮跡・平城宮跡においてもみられない（図版第九）。

(4) 正殿西門跡

正殿西側の一辺から西へ八〇尺の地点において、南北に一列に並ぶ柱脚痕跡が四カ所発見された。

これが正殿に対する西門ではないかと考えられる。中央の間は十三尺、これに隣接する北側と南側の脇間は共に七尺である。

西門跡の四カ所の柱脚痕跡を結んだ南北線は、第一建物跡の東邊の柱脚列からみて西に隣りする第二列目の柱脚跡の南北線上に正しく一致していた。そして南北中軸線からみると、東に一八〇尺寄つた位置にある（図版第九・圖第一四）。

(5) 正殿垣跡 正殿の南と西に垣跡と思われる柱脚痕跡の列が発見された。南垣柱脚痕跡は十五カ所で、正殿南邊より更に南七三尺の地点において東西に一列に並び、その東端は正殿南正面のほぼ中央に始まり西端は第一建物の東北隅柱脚跡附近に終つていて。その長さは一四尺で、間尺を東よりあげてみると八尺間が六間、その次が十二尺間一間、

次が再び八尺間となり五間あつて、次が七尺間が二間となつていて。この垣跡は更に東へも延びているのであるまい。かと一応想定されたので精査したが確認できなかつた。正殿の正面にあたる南方を垣で塞いだとは考えがたいので、正殿正面にあたる柱脚痕跡は垣ではなくて、先に述べた西門に対応する南門ではないかとも考えられるが、それにしては間尺が均衡を失しているように思われる。というのは、西門の中央の間尺は十三尺で南北脇間尺は七尺であるからである。

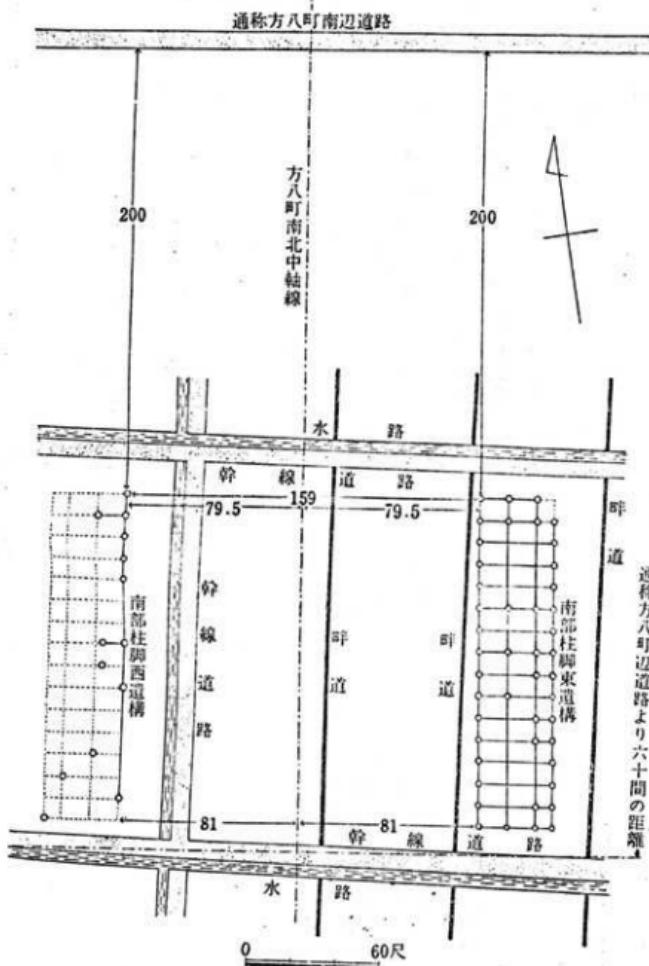
西垣跡は正殿西邊より八尺西に寄つた地点から南に延びて南垣と直交して連結する。長さは七丈五寸位、間数が九間であるので八尺七寸内外の間尺である(図版第九・同第一五)。

## 第二節 周廊外南方柱脚遺構

通称方八丁といわれている方形周廊四周道路のうちの南辺道路から更に南の地点に南北に長い柱脚遺構が二つ発見された。これらの柱脚遺構は共に東西三三尺、南北一四七尺である。二つのうち西遺構は昭和二九年、東遺構は同三十年の発見である。それらの位置は、通称方八丁の南北中軸線に対し全く対象をなしているばかりでなく、方八丁周廊南辺道路から二〇〇尺南にある点も同一である。第一〇図において〇印でしめしたのは実在の柱脚である。さて、東と西の両遺構は南北中軸線に対して全く対象的位置にあるが、東遺構の西辺も、西遺構の東辺も、南北中軸線と平行でない。即ち東遺構西北隅柱脚と西遺構東北隅柱脚との間隔は一五九尺であるのに対し、東遺構西南隅柱脚と西遺構東南隅柱脚との間隔は一六二尺あつて、三尺の差がみとめられる。次に注意しておきたいことは、両遺構の南辺は共に、周廊南辺道路からみると三四七尺の地点にあることである。即ち方八丁南辺道路からみて一町即ち三六〇尺に一三尺不足している。この点については後に又触ることにする。

発見された年次に従つて、西遺構について先ず記述すると大要は次の如くである。

現地は一帯の水田であつて、僅かに耕土を除去するとその下に柱脚を掘立たた痕跡があらわれる。その様子は周廊内の遺跡の場合とほぼ同様であつて、黄褐色粘土層のうちに、搅拌された混淆暗黒色土が不整形な凹形か隅丸の方形で存在する。これをたよりにして幅五尺内外のトレンチを南北に延長した。場所によつては蓋掘りをした(図版第一八・同第一九)。

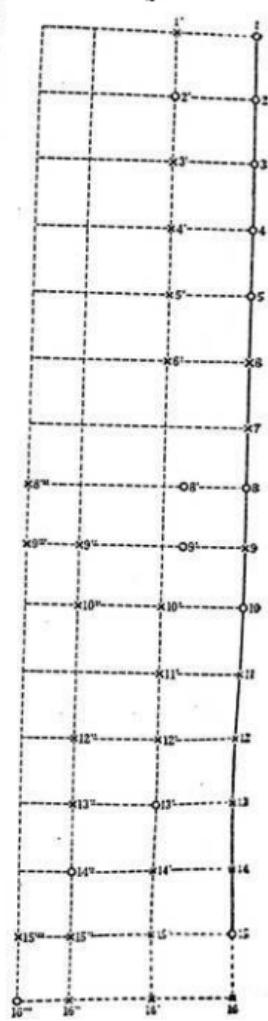


第一〇図 周廓外南方柱脚造構の位置図

実在が確認された柱脚は僅か十四本にすぎなかつたが、その状態を記述するにあたつて煩雑を避けるため、掲図第一の如く調査した地点や実在確認の柱脚に整理番号を付して表示すると第7表の如くである。

柱脚の長さ(尺)	柱脚の径(尺)	表土より頭部までの深さ(尺)	状態
			土壤で認定
		1,5	木片 明明 明明 明明 片片 在
		1,4	木不 不不 不不 不不 在
		0,7	木实 实实 实实 实实 在

第二節 周辺外南方柱脚遺構



一一一団 周辺外南方柱脚遺構  
(西方) 整理番号

柱脚番号	柱脚の長さ(尺)	柱脚の長さ(尺)	柱脚の長さ(尺)	柱脚番号	表土より頭部までの深さ(尺)
1,2	1,0	1,5			
0,8	0,8	?		No. 8"	
1,43	0,6	?	No. 9"	木片	1,5
1,5			10"	木片	1,3
1,4	0,8×0,7		11"	不明	
1,6	1,5	?	12"	木片	1,7
1,3	0,95	?	13"	木片	1,8
1,5			14"	実在	0,6 1,0 ?
1,5			15"	木片	1,5
1,5			16"	木片	1,6

柱脚番号	状態	柱脚の径(尺)	表土より頭部までの深さ(尺)	柱脚の長さ(尺)	柱脚番号	状態
No. 1	実在	0,8	0,9	1,6	No. 1'	土壤で認定
2	実在	1,0	1,0	3,0	2'	実在
3	実在	0,6	1,5	2,4	3'	土壤で認定
4	実在	0,8	1,0	?	4'	土壤で認定
5	実在	0,8	1,0	?	5'	土壤で認定
6	土壤で認定				6'	土壤で認定
7	不明					
8	実在	0,8	上径0,6	?	8'	実在
9	土壤で認定				9'	実在
10	実在	0,5	0,95	?	10'	木片
11	腐蝕 木質	1,2			11'	木片
12	木片	1,8			12'	腐蝕 木質
13	木片	1,4			13'	実在
14	木片	1,6			14'	木片
15	実在	1,8	1,0	?	15'	木片
16	土壤で認定				16'	木片

第二節 南部西遺構  
第7表 南部西遺構の柱脚出土状況



第一二四図 南部西道構の第3号柱脚

1

実在を確認した柱脚のうちに、その長さが不明としたものがあるのは、柱頭を確認するだけに止めて、再び現位置に埋没したので計測ができなかつたためである。

2

第三号柱脚だけは掘上げて臘澤鎮守府八幡宮に保管した。掘立て状況は北側に接して側柱が添えられて支えとなつてゐる。形状は第7表に示した如く現耕土表面より六寸下に柱頭があり、長さ二尺四寸、下底部における直径は約一尺五寸の円柱で、下底部に近く目途穴がある（攝國第一二）。目途穴のある位置も、その形状も山形県城輪橋・秋田県弘田橋出土の柱脚目途穴と全く同一である。目途穴のやや上部に矢印の刻目が鋭利な工具で付けられていたが、この矢印は北に向くよう、そんな位置に埋め立てられて柱脚が見見された。

3 柱脚の材質は采

西道構の東邊における全長は一四七尺、南邊における全長は三三尺であるが、柱間尺は正確に知ることが出来なかつた。それは実在を確認した柱脚は僅かに十四本にすぎなかつたこと、実在を確認したものの中にも横転せるもの（捕圖第一三）・一方にやや傾いていいると考えられるもの等があつて、正確に把握しがたかつたからである。現在鎮守府八幡宮に保管されている柱脚があるが（同第一四）官司菅原柄男氏の談によれば先代の頃（年次不明）、臘澤城の南において発見されたもので南門の柱と伝えられているという。所伝の当否は別として、永年にわたつて柱脚が掘り出されたことがあつたのである。さて間尺については以上の如き事情で、正確には知りえなかつたが、大体においては南北の間隔は一

○尺内外である。但し第7号（実在せず）・第8号（実在）の間、第8号と第9号（実在せず）の間、第9号と第10号（実在）の間、この二間は特に狭く九尺位であった。次に東西の間についてみると、第2号（実在）と第2号（実在）の間は十二尺、第16号（実在せず）と第16号（実在）の間は十二尺五寸、第16号と第16号（実在せず）の間も十二尺五寸。そして、第16号と第16号（実在）の間は八尺であった。更に東西の間で特異であったのは、第8号と第8号（実在）・第9号と第9号（実在）との二間は共に九尺五寸であったことである。

（西版第一八・一九、  
攝圖第一〇・第一六）

南部西遺構の南  
辺の限界を究める

ために、東辺の延

長線即ち第16号柱脚の南の延長線に沿つてトレンチを延していつたら、第16号より八尺五寸の地点に異形な柱脚痕跡が発見された。それで第16号と第16号を結んだ遺構の南辺よりみて更に南の地域一帯を調査したら、異形な柱脚痕跡が多数発見され



第一三図 周郭外南方柱脚遺構(西方)の横軸せる柱脚



第一四図 鎌守府八幡宮にある柱脚



第一五圖 周郭外南方柱脚遺構西方南辺附近における打込式柱脚痕跡分布図  
備考——数字は打込式柱脚の径を単位尺で示したもの  
一の符号のついた数字は現地表から柱頭までの深さを示す

た。この地域の柱脚は既に腐蝕が甚しく触れば直ちに崩壊する状態であつた。その形状や立て方、存在形式等において先にのべた遺構の柱脚と著しい相違を示している。

1 遺構の柱脚は掘立て式であるが、これらは打込み式である。

2 前者はすべて形状は丸柱であるが、これらは丸柱の他に角柱もあつて形状が一様ではない。

3 前者はその位置において、十尺内外・十二尺五寸内外稀には九尺内外八尺内外というように距離・間隔に規格をもつているのに対し、これらの相互間隔・距離には一定の規格性が全くない、各々がかなり乱雑に存在している。

4 前者の柱脚底部は地表下二尺四寸乃至尺において存

在しているのに対して、これらの柱脚痕跡底部は地表下平均二尺にあつて、前者よりも浅く存在している。

た山形県西田川郡大山柵の例である。大山柵の門柱の両翼に柵がある。両翼の柵の構造その時代については「真實の柵は、径四五寸の自然木を枝を払ひたる長三列に立て並べ、左右の間隔は一尺内外、前後の間隔は前列と中列との間四尺、中列と後列との間五尺あり、各柵木の間に横木を渡し葡萄蔓にて縛せり。又上頭部にホソを造り、14の如く横木に穴を穿ちてホソに貫けるもあり。横木の長さは一丈一尺、柵木の長さ五六尺あり」、「丸木の門柱と左右の角柱との状態は、城輪の出羽柵並に仙北郡弘田柵の手法と同一のものにして、其両翼の三列の柵は城輪弘田両柵に比して更に原始的な感あり。之れを後世の戦国時代武藤氏の城郭と見るは、大なる誤りにして、出羽柵址と見るべきものなり」と述べてある。大山柵は果して出羽柵であるかどうかは未詳であるとしても、その時代が所説の如く蝦夷征討時代のものであるとするならば、當時東北地方の柵のめぐらし方に、このような形式があつたものであろうか。大山に比して膽澤城の場合は保存状態が非常に悪かつたために正確に比較することができないのは遺憾である。大山柵跡は庄内平野の西南隅にあつて海陸より兵を進めるに便利な位置にある。大山町の大平山の北麓畠地で、鶴岡湯野浜間の電鉄敷設工事にあたり土を太平山北麓の畠地より採取した際に発見されたのであつたが、この畠地は近傍の水田面より五六尺高かつたといふ。これに反して、膽澤城の場合は既に水田になつてゐるので、保存状態に格段の差異がある。南部遺構における打ち込み式柱脚群列を大山のそれに比定するならば、これらは胆澤城南辺の外周柵列の一部とみなしうるかも知れない。これら打込み柱脚群列の幅は大体一〇尺内外で、東西の方向にあり、丁度この地点が胆澤城方形四周道路の南辺から六〇間の地点にあたつてゐる。もしも、打ち込み式柱脚群列が膽澤城南辺の外周柵列の一部であり、且つ東西南北を正面として方形に閉鎖していたとするならば、捕図第六の如く、胆澤城の地盤は古来の伝承のように「方八町」であつたと想定することが可能となるであろう。現存の方形四周道路は「方八丁」と伝承されてはいるものの実は六丁四方であつて、

方八丁ではないのである。もとより断定は慎重でなければならぬので、ここに今回の調査によつて発見された新しい問題として、一応のべた次第である。

南部東遺構の南北の長さは一四七尺、東西の長さは三三尺であつて、西遺構と全く一致している。挿図第一六において矢印を附した十二の地点は、矢印の方向にトレンチを延ばして柱脚の存否を検討した結果、限界を確認したことを示すものである。婧理

147.0  
137.2  
0 10 20 30 40 ft

第一六図 周郭外南方柱脚遺構(東方)の整理

すものである。婧理

壇式に掘つて柱脚

の存否を検討した

地点は五三カ所で

あつたが、この結

果柱脚の実在を確

認した個所は○印

を附して明示した

如く四六カ所、柱

脚が存在しない個所は×印で示した如く七カ所で、柱脚は西遺構に比して三二本も多く発見された。数字は柱脚相互間

西遺構の場合と比較にならぬほど容易であつた。但し、数字によつて明らかなる如く、間尺が実にまちまちである。間尺がこのように不統一であるのは、柱脚が相互にいすれかの方向に多少づつ傾いているし、且つ柱頭は腐食しているもの

が多く、従つてその中心をおさえることが困難であるためである。故に南北の全長一四七尺といふは西遺構の測定と一致しているので、南北の全長と間数十五とからみて南北の間尺は九尺八寸内外とみなされる。東西の間尺は明確でないが、東西の全長は共に三三尺であるし、南北中軸線からみると、東遺構も西遺構もこれ又共に外側の間尺を狭い点においては一致しているし、間数も共に三間である点においても全く一致しているので、東遺構と西遺構とは南北中軸線に対して対象形をなすものとみなされる。従つて、南部の両遺構の中央を通る南北中軸線上に、方形四隅道路南北から一町の点を設定した附近に門跡があるかと想定されるのであるが、既に第三章「調査の経過」のところでのべた如く東遺構が発見された昭和三十年十二月には耕地整理作業が進捗し幹線道路と幹線水路が竣工していたので調査は不可能な事態になつていた。

註1 山形県郷土研究会編、郷土研究叢書第二輯所収「大山の出羽櫛」昭和七年

### 第三節 出 土 品

調査中出土した遺物の大部分は土師器・須恵器の破片多数とごく少量の瓦破片であつた。近傍の民家に所蔵されている贈深城出土と伝えられるものについても採録したが、相当量に達したので、これらについては印刷の関係上他日に譲ることにして、ここにおいては調査中の出土品についてだけ記述することにし、特に関係の深いものだけに限つて民家所蔵遺物を併記する程度に止めた。

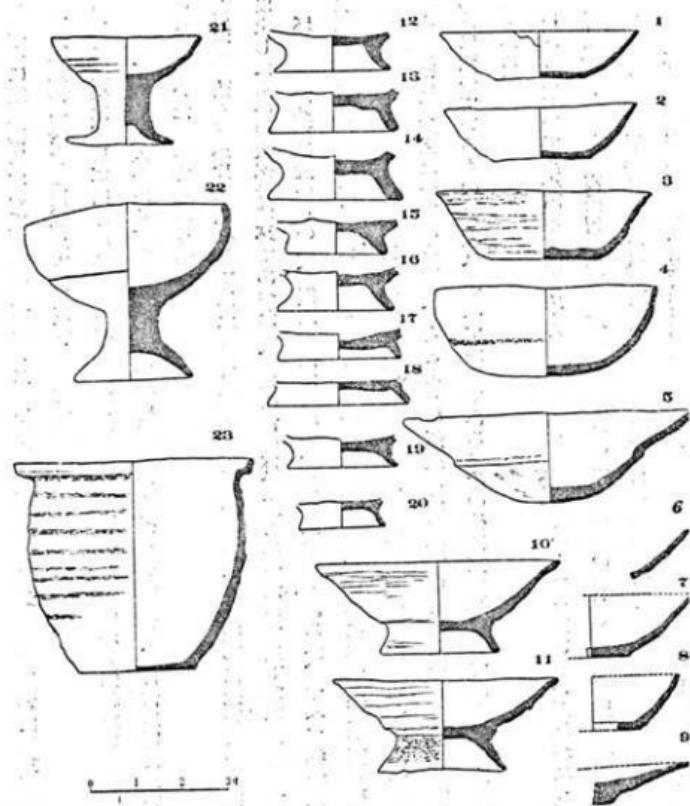
試みに第一次発掘調査の際出土した土師器・須恵器・瓦の破片を整理して数えてみた結果は第8表の如くである。

第8表 第一次発掘調査における出土品集計表

項目種類	分類	南遺部跡	周廓内跡
土師器	底部 {あげ底 平底 {糸 糸切のないもの 口縁部・体部	132 320 1,202	9 28 2 131
	計	1,654	170
須恵器	底部 {あげ底 平底 {糸 糸切のないもの 口縁部 体部	0 3 0 3 39	1 6 0 2 90
	計	45	99
瓦	丸瓦破片 平瓦破片 鑑瓦破片	2 6 0	8 14 1
	計	8	23
その他	アンズの実 モモの実 穀がら	3 9 若干	0 0 0

周廓外南部地域と周廓内の地域を同時に平行して発掘調査したのは第一次発掘調査の場合だけであつたので、この集計も第一次調査の際のものである。第二次調査では周廓内だけをしたので、その結果はこの集計に加算しなかつた。さて、もしもこの集計が何ほどの信憑度をもつものとするならば、次のようなことが要約できるのではないか。

1 土師器は南部遺跡において圧倒的に多く、周廓内遺跡には少ない。これは、発掘中にも実感していたことであつた。そのため、破片を数えてみる気持ちになつたのであつた。南部九・七に対し周廓内一の比率である。



第一七圖 土器実測図

八五

- 3, 11, (周郭内から今次の調査で発見されたもの)  
 1, 2, 6-20(11を除く) (周郭外南部から今次の調査で発見されたもの)  
 他は早くから民間にあるもの

しかしに須恵器においては事情が逆転して周廓内に多く南部に少ない。周廓内二対南部一の比率となる。

瓦も須恵器の場合と同様周廓内に多く南部に少ない。以上の如き結果は、周廓内と南部との建物の性格の相違を示しているのかも知れない。周廓内の建物のうちには瓦葺のものもあつて上級官人が多く、南部には下級要員が集団生活をしていたし、日常用器においても土師器は下級要員に多く使用されていたものである。

## (1)

## 土師器

殆んど小片に破碎して出土した。

薄手のもののうちに略々完形に近いもの又復原可能のものもある。底

(A) 壺 ほぼ完形に近いもの一、復原可能なもの五、破片三七七であるが、すべて輪轍整形で、体部に輪轍仕上げ

の縞状条痕が多くみられた。厚さは〇・五分と二分内外の薄手で、なかには焼成度が高く硬度において須恵器に近接するものもある。内面が漆黒色になつてゐる所謂内黒は破片三七七片中五四片あつて全体の一四・三パーセントを占めている。破片を数えたのであるから、もとより信憑度は低いが一応ここに記しておく。底部は一三七片出土し、糸切の明確に残つているもの三六片、すべて右巻である。その他は箋で擦消してある。色調は白褐色・明褐色・淡褐色等多種である。

器形も口縁部において多少の歪みを存するものもあるが概していうならばひどい歪みがなく齊一性をもつてゐる。(B) 黒土師器であるが、器形において発掘出土のものとは著しく異つてゐる。

(B) 台付壺 ほぼ完形が一個、復原可能なもの一、台部が三五出土した(同12—20)。ほぼ完形のもの(同11)は色調赤

褐色、高度の焼成であるが出土時は脆くなつておらず所々表面が剝離していったが明らかに輪郭整形である。厚さは口縁部において一分二厘、高さは二寸九分五厘、坏部径は四寸九分二厘。

発掘調査で出土したものではないが佐藤長三郎氏（佐倉河八幡宇神子田）所蔵（図21）と鎮守府八幡宮所蔵のもの（図22）に高坏がある。前者の出土地は不明であるが、後者は佐倉河字幅真山権現堂境内の北西高橋栄吉氏持地出土といふことである。共に坏部には稜がみとめられない脚部の裾も広がっているものではない。これらの器形に属する

高坏は発掘調査の際は発見されなかつたが、参考までにここに併記しておく。

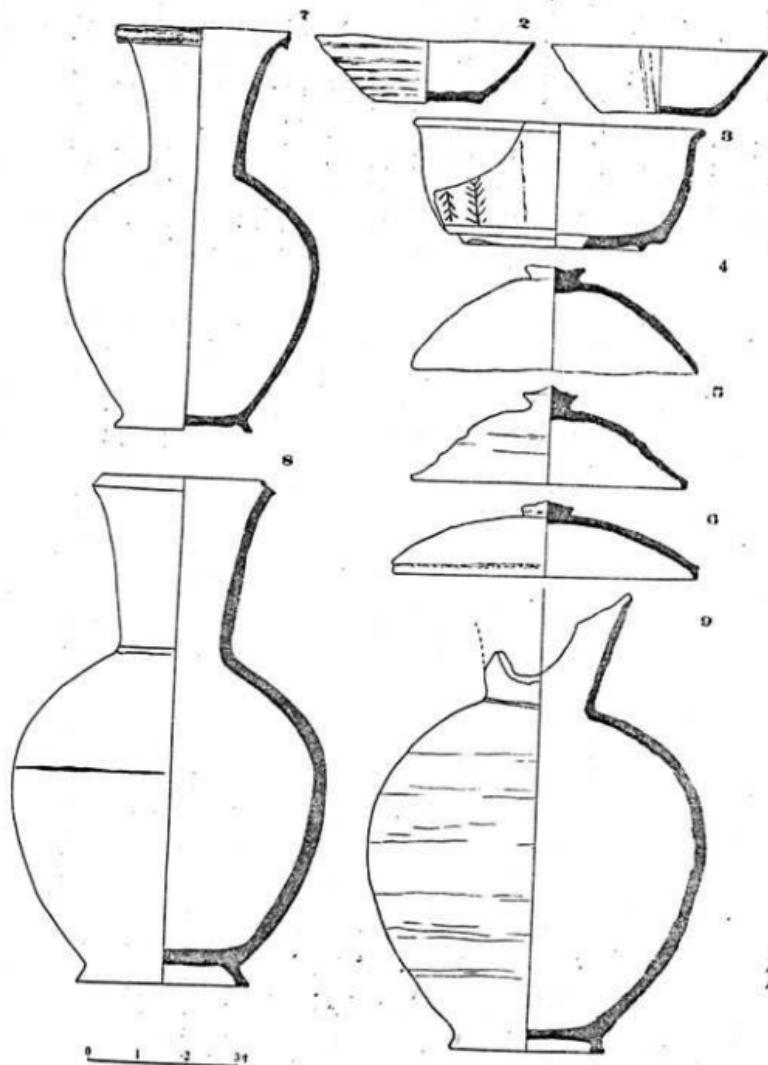
(C) 瓢 口縁部破片が八片、胴体部破片が四五片出土したが、全て輪郭整形で輪郭条痕が縦状に胴体部に横にみとめられ焼成度は高い。完形並びに復原可能なものはなかつた。

しかし千田万右工門氏（佐倉河字半入）宅地裏出土と伝える瓢が同氏所蔵のうちにある（図23）。

(2) 須恵器 発掘した各所より出土したが大部分は破片で、完形三、ほぼ完形に近いもの及び復原可能が五、破片三七八片である。破片が圧倒的に多いので、その厚さからみて五分内外以上を厚手、四分内外から二分位までを中厚手、それ以下を薄手というように三区分すると、厚さと口縁部・底部・体部彎曲などを合せ考へることによつて、厚手・中厚手のものは瓢・壺の類であり、薄手のものは坏の破片と推定される。以下器形ごとに略述する（図版第二一・第三一八）。

(A) 坏 完形のもの二。この一つの色調は黝青色で体部にロクロ目が鮮かな縞状平行線で残つており口縁部に歪みがある。底部は笠で擦消している（図版第一一八一）。

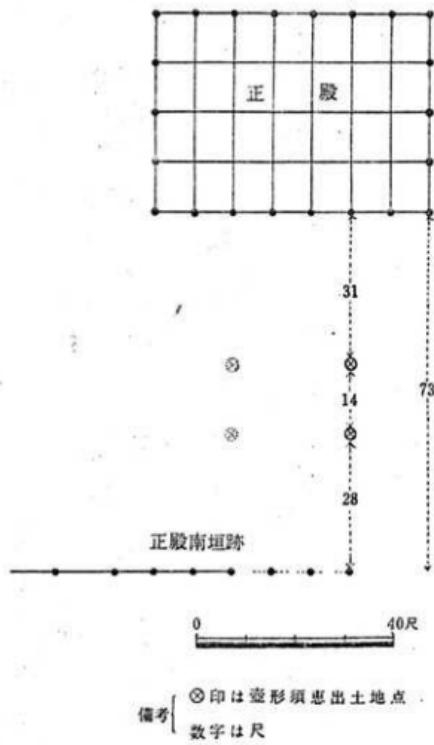
もう一つのものは前者にくらべて器形に歪みがなく色調は灰白色で灰青色の線が數条つている精巧な仕上げである。底部は同しく笠で擦消してあるが、輪轂仕上げであることは明らかである。数条の灰青色の線は地下埋没中に植物の



第一八圖 須恵器 実測図  
(1, 2, 8, 9は今回周墓内から出土したもの。他は早くから発見され民間にあるもの)

根と接触し湿度の条件によつて接着したものであらうか(同1)。

このほか口縁部・体部の破片七〇以上と底部破片九〇が出土したが、糸切底部が十二片あつて全て右巻であつた。  
(B) 長頸壺 完形一と口縁部が欠損しているが体部の完全なもの一とが周廓内正殿の南面で出土した。完形のものは総高一尺二分を測りこの色調は蒼青色で口縁部から胴体部にかけてごく軽微な自然釉がある(図版第二及び第四第一八八)。後者は前者にくらべて器形は滑らかでなく多少の凹凸があるが手法は同一である(図版第二及び第四第一八九)。色調も同様であるが口縁部は胴体部に張付け仕上げである。現在の高さ九寸四分。



第一九図 周廓内における須恵器(長頸壺)の出土位置

備考 | ◎印は壺形須恵器出土土地点  
数字は尺

両者の出土状況についてであるが、両者とも水田の耕土直下に直立して発見されたが、いずれも頸部に土師器破片が繞因附着していた(図版第一六上)。恰も深い壺形土師器を上からかぶせて須恵器の口縁部を覆つたものの如くである。正しく直立していたので内容液を岩手大学化学生教室で分析してもらつたが普通の雨水にすぎなかつた。但し底部に

は土が密着していた。固くなつていて取り出すことができない。強いて取り出すと、器形を破壊する憂があるのでそのままにしておいた。



第二〇図 民間所蔵の須恵器（長颈壺）写真

次に両者の出土位置は挿図第一九の如く、周廓内正殿の東南隅より西に教えて三番目の柱脚とその南方七三尺にある正殿南垣の柱脚とを結ぶ

一線上

にある。両者相互の南北の間隔は十四尺であつた。

口縁部が多少相違しているが、その他の器形が前二者と酷似しているものが鎮守府八幡宮にある。佐倉河字幅伊藤権三郎氏宅地から発見されたものであるという（挿図第一八七及び第三〇）。

(C) 須恵器　すべて破片であつた。従つて器形は不明であるが、一応厚さによつて分けてみると前述の中厚手のものが圧倒的に多く、厚手・薄手はごく少ない。口縁部破片のうちには櫛状のもので陰刻された沈線波状文をもつものがあり、その彎曲から口縁部における直径一尺九寸



第二一図 須恵器口縁部沈線波状文

三分と推算される大型のものもある(插圖第二一)。

次に脳体部破片の表面と裏面に残つてゐる叩打文について略述する。但し前述した如く破片だけについて観察したものであるから、もとより断定はできないが、一つの土器に対し種々の叩具を使用して胎土を締めたのではなくて、一つの土器に対しては同一系統の、更にいうならば同一の叩具を使用したのではなかろうか。それとも又、胎土を締めるために一つの土器においてもその部分ごとに異つた叩具を使用したものであろうか。一応表面と裏面との条痕文を組み合せて分類すると次の如くであつた。

A式 表面に条痕の叩打文がみられ裏面に同心円文の重複打文をもつもの(図版第二二)

B<sub>1</sub>式 表面に条痕の叩打文、裏面も条痕の叩打文(同2)

B<sub>2</sub>式 B<sub>1</sub>と同様裏面に条痕の叩打文があるが、拓本にみられる如く平行的条痕にほぼ直交する細い線が等間隔に入つてゐる(同3)

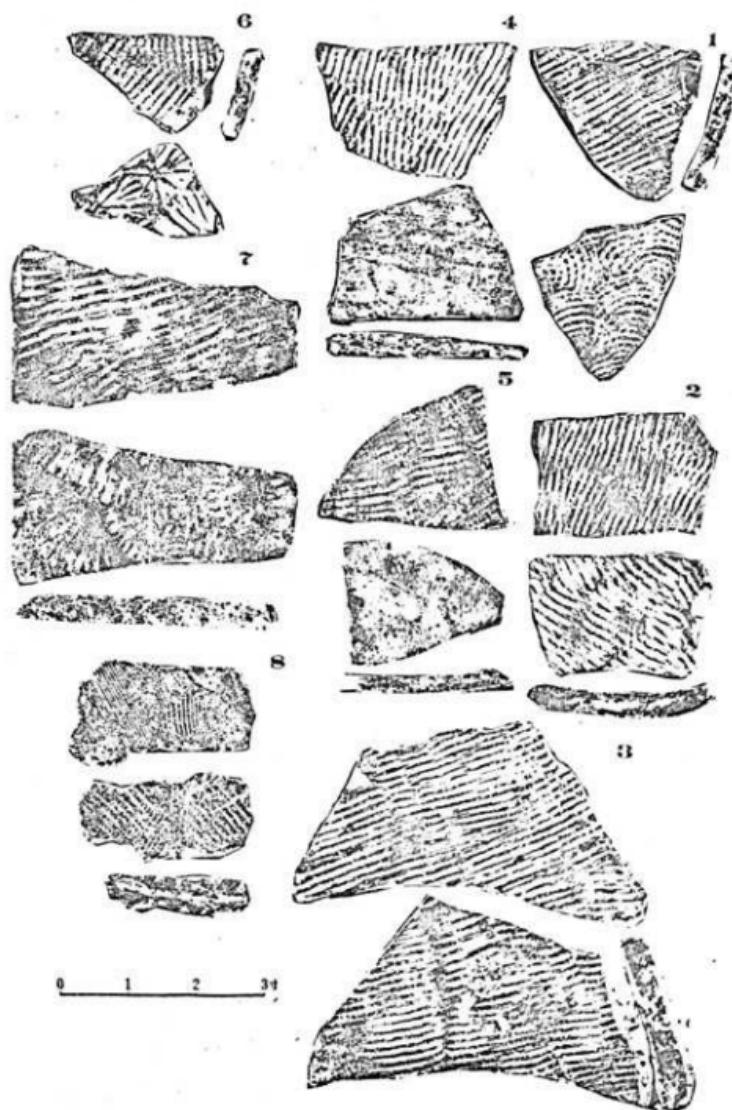
C<sub>1</sub>式 表面に条痕の叩打文、裏面は叩打されていて文様がない(同4)

C<sub>2</sub>式 C<sub>1</sub>と酷似しているが、表面の条痕叩打文に細い線が直交している(同5)

D式 表面に条痕叩打文、裏面に菊花形の放射状の条痕あるもの(同6・7)

E式 表裏に櫛目状の条痕文をもつもの(同8)

以上のほかに、插圖第一八・三の如くドンブリ状の器形をもち脳部に縦一寸二分(横幅欠損につき不明)の長方形の透し穴をもつた精巧な須恵器も周郭内から出土した。色調は苔青色に近く表面に自然釉かと思われるものも附着している。しかも脳部に細い隆起線があり、絞杉状の沈刻文様をもつてゐる。(図版第二一)

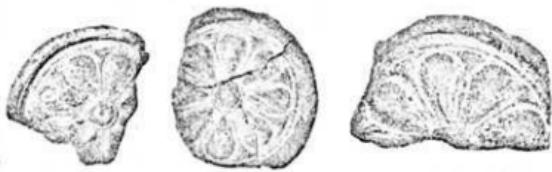


第二十二圖 須惠器文様拓影

又、発掘調査時の出土品ではないが、佐藤長三郎氏（佐倉河八幡字神子田）・高橋留平氏（佐倉河八幡字館）の所蔵のうちに須恵器の蓋がある（插図第一八四・五）。



第二三圖 錦瓦片拓影



第二四圖 民間所蔵錦瓦

(3) 瓦  
破片のみで、平瓦が十五片、丸瓦十五片、鎧瓦一個（插図第二三）。以上のうち周廓内から二三片が出土した。鎧瓦は八葉の單弁をあらわすもので從来鎮守府八幡宮にがあるので広く知れわたつたものと全く同一であつたのみならず、佐藤長三郎氏や平泉中尊寺佐々木智秀氏所蔵のもの（同第二四）とも同一である。

本節において出土品の略述を終るにあたつて岩手県江刺町爲ノ木窯跡について一言触れておきたい。爲ノ木窯跡は昨年と今年早稻田大学が発掘調査したが、昭和三十年八月十九日に板橋・島千秋・菅原都雄の三人が現地に赴き発掘調査に参加した。その際、莫大な数にのぼる瓦・須恵器の破片を実見したが、すべて勝源城跡出土のものと同一であつたのみならず、勝源城跡出

土のものと相違するものを全くみとめることができなかつたのである。葛ノ木窯跡は膽澤城の需要にあてる土器と瓦を焼いた窯跡に相違ない。葛ノ木は北上川東岸の台地にあつて、膽澤城とは水運の便がある。北上川の河道は膽澤城当時は若干変遷しているが、現在の河道によつて行程を算定すれば、葛ノ木→北上川→九蔵川（九蔵川と北上川との合流点から舟運によつて九蔵川を溯航して膽澤城内に到達可能であることは既に述べた如くである）→膽澤城内の距離は一里二五町にすぎない。

4 植物性遺物 今回の調査で膽澤城跡から発見された植物性遺物の中、掘立柱についてはこの遺存部分について東京大学理学部植物学教室の直理俊次博士に鑑定を依頼し素材であることが明かにされた。なお、遺跡中からは、殊に掘立柱の土壤の中などに、当時の遺存状態において種子・果実等が発見された。これらについては、同じく東京大学理学部植物学教室の前川文夫博士に調査を依頼し次の結果を得ることができた。

- A モミ 外花穂の側面鏡において、長さ六ミリ幅二・八ミリを測る、型式は日本型稻である。
- B モモ(核) 教個発見されたが、大小があり、熟し方の若いものも見られる。

- C アンズ(核) 一個。長さ二〇ミリ・幅十五ミリ。扁平な形体を有する。

なお、前川博士は、モモやアンズが掘立柱の土壤の中に入れられてあつたことは、この構築中に食用に供したもの無難作に放りこまれたものとするのが穏当であり、当時この二種の果樹は食用としてかなり一般に普及して栽培されていたことを示すものという考をいだいている。これはまことに同感であり、これらの樹木はこの地域附近に教多く植えられていたものであろう。なお、発見されたモミは都から運ばれたものか、又はこの地域において栽培されたかは明かにされ難いが、日本型稻であることが確認されたことは古代稻作史における一つの資料となるものであろう。



第二五圖 繩文式土器出土状態

註1 なお、周廓内西門附近から水田現耕土表面下十五㌢の位置に深鉢形の縄文式土器が発見された。高さ約五〇㌢口徑約三〇㌢の大型の粗製なもので、表面に单一な縄文がやや粗く見られる。恐らく後期初頭頃に編年されるものでその製作年時において勝澤城と時間的には甚だしい喫いがあることはもとよりであるが、出土状態において、下底部が直ちに黄褐色粘土層になつており、この地に他に縄文式土器片等が見当らず、復合遺跡とも見られない点において、特殊な関心ももたれるのであり、これに関して様々な想察も生れる次第である。これについてはなお別な機会に考察したい。(插圖第二五)

## 第五章 総括

近年における考古学上の遺跡研究の活潑な動向の一として、都城跡の調査をあげることができよう。都城跡の発掘調査ということは、この規模が広大である關係上、よほど周到な計画の上に立たなければ困難であり、從来も一部を除いてはほとんど空白な状態におかれていたのである。ところが、最近における斯学の発達は積極的にこの方面にも調査の鍵を進めようとしており、一方土木工事等に伴つて偶然に関係遺構の発見されることもあり、これが端緒となつて調査の行われたことも少くないのである。平城宮跡は、昭和二十八年十一月国道の改修工事によつて一部の遺構の検出されたことが動機となり、文化財保護委員会は奈良県教育委員会と協力し、新たに組織された平城宮跡発掘調査会と共に発掘を行い、朝堂院跡の北辺から約六百尺へだてた地域にいくつかの建築跡の複合した遺跡を明かにしたが、つづいて文化財保護委員会では航空写真による実測図を作成した。又昭和三十年八月には奈良国立文化財研究所の手によつて大極殿跡の南方地域について調査を行い、組織的な調査の第一歩を築いた。長岡宮跡についても、土木工事に伴つて建築跡の発見があり、一部地域の調査がなされ、朝堂院とみなされる箇所について貴重な資料を得ることができた。大阪市法円坂町の台地にあたるものと推定されている聖武天皇の難波宮跡についても、大阪市立大学の山根徳太郎氏等の熱意によつて次第に明かにされており、一方大宰府跡についても、かねてから九州総合文化研究所によつて周辺の関連遺跡の発掘調査が進められてきた。

東北地方の古城柵は、奈良時代を中心として展開された蝦夷の征討と僻地の開拓という歴史上の大きい事象のあとを

明快に示すものであり、古くから史家によつて関心がもたれてきた。この間において、昭和五年に確認された秋田県弘田柵跡について同六年に発見された山形県城輪柵跡は、文献の記載を欠くが、遺跡の実態を明かにしたものとして大きい光明をもたらしたものであつた。しかも、文献に記された古城柵、たとえば太平洋に面する地域については、続日本紀の天平九年四月戊午の条に記されている色麻・玉造・牡鹿・新田の四柵、又天平宝字二年十月に造られたことの記されている桃生城、神護景雲元年十月の条に見える伊治城、又は伊治城の支鎮としての性格をもつたとみなされる覚籠城等、平安時代初頭においては、膽澤城が統いて築城され、この前哨的な支鎮の役割をもつた志波城又は徳丹城、日本海に面する地域としては、早く孝德天皇三年に造つたことの記されている渟足柵、同じく四年に治めたことが記されている磐舟柵、又は和銅二年三月の記事に見える出羽柵をはじめとし、この他に由利柵・雄勝城については、この位置についてなお学界に諸説があるので、疑問につつまれているものが多い。膽澤城に先立つて鎮守府が置かれて政治的並びに軍事的に中枢の要地をなした多賀城又は天平宝字年間に恐らくその完成を見て、日本海方面の地域における重要な軍事的な基地をなすとともに政治的な役割をもつた秋田城については、この所在地は明確であるが、規模や建築跡等に関する十分な徵証を欠いているのである。しかしながら、最近におけるこの方面的関心は、これらの城柵址についても多くの示唆をあたえるものが少くなかった。たとえば、宮城県においては、昭和三十年五月東北大学の伊東信雄教授等による加美郡中新田町菜切谷所在の奈良時代寺院跡の発掘調査に関連して、その西方約一杆の地域に東西三二〇メートル南北二五〇メートルの長方形の柵跡が確認され、土壘や空堀なども存して或は玉造柵跡でないかとも考えられたことや、岩手県においても現在、紫波郡矢巾村大字西徳田において板橋教授・田中喜多美氏等の努力によつて柵立柱の遺構が発見されつつあつて徳丹城址に關係するものとの推察に可能性がいだかれようとしていることや、或は又新潟県にあつては、

從來磐舟柵址と考えられている村上市瀬波附近において昭和三十一年春にはからずも石墨遺構が発見されたことなどは今後の東北地方の古城柵の研究に明るい見通しをもつものであつた。

今次の膽澤城跡の調査も、このような今日の機運から見れば、この動向の中に展開されたともいえるのであるが、しかし、この調査は耕地整理という公共事業にともなう史跡の現状変更に関連して行われたものであり、我々は組織的な発掘調査とは異なる別途な立場におられたのである。すなわち、膽澤城跡は、早く大正十一年に史跡として指定されていたのであるが、今回文化財保護委員会ではやむを得ず耕地整理を許可することになり、その際、地図を作成することや、あらかじめ重要な箇所を調査してこれをそのまま保存することや、若し工事の場合に遺構が発見されたなら直ちに停止して岩手県教育委員会に連絡してその指示をうけることなどの条件が加えられたのである。今回の調査は、このような条件下に伴うものであり、岩手県教育委員会によつてこの調査が行われたのであるが、幸にも、水沢市当局及び元民の協力は、史跡保存の立場をも十分に尊重して多大の便宜が供せられたのであり、水田地帯という調査には最も悪い地理的条件に加えるに、その期間も稲の収穫後の十一月を主としたために時間的にも恵まれなかつたが、とにかく一応の調査を了したことは幸であつた。

多賀城につづいて東北地方における政治的及び軍事的に重要な基地としての役割をもつていた膽澤城が、日本紀略に記載されているように延暦二年正月に、坂上田村麻呂によつて造られたものとされるのであるが、この築造年時をはじめとしてなお考究すべき多くの余地が残されているようである。本書では、まずこのような歴史的背景について考述したのであるが、この中には新たな知見もいくつか含まれている。すなわち、延暦二年正月は膽澤城の完成でなく、膽澤城の構築計画が策定し、田村麻呂をその責任者に任じたのであり、築城はこの後につづいて行われ、田村麻呂は四

月頃までの間に現地に赴任したと考察している。また田村麻呂はその後七月には入京しているのであるが、不在中現地において実際の任務について功のあつたのは、陸奥牡鹿郡の出で、名門であつた鎮守軍監道鳴御楯であり、膽澤城もその協力によつて年内に完成したとしている。その後、鎮守府は多賀城からこの城に移置されたのであるが、二三年正月までは依然として多賀城にあつたのであり、移置の時期は膽澤城が竣工し更に膽澤城の前哨としての志波城も完成し志波と膽澤との連絡交通路も一応整備された頃、すなわち延暦二三年頃と推定を下している。また膽澤鎮守府の機構についても、いくつかの文献の上から、將軍・軍監・軍曹・府掌・醫師・弩師・陰陽師・儀仗等の名とその人員数とを掲げ、更に鎮兵の員数を考察したのであるが、鎮守府の機能が衰微したのは大体十世紀の末から十一世紀初頭という見解をとつてゐる。

我々は、このような歴史的背景をもつた膽澤城について、更に実際に残された遺跡の解明をなぞうとするものであるが、この実際の遺跡については、早くも地誌にこれを紹介している。すなわち、仙台封内風土記・十府管轄・東遊雜記等がこれで、中にも東遊雜記には、

膽澤郡八幡村は奥州鎮守府の旧跡にして、街道より五十余、しるしの石あり

とあり、当時既に何人かによつて、これを標識する石碑まで立てられてゐたのである。もつともこの説に反対する見解もあり、原秀四郎博士が永岡村説をとつてゐるのも、その一であつた。しかし、今回の遺構の顯現は、膽澤城跡をもつて、古くからの伝称の如く、胆澤郡八幡村すなわち胆澤郡佐倉河村大字宇佐（現在の水沢市）に求めるに決定的な徵証を与えたものといふことができる。

この地が、胆澤隆起扇状の平地の最も低い段上にあり、東方に北上川の大河をひかえ北方に胆澤川を擁して自らの要

塞を形成するとともに、北上川による舟運の便をそなえており、西と南とに地味肥沃な坦々たる平地をつづけており、古代城柵の立地として、北に加瀬沼をひかえた台地を占める多賀城や、文献に「跨大河凌峻嶺」と記されている桃生柵等とともに、絶好な地理的環境につつまれているということができる。この位置に、ほぼ各辺六町に方形の区割をもつて土塁跡とみとめられるものが、現在道路として明かにのこされていることは、この城跡の顕著な特色を示すものであろう。更に、過去においてこの地域内から、古瓦片や須恵器・土師器片の発見された事実や、又偶然に柵立柱の一部が発見されたという知見も、遺跡としての重要性を考えしめるものであつた。一方、現在東北隅の外に鎮守府八幡宮の鎮座していることも、現在の位置には問題があるとしても、郭内における宮ノ内・九蔵田、二月・四月等の地名の存する点とともに、この沿革の由緒あることを示すものであつた。

今回における調査は、この遺跡に対しても、更に一部地域の発掘をなしたものであり、従来表面的な観察や、狹小な地域試掘や、偶然の発見事例のほかに多くの新知見を加えたのである。次にこの成果の二三について考えて見よう。

まず、規模について述べるに、ほぼ六町内外の方形区割をなすと考えられている土塁跡については、早くも江戸時代に、東辺五町三十八間、西辺六町、北辺五町五十七間、南辺五町五十二間と記録され、その数値は今日まで踏襲されてきたのであるが、今次の実測図の結果、東辺は五町四十八間、西辺六町十間、北辺六町二間、南辺六町六間といふことになつた。この大いさは新たな実測にもとづいたものであり、今後一つの基準となるものであるが、とにかく、このようすに六町内外の土塁の範囲は、山形県城輪柵址が東辺約六町四十四間、西辺は約六町二十九間、北辺は約六町三十一間、南辺約六町三十四間と測られているものとほぼ規を一にしている。しかし贈澤城に先だつて鎮守府の置かれた多賀城に

おいて、南北が約十町、東西が約八町内外と認められているものに比すれば、かなり狭小なものといわれよう。もつとも、この磨澤城の方郷土里の外がわにも、その南方においては、あたかも南北中軸線に對して全く対象的な位置に東西両建築跡があり、この建築跡の南辺は土里から約一町、くわしくいえば一町に十三尺不足している程度である。更にその南には、土里から丁度一町の地点にかなり乱雑に打込み式柱脚群列が検出されており、磨澤城南辺の外周柵列の一部とも考えられるのである。したがつて本文で触れたように、磨澤城の地域をもつて六町四方でなく八町四方であり、古來の伝称である「方八町」はこのまま実数でなかつたかとの推定も成り立つわけで、これは注目すべき点であろう。しかし、方八町という数字にとらわれず、方八町を以て或る整然とした区割をもつた地域に対する通称と考えることも一つの見解であろう。殊に、北・東・西に、このような一町はみでた外柵の痕跡を確認されぬ以上、今日のところ、ほぼ六町四方の土里がやはり磨澤城としての基本的な規模であり、南に存するものは、一種の外派的な存在のものとする考察のあることも一言して将来の決定を俟つことにしよう。

次に今回の調査において、建物跡の明かにされたことは、從来東北地方の古城柵において城輪柵跡・払田柵跡における門跡或いは角柵跡の検出のほかは全く前例のないことであり、注意されなければならない。すなわち周郷内においては、正殿跡・第一建物跡・第二建物跡・正殿西門跡及び正殿の南面と西面とをかこむ垣跡とみとめられるものが発見され、又南の周郷南方において二つの柱脚遺構を明かにすることができた。このようないくつかの遺構はその結果だけからみればいかにも簡単な方法で顕現されたようであるが、寺院跡のようにその伽藍配置に或る程度の見当がつくものや又は地上にその痕跡が露呈しているものと異なつて全く未知のものであり、その検出には迂路曲折があり、困難をきわめたのであつた。しかし我々はその追求に最後まで懸命な努力をつづけたのであり、正殿跡の如きも終了予定の日に近

く、ようやく明かにされて、辛苦が報いられたのであつた。周郭内における建築跡は、南北中軸線の東よりの位置に存するのであるが、その中、正殿跡は東西に長く七間<sup>セキ</sup>に四間の掘立柱による建物跡であり、掘立柱の西縁の列は、南北中軸線より東二六〇尺、また西縁の中央の柱脚跡と東辺の中央柱脚跡とをむすんだ線は、東西中軸線と一致する位置をなしている。掘立柱の間隔は、東西八尺、南北一〇尺と推定されるものであり、したがつて、建物は東西は五六尺、南北は四〇尺の大きさとみとめられる。第一建物の跡は、その西南方に見られるもので、南北に長い建物であり、南北七間は東西三間とみられる。掘立柱の柱間は南北七尺七寸位、東西の間尺も亦ほぼこれに等しく、南北五三尺八寸、東西一二尺八寸位の大きい建物が想定される。第二建物跡は正殿跡の西北方に当るもので、東西三間南北五間と推せられ、同じく掘立柱によるもので、柱間八尺五寸位の間尺を有している。正殿西門跡は、正殿の西縁から西に八〇尺の地点に南北に一列に四箇の掘立柱があり、中の間は広く十三尺を測り脇間はそれぞれ七尺を有しており、正殿に対する西門とみとめられる。この掘立柱の掘方は他の建物跡のものと異なつて、いずれも東西に長い楕円形の壌によつたことも注意されれた。正殿の南及び西の垣跡は、正殿の南と西とに見られるものであり、南は正殿の南縁から七三尺の地点に東西に並んでいた。正殿の南及び西の垣跡は、正殿の南と西とに見られるものであり、南は正殿の南縁から七三尺の地点に東西に並んでいた。正殿の南及び西の垣跡は、正殿の南と西とに見られるものであり、南は正殿の南縁から七三尺の地点に東西に並んでいた。正殿の南及び西の垣跡は、正殿の南と西とに見られるものであり、南は正殿の南縁から七三尺の地点に東西に並んでいた。

次に、周郭の南方地域に検出された二つの柱脚遺構は、南北中軸線を中心として左右対象に、東の柱脚遺構の西縁及び西の柱脚遺構の東縁は、この中軸線からそれぞれ約八一尺の距離に位して存するのである。いずれも柱脚をもつ掘立柱よりなり、南北一四七尺東西三三尺の壮大な建物に復原される。これらの建物の方位はいずれも軌を一にしており、この南北線は磁北において東に八度偏している。この方位は城輪柵跡の角櫓跡等が磁北において約三度東に偏しており、大宰府の建物が同じく五度の差をもつて東偏しているのに比してやや度差が多い。

これらの中、建物跡について注目される一つの事柄は、いずれも礎石付の柱でなく掘立柱によつてなされたということがであろう。これらの事実はすべて柱の生込みの壙が発見されて明かにされたのであるが、殊にこの壙の若干の発掘の結果、柱根もこのまま残存していることもわかつた。これらの柱根は栗材であることがわかつたが、所謂目途孔の有するものもあつた。柱根の据え方及び壙の掘り方について調査するに、黄褐色粘土質の地山を径約五尺位にほぼ圓丸の方形に約二尺位深く掘りこみ、下底部に細粒の砂を入れ、ほぼ中央に柱をたて、まわりに径数寸位の丸い小石をつめ込み、更に粘土質の土壤と木炭碎塊とを二寸から三寸位の層位に交互に置くという方法を用いている。従来、この種の壙に木炭碎塊が存するとき、柱痕の焼けた砂片でないかと速断する向きもあつたが、今回の調査によつて、これらは木質の腐蝕を阻止するための特殊な方法であり、奈良時代において墳墓にしばしば用いられている事例と相通するものがあることが知られたのである。しかも、これらの掘立柱やこの壙の構造においても、それぞれの建物跡について相違のあることも気付かれたのである。たとえば柱根の太さにおいても正殿の場合、径一尺二寸位の大きさに対しても第一建物跡の柱根の径はほぼ一尺であり、正殿跡の柱根の周囲には青色の精良な粘土をもつて三寸乃至五寸の厚さに目張りして特に丁重な方法をなしている。一体、奈良時代前後の建物跡において、掘立柱によるものは近年特に注意されているもので、

晉て法隆寺東院の舍利殿・絵殿・礼堂下において約三尺三寸立方位の掘立柱生込みの礎が発見されたが、これらの柱根の径は一尺二三寸が通有でいわゆる目途孔のあるものもあり、柱根下には盤木又は栗石の存するも多かつた。また平城宮の朝堂院跡の北辺から約六百尺へたてた地域には、東西に長い掘立柱の建物跡が検出された。この地域には礎石付の柱をもつ建物もあり、いくつかの建物の複合したものであるが、掘立柱の建物は時間的に先行して立てられたことも考えられるのであつて、大体一辺四尺位の方形の礎があり、底は皿形につくられ、柱下の部分は多少くぼんでいた。埋もれた柱は腐朽したが、この痕跡によつて大体一尺三寸から一尺四寸位の直徑のものとみとめられた。このように掘立柱の示例はいくつか明かにされているが、臘澤城跡に見られるものもほぼ同構であり、東北地方においてこの示例を加えたことは今後の研究にも好適の資料をあたえるものであろう。

更に、これらの建物跡において注意されることは、周廊内における一群の建物跡及び門跡・垣跡等の配置である。このような配置は、全地域に対する完全な調査によつたすべての建物跡でなく、ようやく検出された一部のものだけである。恐らく、正殿の南の垣跡とみなされるものの存在も、もつと東に延びていたであろうし、又第一建物跡に関連してこれと同様な建物が、正殿跡の南北中軸線に対して左右均齊の位置に存したであろうことも推察されるのである。しかし、たとえば、このようにして推察される西方建物跡の所在する地域の大部分は、既に早い頃に削土開墾されて低い地になつてゐるなどのよう、今後の調査にも困難なことが多い。一応、この機会に、一つの試論として今日顯現された配置の上から最も可能性のあると思われる推定をみちびきだし、更に問題を発展させて見ることにしよう、これらの建物跡及び門跡等の配置について当然考えられることは、藤原宮・平城宮等に見られる朝堂院の配置すなわち東西に長い大極殿の前面にこの南北中心軸の左右対照に東側に六堂、西側に六堂存し、殊に大極殿の前方及び東西には歩廊的な存在

の推せられる配置である。この配置を膳澤城跡で顯現されたものと比較するとき、たとえ、宮殿跡は大極殿跡の礎石をもつ壮大な規模や十二堂跡の多数の建物の配置や、歩廊の構造等において、格段の優秀さがあるとしても、両者においてこの配置や規模に相通するものがあることが認められよう。ことに最近平城宮の大極殿跡の東南の廻廊跡において、南北に長い複廊かつづき、これが西に屈折して大極殿跡の南前方につづく廻廊となつていていることが明かにされた。この中央部に門があつたかどうかの確認は未だ不明としても、膳澤城跡における正殿跡の南方の垣跡の存在との共通性を思わせるものがあるのである。更に、大宰府における政庁跡においても、東西に長い正殿跡があり、この南面に南北中軸線の左右対照に南北に長い東殿跡・西殿跡の存在が認められる。殊に正殿跡は七間に四間であり、東殿跡・西殿跡は七間に三間である。もつとも、大宰府の場合いずれも礎石付の柱であり、大きさも正殿は南北の柱間は平均十尺七寸二分、東西は左右両端においてやや狭いが、他の部分は平均十四尺五寸八分六厘を有しており、又、東殿の東西柱間は平均九尺七寸六分、西殿は九尺七寸七分、東殿の南北の柱間は平均十二尺五寸五分二厘、西殿は十二尺七寸と考えられており膳澤城跡の正殿跡及び第一建物跡に比して一様に大きいが、この柱間の数は全く同じである。

このように膳澤城跡の廊内の建物の配列が当時の宮殿建築又は大宰府の如き地方行政機関の建築の形式に類似するもののあるとする見方はかなり穏当性のあるようと思われるるのであるが、この類似性は当時の歴史事象を考えれば、むしろ当然であるという感もいたかれるのである。膳澤城は坂上田村麻呂がその責任者となつて築かれたものであることは既に述べたよう明かなところである。田村麻呂は、平城宮の規模も目に映じたであろうし、延暦三年藤原種継が造宮使長官となつて遷都を決行した長岡京宮殿も、又は延暦十三年に遷都した平安京の宮殿も親しく接したことであろう。彼が陸奥出羽按察使兼陸奥守及び鎮守將軍を兼ねて重要な任務地となるべき膳澤城の經營にあたつて、ながい伝統をも

つた平城宮・長岡宮・平安宮に貫して見られる宮殿規模の一端を縮小化し略式化して模倣移植したということは、諸般の行政的軍事的な執行の面からいって最も合理的なものであつたろう。しかし、これは必ずしも田村麻呂の個人的な意図のみではなかつたろう。地方における都城的な性格をもつ行政機関の施設が策定されようとするとき、宮殿建築の配置を簡略化して移すということは、これに關係した人々の最も落ちつく自然の見解であつたろう。殊に平城宮において東方地域に朝堂院を配するということが膽澤城においても周郭の南北中軸線の東がわにこれを簡略化した建物群のあることとあわせ考へるべきである。したがつて、西がわの地域にも朝堂院的な性格のものと別個な一群の建物跡の存在も予想されるわけである。しかし、この地域には民家があつたり、又九蔵川が斜めに横断してこの流域に低地をつくっているなどの悪条件もあつて建築物を十分に追求することのできなかつた点は遺憾であつた。

又大宰府における政庁の規模と軌を一にしていることも、この見地に立つて考へるべきであろう。西海の諸国の統治と対外の警備蕃客饗宴の重要な機能をもつ大宰府と、陸奥における鎮守府として枢要な役割をもつ膽澤城とが、いずれも地方行政機關として相対応すべきものであつたことはいうまでもない。この二つがその一部の建物において間数や配置において一致していることも当然であつた。しかし、このように共通性があるとしても、膽澤城における第二建物跡の存在の如きは、未だ他に例のないものであり、又膽澤城に見らるる建物跡がすべて掘立柱によるもので、宮殿建築の遺構に見られる堂々さや、大宰府の礎石にしのばれる整美さに比してきわめて粗大な特色をもつてゐる点も看取できるのであり、これは却つて東北の地に短年月の間に多くの人員を動員して軍事的な基地としての築造を敢行した膽澤城の性格をも端的に示すものである。なお、膽澤城跡の周郭の南方地域における左右対照に存する柱脚遺構についてはこの種の都城関係の遺跡でははじめて顯現されたものであり、この性格については明かでない。この地域の調査に特に力

を注いた板橋教授は、調査終了後、或いは兵舎の如きものでなかつたかとの意見を提唱したこともあつたが、これもたしかに傾聽すべき一見解であろう。諏津城跡において明かにされた建物は、さきにも述べたように、もとより一部分に過ぎない。時代はかなり降るが、元慶の頃の秋田城内には屋舎として官舎一百六十一宇、城櫓二十八宇、城櫓櫓二十七基、塔櫓六十一基あつたことが伝えられていることから考えても、他に多くの建築の存在も予察されぬことはない。周囲内において、南北中軸線の西よりの地域の一部である現在及川金一氏所有の畠に瓦片が多数見出されたという事実も、ある種の建物の存在を考えしめるものであろう。又城輪櫓跡や払田櫓跡の例に照しても、角櫓の存在或は周囲のそれぞれ各面の中央に門跡の存在も予想されるのであり、これらの究明はなお将来に期待がいだかれるのである。

なお、出土品について一言したい。諏津城跡からの出土品として特に注意されるのは、須恵器・土師器である。諏津城の存續はほぼ九世紀・十世紀にわたるものであるが、今回発見した壺・甕等においてこの間の形式的な推移をたどることは困難であつた。むしろ、我々としては、これら一群の土器をもつて、製作年代のほぼ明かに推定される資料として、須恵器・土師器の全般的な編年考察の上に一つの標準を与えることによる意義を見出すべきであろう。殊に、長頸壠の須恵器の如きは、肩部の張りもなだらかで整った形態を示しており、よく奈良時代末期から平安時代初頭における特色をそなえた標型的な一例であつた。しかも、口頸部には土師器破片が附属しており、蓋として被せたことを示すものであるが、身が須恵器であり蓋が土師器であったことも当時の使用法の一端を示すものであろう。また深塊形の器体をもち、胴部に長方形の透孔を有しこの間に綾杉状の沈線をもつ特殊な容器も注意されるものである。これらの優秀な品がいざれも正殿跡附近において発見され、その他にこの附近からは須恵器破片がかなり多いのに比して、周囲南方柱脚遺構跡附近において土師器が著しく数を増して発見されている事実も、たとえこれが一部地域の発掘によつたもので

必ずしも決定的なものとはいわれないかも知れないが、或いは正殿等をもつ建物跡と、南部地域の両建物跡との性格の相違をも暗示するかも知ないのであり、前者があたかも朝堂院的な役割をもつて反して、後者が日常生活の場としての兵舎的な性格をもつという考えも、必ずしも飛躍的な推定ではないようである。

次にこれらの容器や瓦を焼いた窯跡も、幸に早稲田大学の滝口教授等によつて別途に調査され明かにされたことも幸であつた。この窯跡は江刺郡江刺町にあり、膽澤城跡との距離は一里二十五町に過ぎないもので、この出土品はすべて膽澤城跡出品と同一のものであつた。この種の城柵の築造並びに維持のためには当然その建築に必要な資材の製作も考えなければならないし、この居住に必要な生活用具の製作も行われなければならない。したがつて城柵跡と窯跡とは相関連して考へるべきであり、多賀城跡においても、この近くの宮城郡利府村大沢で瓦窯の遺跡が見出されている。我々はこの関係からして城柵の位置の不明なときに、別に窯跡の探求から推し進めるということも認められるわけであり、志波城跡が依然として明かにされないととも、現在の岩手県紫波郡紫波町古館に須恵器の窯跡の存することも、又は磐舟柵跡の場合、村上市瀬波中学校附近において須恵器の窯跡の存在の推定されることも、今後のこれらの城柵跡探求の手がかりになることも信ぜられるのである。胆澤城跡の調査と相前後して江刺町の窯跡が明かにされたことは、この点から見て重要視すべきものであり、殊にこの窯が北上川東岸の台地にあり、胆澤城と舟運の便があるということは、掘立柱が目途孔をそなえて筏に組んで北上川を利用したと考えられる点と共に、胆澤城経営の一つの問題として注目されるのである。

我々は今回の胆澤城跡の調査において、このような多くの新知見を加えることができたのである。既述のようにこの調査は、耕地整理に伴うものであり、決して満足すべきものではなかつた。我々は、なお将来の機会を俟つてこの追求

第五章 総 括

一一〇

をなして、今回の不備に補充をはかることを念願とするものであるが、一応、今次の調査の結果を報告し、我々の調査の責務を果たすことにする。

図

版

図版第一 膳澤城跡近傍地形図



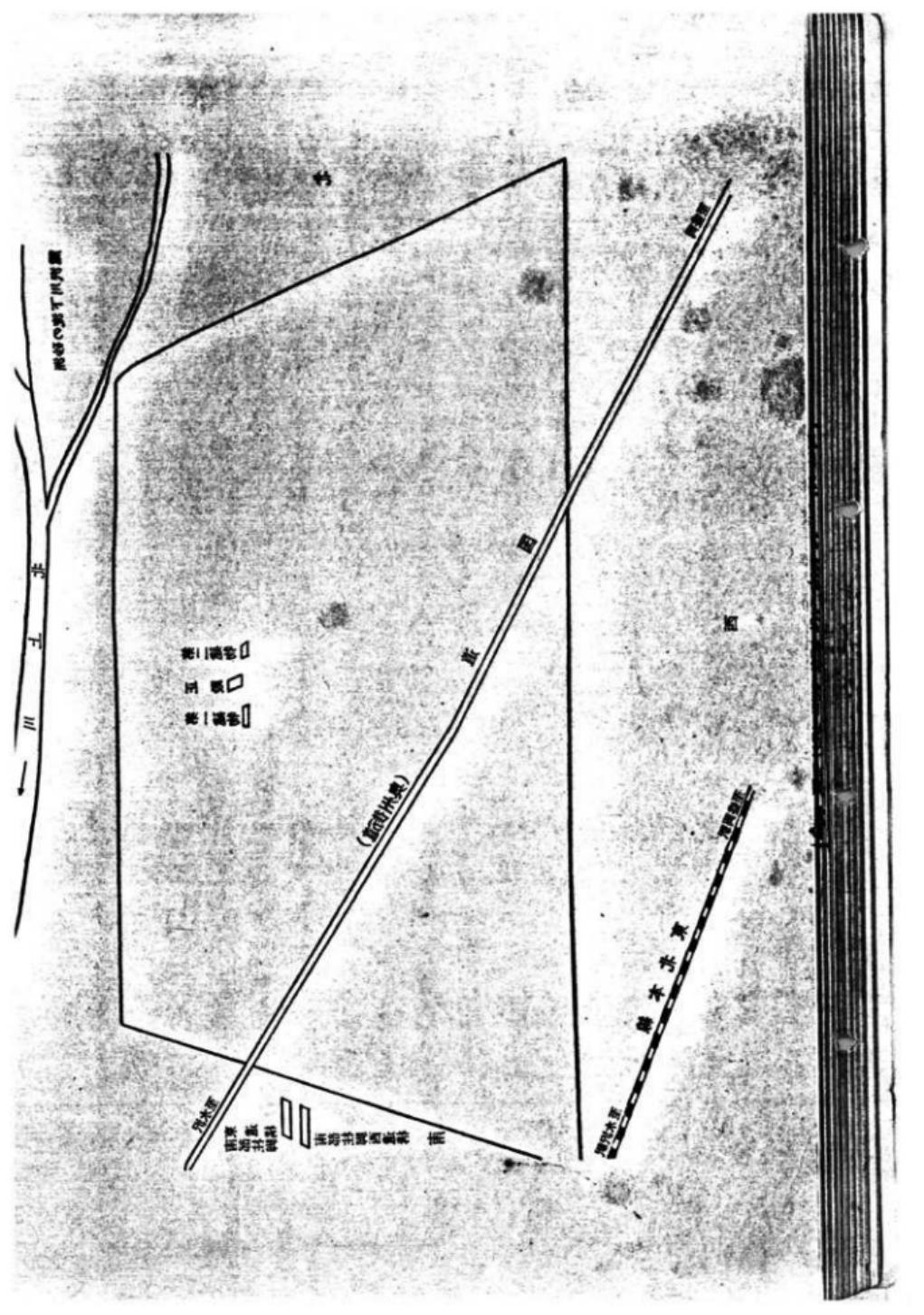
(城跡は中央○田の箇所)

尺之一分五  
米 1000 500 0 1000 2000 3000 4000  
里 10 5 0 10 20 30 40

地理調査所発行五万分一地形図による

図版第二 膽澤城跡附近地図





圖版第三 謄澤城跡近傍航空写真



(朝日新聞社提供)

圖版第四 岡卯東辺道路



南方より望む



北方より望む



南方より望む



西北側より望む



西辺道路と北辺道路の隅角部附近



西辺道路と南辺道路の隅角部附近

図版第七 周廓南辺道路



中央部附近



同部附近において中心部に通ずる道路

圖版第八 周郎北辺道路



西北隅より望む



東寄りの部分を望む

圖版第九  
周郎內部地域発掘実測図



圖版第一〇 周郷内部地域光景（一）



東寄りの地域（将軍屋敷附近）

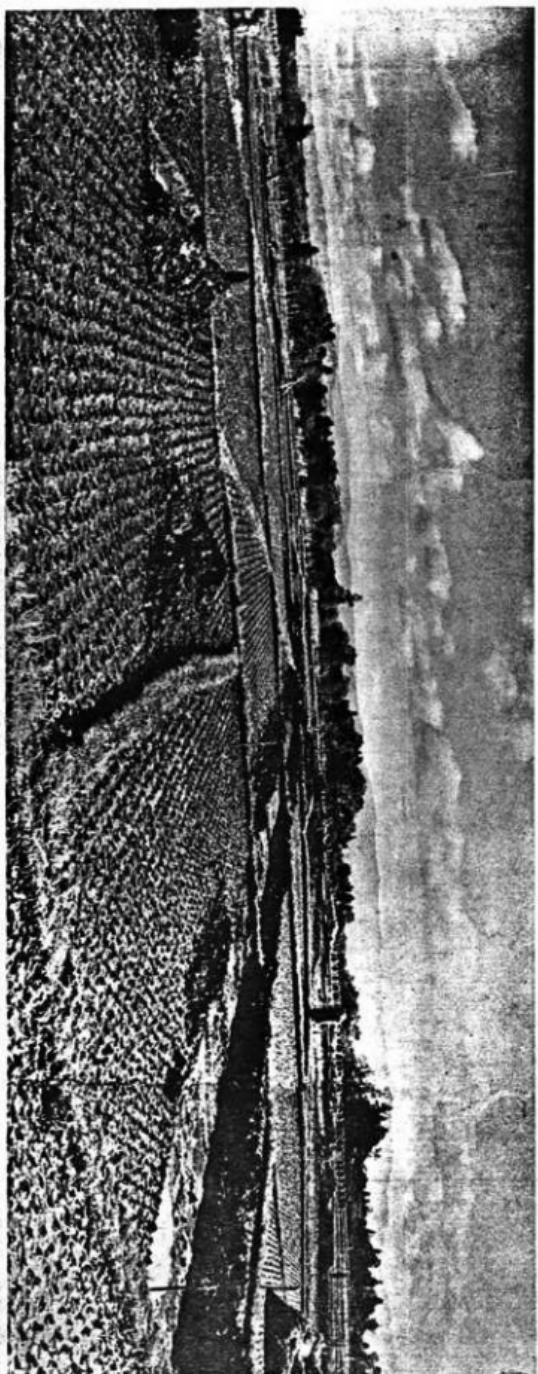


東北寄りの地域

圖版第一

周鄧內部地域光景(一)

海 墓

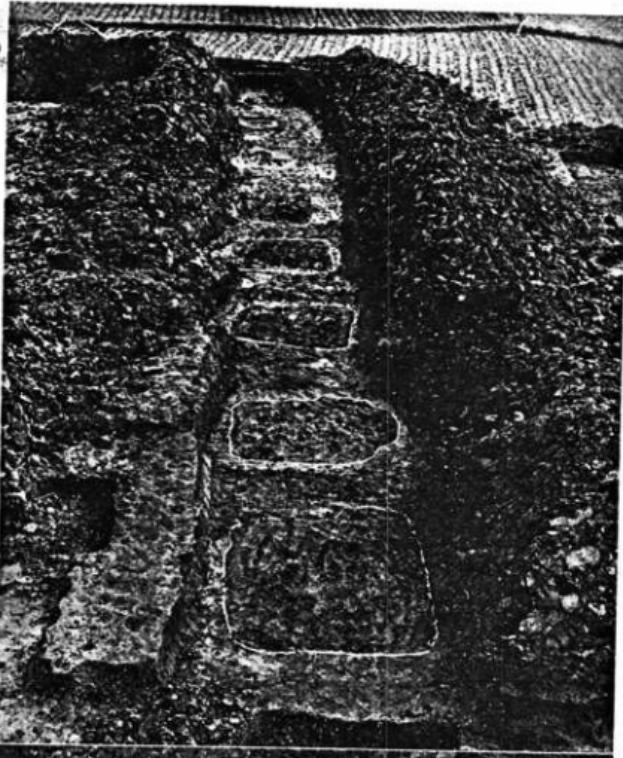


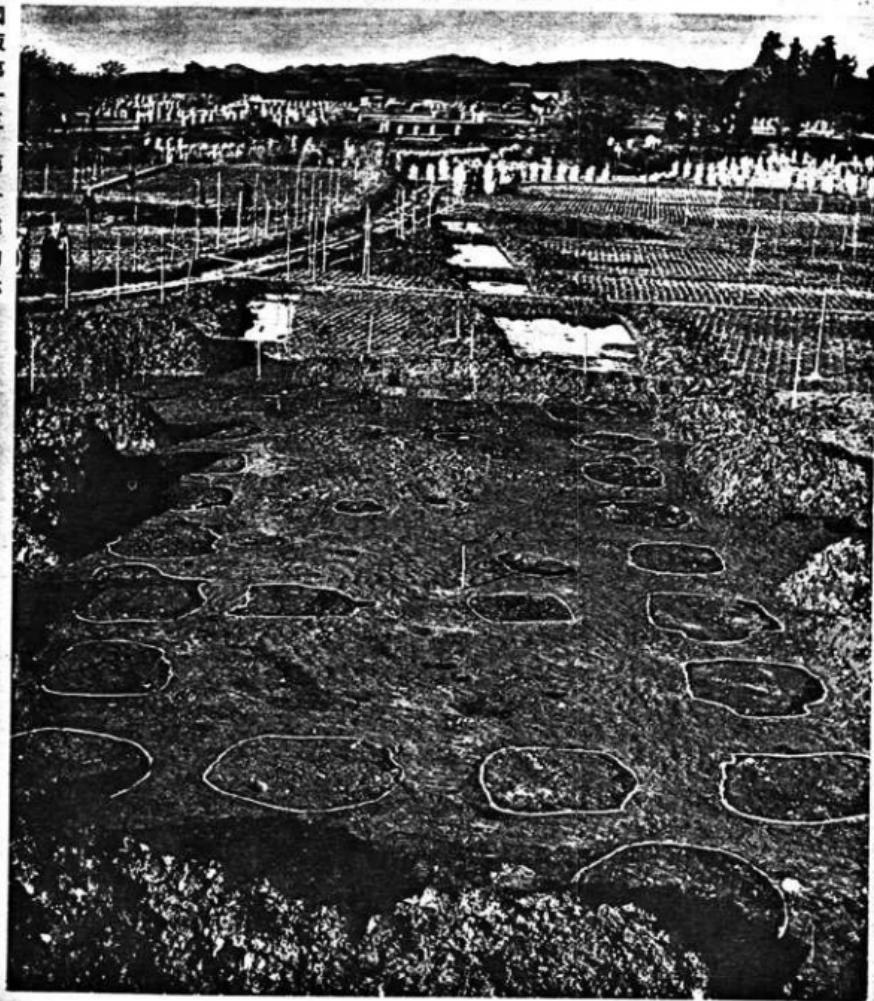
圖版第一 —— 周鄧內部地域光景(一)

圖版第一二 正殿跡

(上) 南縁の柱列 (西方より望む)

(下) 南縁及び西縁の柱列 (西南隅より望む)





圖版第一四 正殿西門跡

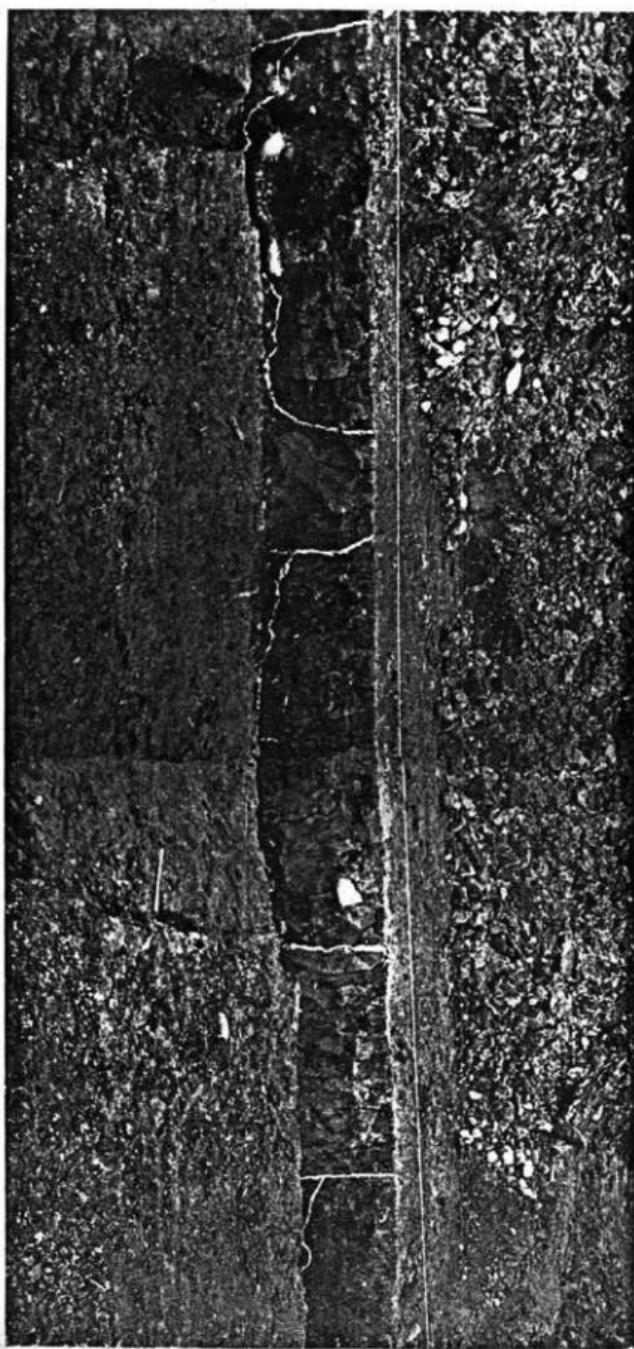


全景（東より望む）



柱立柱の壇の一部

図版第一五 正殿垣跡



断面にあらわれた柱列

圖版第一六 正殿跡附近における須恵器等出土状態



圖版第一七 柱脚発見状況



正 延 跡



第一建物跡

圖版第一八 周廓外南方柱脚遺構（西）



北方よりの遠望

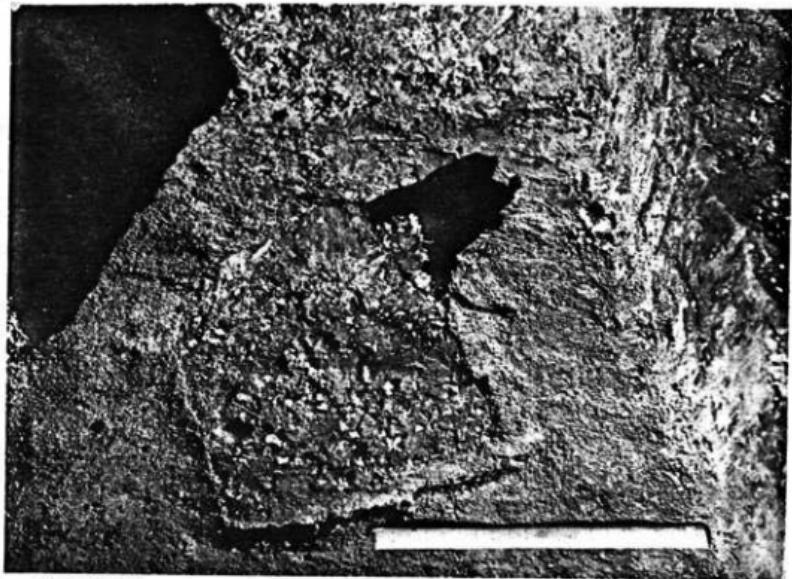


南方より望む

圖版第一九 周廊外南方柱脚遺構の柱脚出土状況



圖版第二〇 周廊外南方柱脚遺構南邊の柱脚痕跡



打込式柱脚痕跡



打込式柱脚痕跡群

圖版第二一 出土遺物



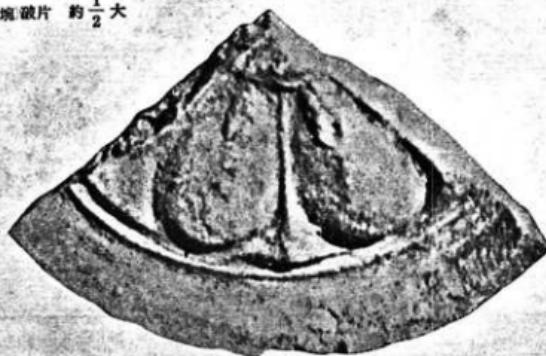
須恵器(長頸壺) 約  $\frac{1}{4}$  大



須恵器(長頸壺) 約  $\frac{1}{3}$  大



須恵器(壺)破片 約  $\frac{1}{2}$  大



鐵瓦破片 約  $\frac{1}{1}$  大